

昭 和 町
第 9 次 高 齡 者 保 健 福 祉 計 画
第 8 期 介 護 保 險 事 業 計 画
(令 和 3 年 度 ~ 令 和 5 年 度)

昭 和 町
令 和 3 年 3 月

目次

第1編 総論	1
第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ・期間	2
3 計画策定の方法	2
4 介護保険制度の改正（令和3年度）のポイント	3
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の状況	4
1 統計データからみる高齢者の現状	4
2 アンケート結果からみる高齢者の現状	14
3 日常生活圏域の設定	26
4 将来推計	27
第3章 計画の基本的な考え方	31
1 めざす姿と計画の基本目標	31
2 計画の基本方針	32
3 施策の体系	33
第2編 各論	34
第1章 介護保険サービスの充実	34
1 居宅サービス	35
2 施設サービス	46
3 地域密着サービス	49
4 市町村特別給付	55
5 介護保険制度の円滑な運営	56
6 自立支援・重度化防止等の取り組み	59
第2章 地域支援事業	60
1 介護予防・日常生活支援総合事業	61
2 包括的支援事業	64
3 任意事業	69
第3章 高齢者福祉サービス	70
1 高齢者等の生活支援事業	70
2 介護予防・生きがい活動支援事業	73
3 介護家族支援事業	77
第4章 高齢者が安全で生き活きと暮らせるために	81
1 社会参加の促進	81
2 介護予防と健康づくりの推進	84
3 認知症高齢者対策	86
4 地域包括ケア体制の整備	89
5 住みやすいまちづくり	90
6 交通安全・防犯防災対策	91
7 介護者支援対策	92
第5章 計画の推進にむけて	93
1 計画の推進体制	93
2 介護保険事業費の算定	95
資料編	100
1 昭和町厚生事業計画策定懇話会設置要綱	100
2 令和2年度 厚生事業計画策定懇話会委員名簿	101
3 計画策定の経過	102
4 用語解説	103

第1編 総論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

日本が直面している社会問題の1つに、少子高齢化があり、令和元年の年齢3区分別人口割合は、15歳未満12.1%、15～64歳59.5%、65歳以上28.4%と、高齢者が子どもの2倍以上となっています。（総務省統計局「人口推計」）また、令和22年には15歳未満10.8%、15～64歳53.9%、65歳以上35.3%と、高齢者が子どもの3倍以上になると見込まれています。（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」）

また、現役世代（15～64歳）と高齢者（65歳以上）の関係に注目すると、令和元年は現役世代が高齢者の2倍以上と、2人の現役世代が1人の高齢者を支える構図でしたが、令和22年には1.5人の現役世代が1人の高齢者を支える推計となっています。約20年前の平成11年には4人の現役世代が1人の高齢者を支えていたことを踏まえると、現役世代の負担が極めて重くなっていくと言えます。（総務省統計局「人口推計」）今後、子どもが減少している現状から、令和23年以降も現役世代の負担は益々重くなると想定されます。

高齢者を支えると言っても、高齢者の置かれている状況は一人ひとり異なり、介護を必要としない元気な高齢者もいれば、全介助の寝たきりの高齢者もいます。高齢者の増加に伴って、要支援・要介護認定を受ける高齢者や身体障害者手帳を取得する高齢者が増加していることは事実であり、加齢による身体機能・認知機能の低下は誰にでも起こりうることであるため、それによる不便や不安の解消のためにサービスを利用できる環境であることは社会として在るべき姿だと言えます。その一方で、サービスを提供する側となる現役世代は人数そのものが減少していることに加え、福祉職に就く人が少ないことから、増加を続ける高齢者のニーズに十分対応することが困難となりつつあります。少子高齢化の進行に伴い、このような課題が顕在化しています。

国は、平成12年の介護保険制度の開始という大きな節目を迎えてから、定期的に介護保険制度を改正し、増加する高齢者や要支援・要介護認定者への対応を段階的に進めてきました。要支援認定者の重度化予防として介護予防事業に注力し、介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるように地域包括ケアを推進・深化させ、介護保険制度が持続可能な制度となるように高所得者の自己負担割合を上げたりする等、幅広く対応してきました。これらは、団塊の世代が全員75歳以上（後期高齢者）となる令和7年を見据えて進められてきた施策です。

しかし、その令和7年が近づいてきたことから、令和2年の介護保険法等の改正に伴い、高齢者がピークを迎え現役世代が急減するとされる令和22年が次の目標年度として追加されました。また、介護予防・地域づくりの推進、「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進、地域包括ケアシステムの推進、介護現場の革新が、新たに盛り込まれました。

本町では、昭和町第6次総合計画の保健・医療・福祉分野の基本方針である「支えあう健やかな町を目指す」や昭和町第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画のめざす姿である「人と人がつながる虹いろのまちをめざして」の実現に向けて、高齢者をはじめとする町民やサービス事業者、行政等が互いに支え合える環境づくりを進めています。この度、本町の高齢者施策等の方向性を定めた昭和町第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画が最終年度を迎えたことから、法改正等を反映させた来年度からの計画として、昭和町第9次高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画を新たに策定することとしました。

2 計画の位置づけ・期間

本計画は、老人福祉法（第20条の8）と介護保険法（第117条）によって市町村に策定が義務付けられている市町村老人保健福祉計画と市町村介護保険事業計画を、一体的に策定したものです。

市町村老人保健福祉計画（昭和町第9次高齢者保健福祉計画）は、高齢者に係る福祉施策全般について必要な量を見込み、その量の確保に向けた方策等を定めた計画です。計画が担う範囲は高齢者の日常生活支援や健康づくり・介護予防、生涯学習やスポーツ等の生きがいづくり、就労機会の確保等、多岐に渡ります。

市町村介護保険事業計画（昭和町第8期介護保険事業計画）は、日常生活圏域ごとに要支援・要介護認定者が次の3年間で必要とする介護保険サービス等の量を見込み、その量を確保することで、介護保険制度の円滑な実施を図るための計画です。また、その量に応じて、介護保険料が決定されます。

本計画は、国や山梨県が示す基本指針や方向性に準じた内容であるとともに、町の最上位計画である昭和町第6次総合計画やその他福祉関連計画とも整合を図ることにより、町が一体となって福祉施策を推進する体制を整えています。

本計画の期間は、令和3年度～令和5年度の3年間です。次期計画に向けた見直しは、最終年度の令和5年度を予定していますが、社会情勢の動きや関連法制度の施行や改正等によって、計画の見直しの必要性が高まった場合には、最終年度を待たずに見直しを行う可能性があります。

3 計画策定の方法

(1) 「アンケート調査」の実施

元気な65歳以上の町民や要支援・要介護認定等を受けている町民に対しアンケート調査を実施し、高齢者の日常生活や身体機能等の状況、介護の状況等についての情報を収集しました。調査結果（抜粋）は、第2章に掲載しています。

(2) 「厚生事業計画策定懇話会（高齢者保健福祉計画専門部会／介護保険事業計画専門部会）」による協議

本計画は町の厚生事業計画策定懇話会において検討・協議を重ね、策定されました。厚生事業計画策定懇話会には、各福祉分野の有識者や関係者、町民代表等が参画しています。また、厚生事業計画策定懇話会に属する高齢者保健福祉計画専門部会／介護保険事業計画専門部会において、より専門的で詳細な調整が行われました。

(3) 「パブリックコメント」による意見聴取

本計画に町民の意見を広く反映させるため、策定途中の素案を公表し、町民の意見を募集しました。

実施時期：令和3年1月25日(月)～令和3年2月8日(月)

意見の提出方法：指定する場所への書面の提出、郵便、ファクシミリ、電子メール

意見件数：0件

4 介護保険制度の改正（令和3年度）のポイント

今回の介護保険制度の改正に伴い、中長期的な目標年度が見直されました。これまでは団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年（2025年）を見据えて様々な取り組みを行ってきましたが、そこに令和22年（2040年）が追加されることとなります。令和22年（2040年）は、団塊ジュニアが65歳以上となり高齢者がピークを迎えるとともに、現役世代が急激に減少する年であり、現役世代への負担が非常に重くなると予想されています。

また、この改正には以下の3つのポイントが盛り込まれており、今後の地域共生社会の実現に向けた取り組みの活性化を図ります。

（1）介護予防・地域づくりの推進（健康寿命の延伸）／

「共生」と「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進

- このまま高齢者が増加し、若い世代が減少していくと、現役世代が高齢者を支えるという体制が成り立たなくなる可能性があります。
- そのため、介護が必要となる期間（生活が制限される期間）をできる限り短くするという「健康寿命の延伸」が重要であり、世代を問わず、日常的に介護予防・健康づくりの取り組みに努める必要があります。
- 増加傾向の認知症高齢者に対しては、認知症施策推進大綱に準じた施策（認知症バリアフリー、予防、早期発見・早期対応等）に様々な分野・立場が協働で取り組みます。
- 認知症になっても住み慣れた地域で生活し地域住民と同じ社会でともに生きること、尊厳と希望を持って病気とともに生きることを「共生」と定めます。また、認知症になることを遅らせること、病状の進行を遅らせることを、認知症の「予防」と定めます。ともに、住民の理解あってこそその考え方であることから、認知症や認知症施策について広く理解を求めます。

（2）地域包括ケアシステムの推進

（地域特性等に応じた介護基盤整備、質の高いケアマネジメント）

- 令和7年（2025年）と令和22年（2040年）を中長期的な目標年度と設定し、介護基盤の整備に取り組みます。また、それぞれの地域の特徴を的確に把握・分析し、地域の状況に合ったサービス提供基盤を整備します。
- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を、多様化する介護ニーズに対応する場として整備を進めることが期待されています。
- 医療と介護の連携を強化し、中重度の医療ニーズや看取り等の医療が携わる在宅サービスの体制整備を進めます。また、地域医療構想等との整合を図ります。
- 地域特性や地域の課題を把握し、地域の実情に見合った解決を図るため、PDCAサイクルによる進捗管理を行います。また、進捗管理をより客観的でわかりやすいものとするため、定量的な指標を設定します。
- 見える化システム等の国の支援ツールを活用して地域の実態把握・課題分析等を行うことで、市町村の保険者機能の強化を図ります。

（3）介護現場の革新（人材確保、生産性の向上）

- 深刻な介護人材の不足を解消するため、処遇改善や働きやすい環境整備等を通して離職を防ぐとともに、外国人材等の多様な人材の確保・育成に努める必要があります。
- 足りない人材を補うためにロボットやICTを活用したり、現行のデスクワークや文書量を見直したりする等、時代に見合った革新を行います。

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来の状況

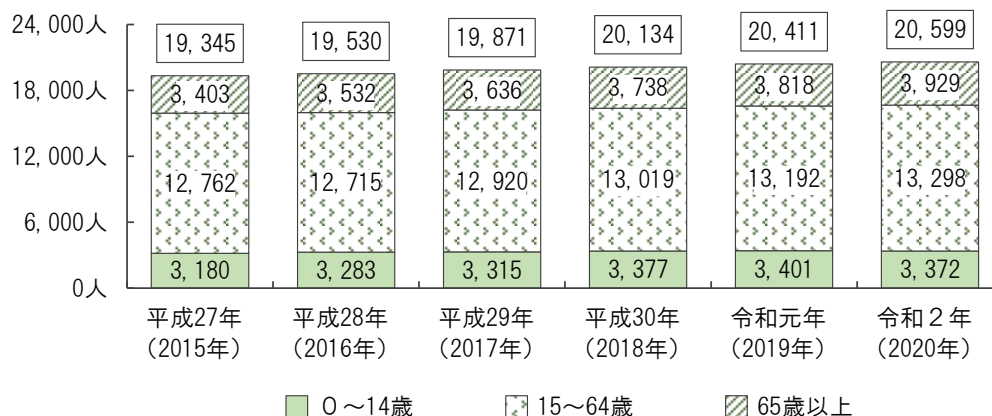
1 統計データからみる高齢者の現状

(1) 人口・世帯

①総人口・年齢3区分別人口

令和2年の総人口は20,599人、内訳は0～14歳が3,372人、15～64歳が13,298人、65歳以上が3,929人となっています。

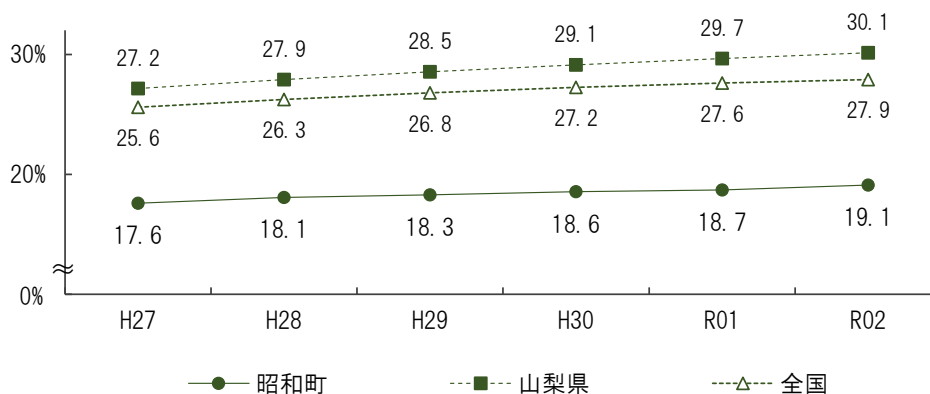
平成27年以降の推移をみると、総人口は毎年200～300人程度の増加傾向にあります。年齢3区分別では、15～64歳、65歳以上は増加傾向にあるものの、0～14歳は令和2年に減少に転じています。



資料：「住民基本台帳」（各年10月1日現在）

②高齢化率の比較

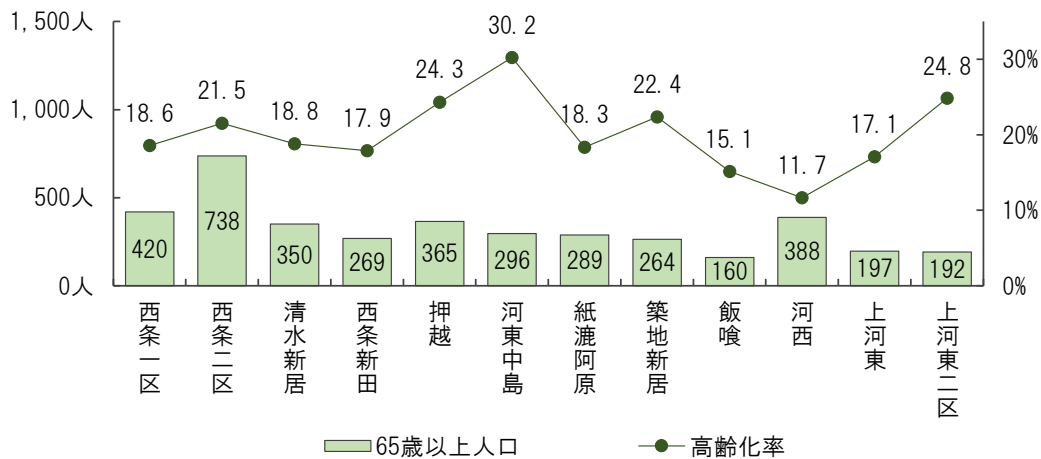
高齢化率を山梨県や全国と比較すると、本町は2割未満という低い水準で推移しており、特に山梨県よりは10ポイント程度低い状態が続いています。



資料：本町は住民基本台帳（10月1日）
 国・県は「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（各年1月1日現在）

③地区別 65 歳以上人口・高齢化率

地区別の 65 歳以上人口は、西条二区の 738 人が最も多く、次いで西条一区の 420 人、河西の 388 人などとなっています。一方で、地区別の高齢化率をみると、河東中島のみ 30.2%と、唯一 3 割を上回っており、次いで上河東二区の 24.8%、押越の 24.3% などとなっています。

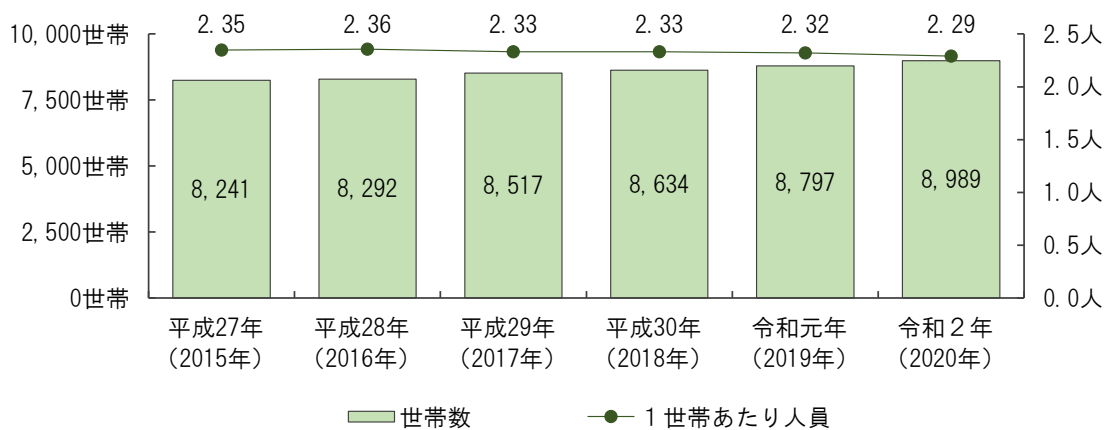


資料：「住民基本台帳」（令和2年10月1日現在）

④世帯数・1世帯あたり人員

令和2年の世帯数は8,989世帯、1世帯あたり人員は2.29人となっています。

平成27年以降の推移をみると、世帯数は増加傾向にあります。1世帯あたり人員は、総人口も増加傾向にあることから、ほとんど横ばいで推移しています。



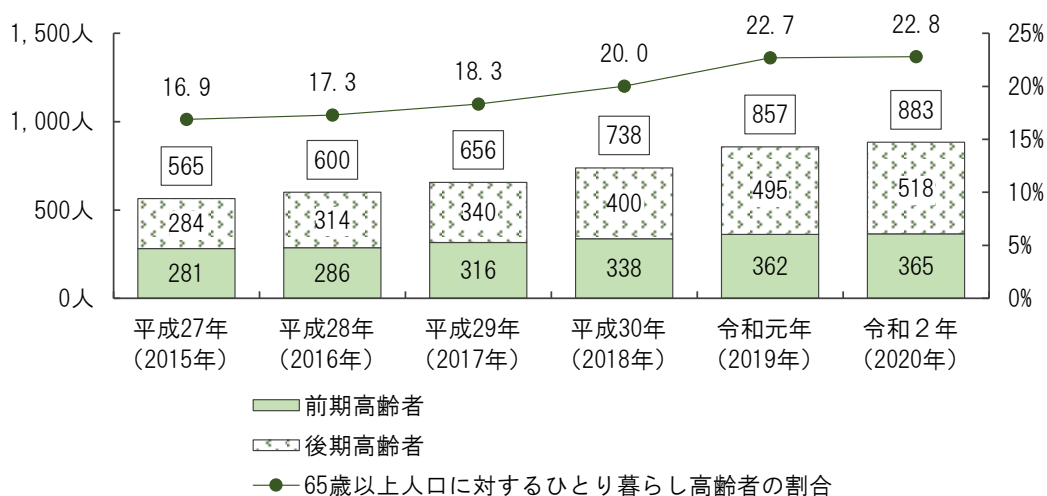
資料：「住民基本台帳」（各年10月1日現在）

(2) 支援を必要とする高齢者の状況

①ひとり暮らし高齢者

令和2年のひとり暮らし高齢者は883人で、内訳は前期高齢者が365人、後期高齢者が518人となっています。65歳以上人口に対するひとり暮らし高齢者の割合は、22.8%となっています。

平成27年以降の推移をみると、ひとり暮らし高齢者は増加傾向にあり、特に後期高齢者の増加が目立ちます。65歳以上人口に対するひとり暮らし高齢者の割合は上昇傾向にありましたが、令和元年以降は横ばいとなっています。

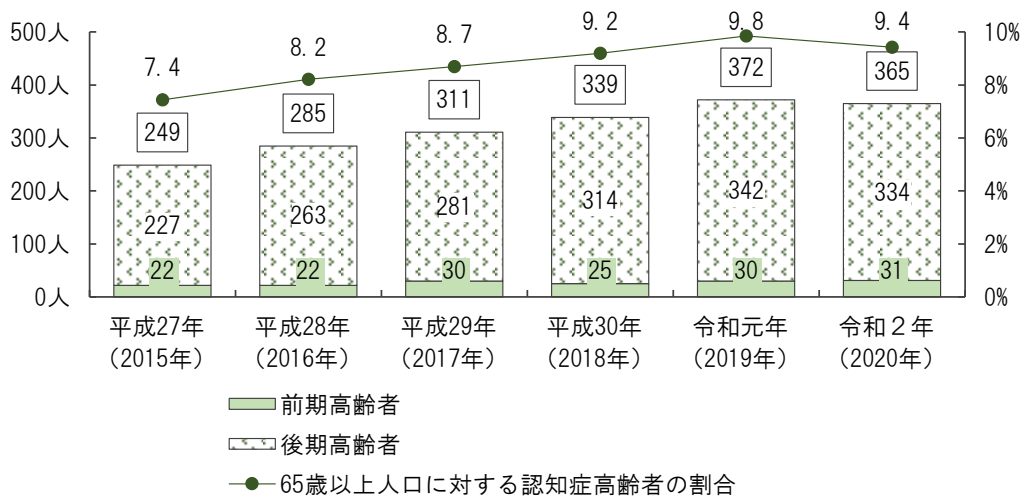


資料：「高齢者福祉基礎調査」（各年4月1日現在）

②認知症高齢者

令和2年の認知症高齢者は365人で、内訳は前期高齢者が31人、後期高齢者が334人となっています。65歳以上人口に対する認知症高齢者の割合は9.4%となっています。

平成27年以降の推移をみると、認知症高齢者は増加傾向にあり、特に後期高齢者の増加が目立っていましたが、令和2年にはわずかに減少しています。65歳以上人口に対する認知症高齢者の割合も上昇傾向にありましたが、令和2年には低下しています。

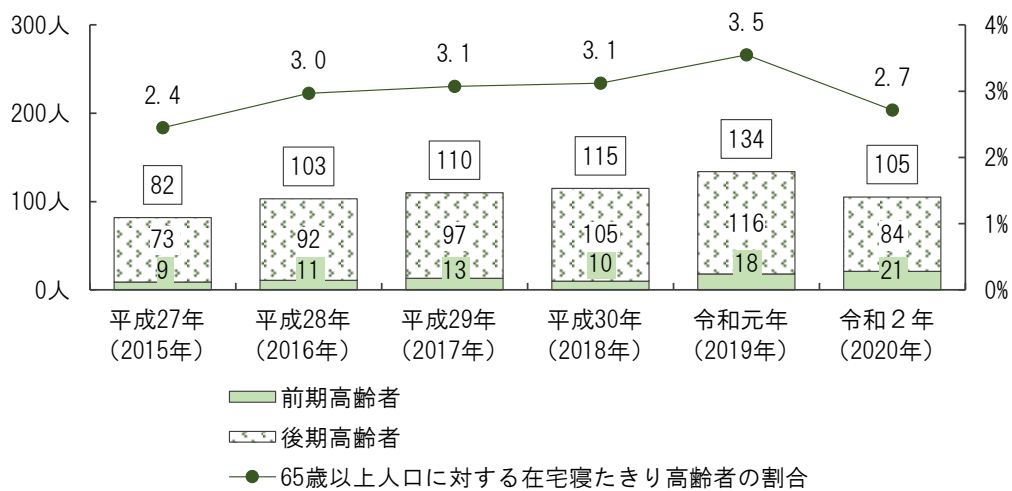


資料：「高齢者福祉基礎調査」（各年4月1日現在）

③在宅寝たきり高齢者

令和2年の在宅寝たきり高齢者は105人で、内訳は前期高齢者が21人、後期高齢者が84人となっています。65歳以上人口に対する在宅寝たきり高齢者の割合は、2.7%となっています。

平成27年以降の推移をみると、在宅寝たきり高齢者は増加傾向にあり、特に後期高齢者の増加が目立っていましたが、令和2年にはわずかに減少しています。65歳以上人口に対する在宅寝たきり高齢者の割合も上昇傾向にありましたが、令和2年には低下しています。

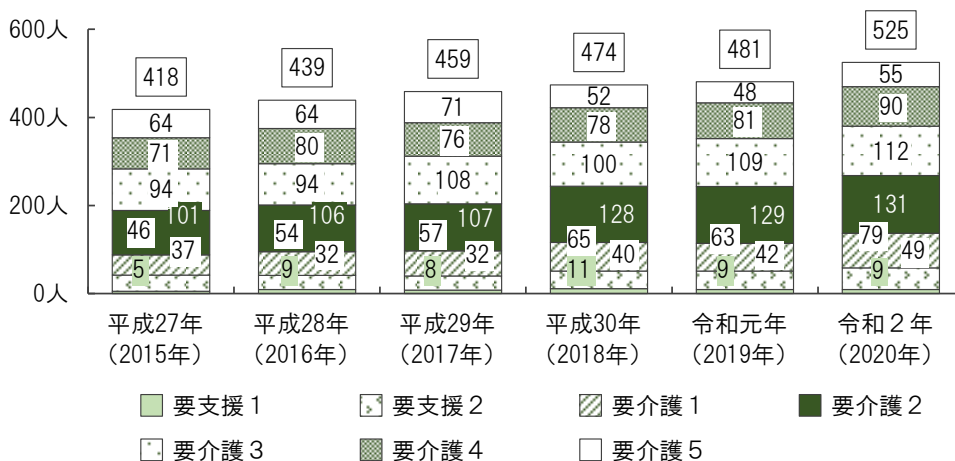


資料：「高齢者福祉基礎調査」（各年4月1日現在）

④要支援・要介護認定者

令和2年の要支援・要介護認定者は525人で、内訳は要介護2が131人と最も多く、次いで要介護3が112人、要介護4が90人などとなっています。

平成27年以降の推移をみると、令和元年までは多くても21人の増加でしたが、令和2年においては44人増と、近年の2倍以上の増加数となっています。

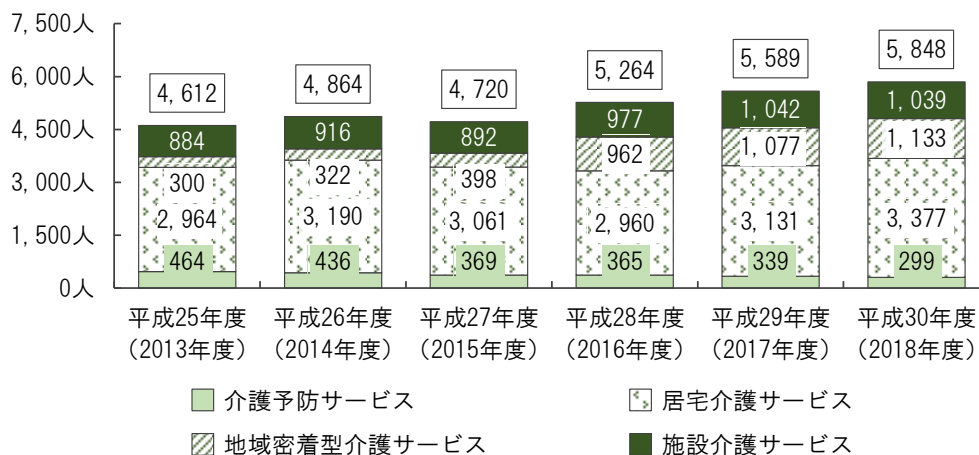


資料：「介護保険事業状況報告」（各年10月1日時点）

⑤サービス受給者

平成30年度のサービス受給者は5,848人で、内訳は居宅介護サービスが3,377人と最も多く、次いで地域密着型介護サービスが1,133人、施設介護サービスが1,039人などとなっています。

平成25年度以降の推移をみると、サービス受給者は増加傾向にあります。サービス別では、介護予防サービスは減少傾向、その他のサービスは増減を繰り返しながらも増加傾向にあります。

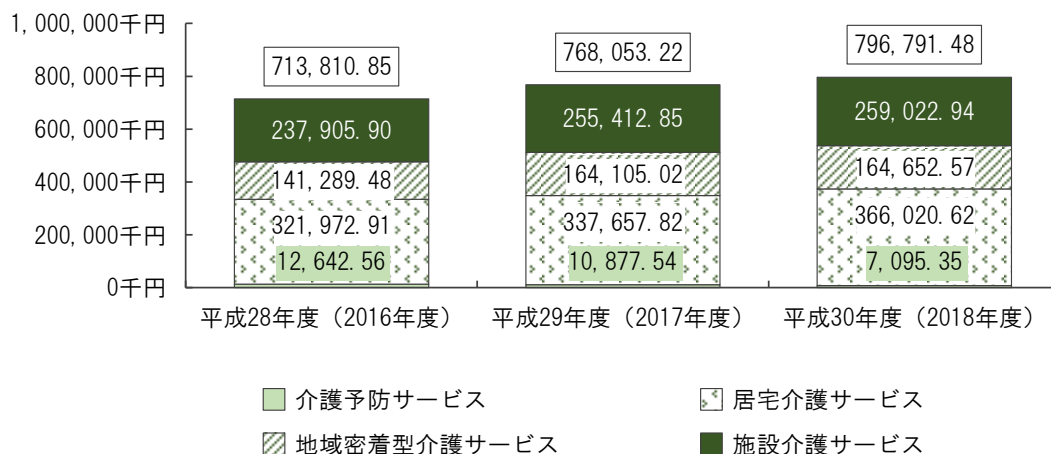


資料：「介護保険事業状況報告」

⑥サービス給付費

平成30年度のサービス給付費は796,791.48千円で、内訳は居宅介護サービスが366,020.62千円と最も多く、次いで施設介護サービスが259,022.94千円、地域密着型介護サービス164,652.57千円などとなっています。

平成28年度以降の推移をみると、サービス給付費は増加傾向にあります。サービス別では、介護予防サービスは減少傾向、その他のサービスは増加傾向にあります。

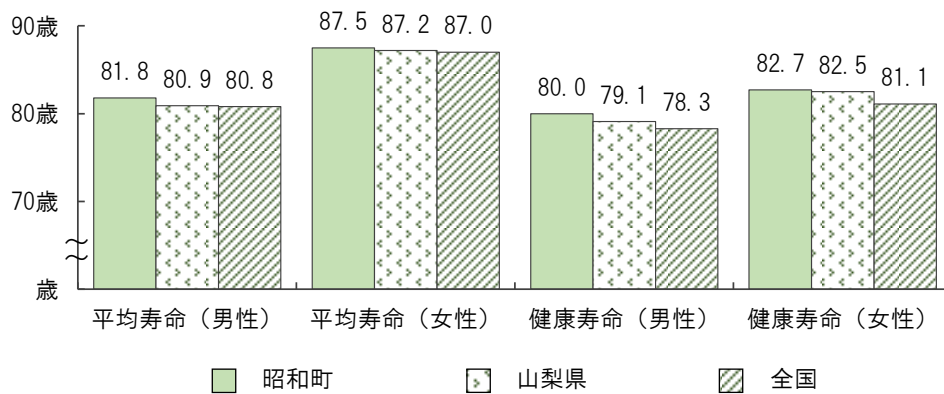


資料：「介護保険事業状況報告」

(3) 高齢者の健康

①平均寿命・健康寿命の比較（令和元年度）

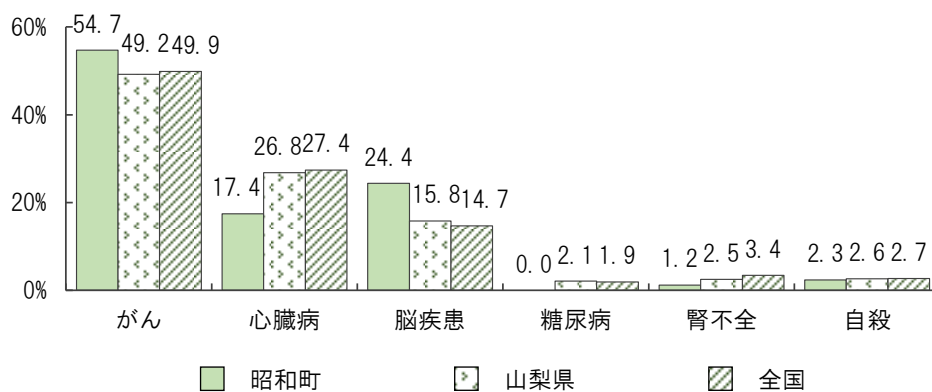
平均寿命・健康寿命を山梨県や全国と比較すると、本町は山梨県や全国と同水準もしくはわずかに長いことがわかります。



資料：「国保データベースシステム（KDBシステム）」

②主な死因別死亡割合の比較（令和元年度）

主な死因別死亡割合を山梨県や全国と比較すると、がん、脳疾患は山梨県や全国よりも多く、心臓病は少なくなっています。糖尿病や腎不全、自殺は、それほど大きな差はありません。

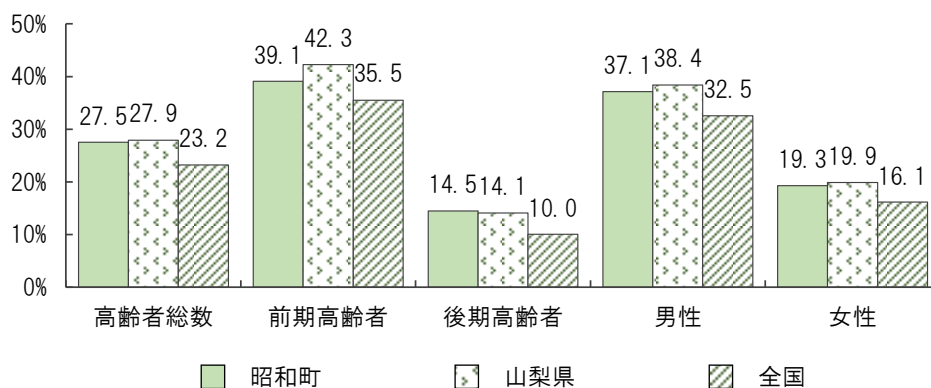


資料：「国保データベースシステム（KDBシステム）」

(4) 高齢者の社会参加等

① 高齢者の労働力人口割合の比較

高齢者の労働力人口割合を山梨県や全国と比較すると、本町は全国よりは高いものの、山梨県と同水準または低くなっています。

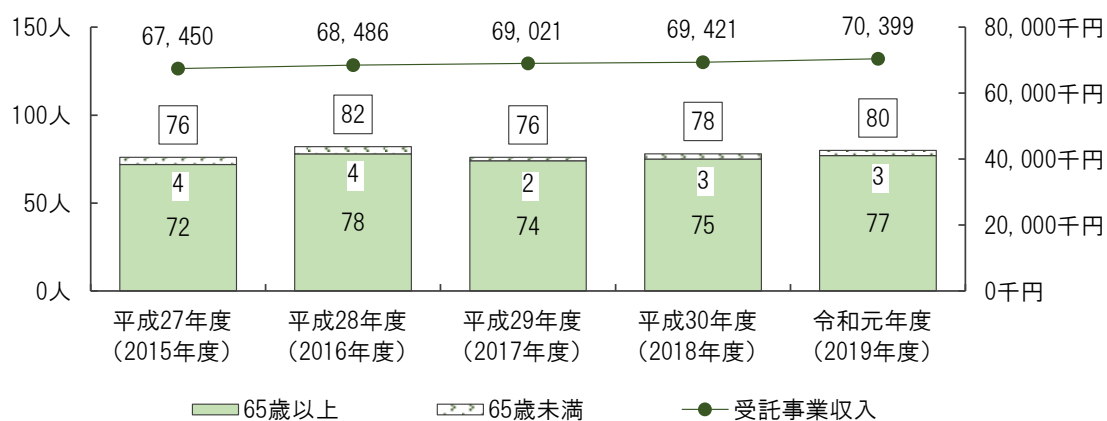


資料：「国勢調査」（平成27年10月1日時点）

② シルバー人材センター

令和元年度のシルバー人材センター登録者数は80人、内訳は65歳以上が77人、65歳未満が3人と、大半を65歳以上が占めています。受託事業収入は、70,399千円となっています。

平成27年度以降の推移をみると、登録者数は80人前後で推移しているものの、受託事業収入は増加傾向にあります。

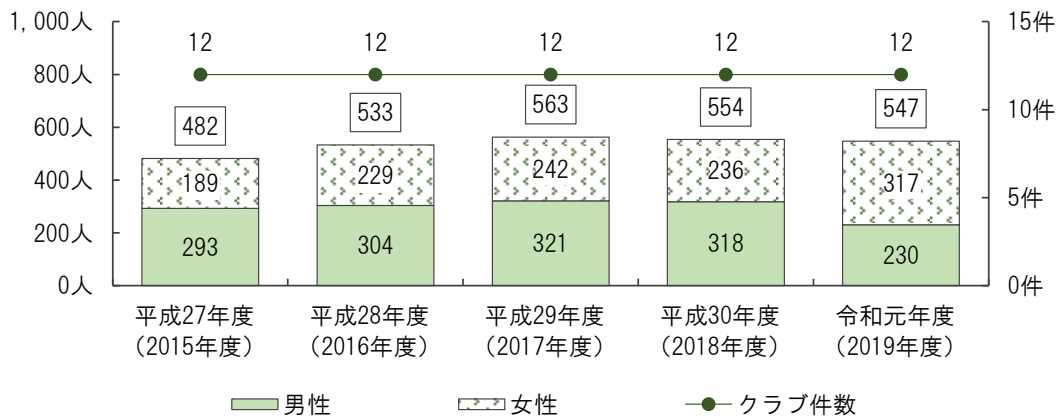


資料：峡中広域シルバー人材センター（各年度3月31日現在）

③いきがいクラブ

令和元年度のいきがいクラブの加入者は547人で、内訳は男性が230人、女性が317人となっています。

平成27年度以降の推移をみると、加入者数は平成29年度をピークに減少に転じています。また、令和元年度に男性は大きく減少していますが、女性は大きく増加しています。クラブ件数は、12件で安定しています。



資料：昭和町いきがいクラブ連合会（各年度3月31日現在）

事業名	内容等
いきがい大学	昭和町いきがいクラブ連合会会員の知識や教養の向上を目的とした講座を開講する。
昭和町福祉軽スポーツ親善交流会	昭和町内在住の高齢者の身体及び心の健康維持・増進を目的として、室内軽スポーツの普及を図ると共に、スポーツ活動を通じて参加者間の交流を深め、健康で快適な日常生活を過ごせる地域交流型健康づくりを実施・推進する。
峡中地区高齢者作品展	昭和町、甲斐市、中央市の老人クラブ連合会が主催となり、高齢者の知識や能力、経験を活かして日頃の趣味活動の中からその力作を発表することにより、お互いの親睦とより一層の高齢者福祉と生涯学習の推進を目指す。
昭和町高齢者友愛訪問事業	昭和町いきがいクラブ連合会が昭和町在住のひとり暮らしで概ね65歳以上の虚弱な方を対象に訪問品を持参して伺い、生活状況等の確認や相談相手となる。

資料：昭和町いきがいクラブ連合会

④生涯学習・スポーツ・レクリエーション等

事業名	内容等
ラジオ体操	朝から体を動かして1日を元気に過ごす
軽スポーツ教室	簡単に体が動かせる軽スポーツ

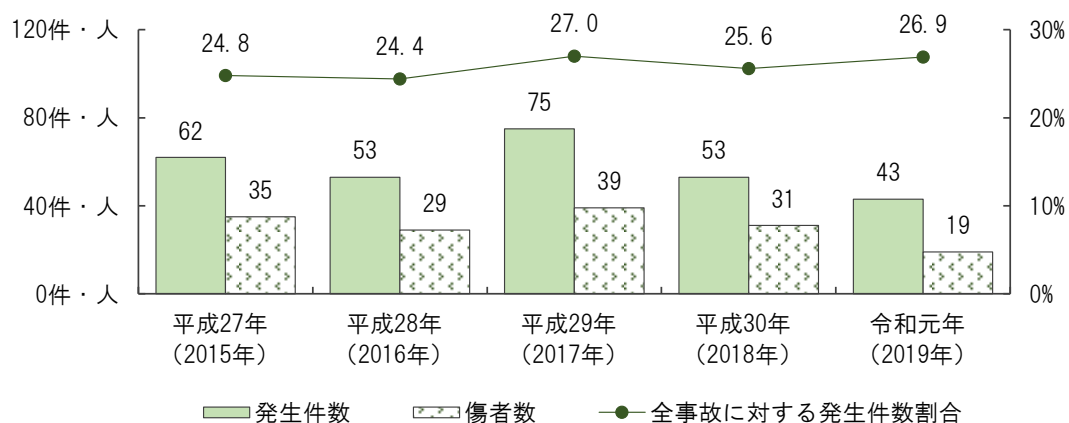
⑤高齢者への情報提供事業（昭和町社会福祉協議会の事業など）

事業名	内容等
広報しょうわ	暮らしの情報や社協だよりなど
各種高齢者交流事業	各種事業の参加者募集など
ホームページ・SNS	昭和町ホームページや社協ホームページなどによる情報提供

⑥高齢者の交通事故の状況

令和元年の高齢者の交通事故発生件数は43件で、それによる傷者数は19人となっています。また、平成27年以降、交通事故による高齢者の死者は出ていません。全事故に対する発生件数割合は、26.9%となっています。

平成27年以降の推移をみると、発生件数は増減を繰り返していますが、平成30年以降は減少しており、傷者数も同様の傾向がみられます。全事故に対する発生件数割合は、24～27%程度で推移しており、おおよそ4件に1件の割合で高齢者が巻き込まれる交通事故が発生していることがわかります。



資料：企画財政課（各年12月31日現在）

2 アンケート結果からみる高齢者の現状

調査	対象者	発送数	有効回収数	有効回収率
①元気高齢者	令和元年12月1日現在 昭和町に居住する要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の抽出された町民	1,000	774	77.4%
②要支援認定者	令和2年1月1日現在 昭和町に居住する要支援認定者、及び介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けている在宅の方	78	61	78.2%
③要介護認定者	令和2年1月1日現在 昭和町に居住する在宅の要介護認定者全員	288	214	74.3%

*②要支援認定者は、対象に介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを受けている方も含まれますが、ここでは便宜上、要支援認定者として記載します。

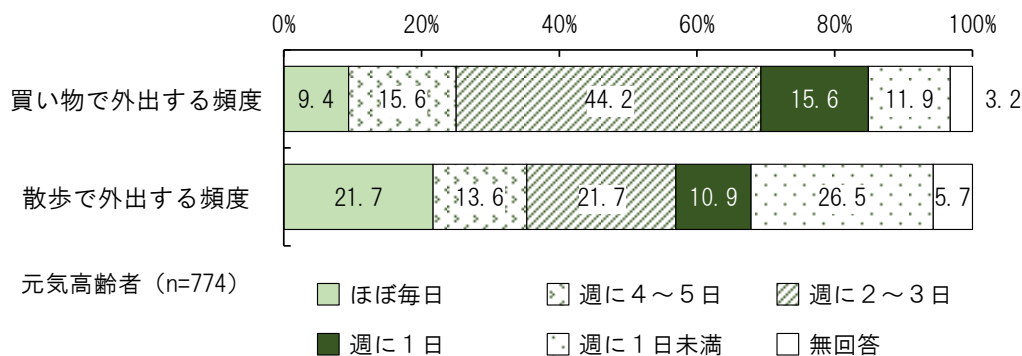
- ※回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示しています。
- ※百分率は小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、百分率の合計が100%にならないことがあります。
- ※1つの質問に2つ以上答えられる“複数回答可能”の場合は、回答比率の合計が100%を超える場合があります。
- ※スペースの関係上、一部設問、選択肢の文言を省略している箇所があります。また、調査によって聞いている問が異なります。

(1) からだを動かすこと・地域での活動について

①買物・散歩で外出する頻度【元気】

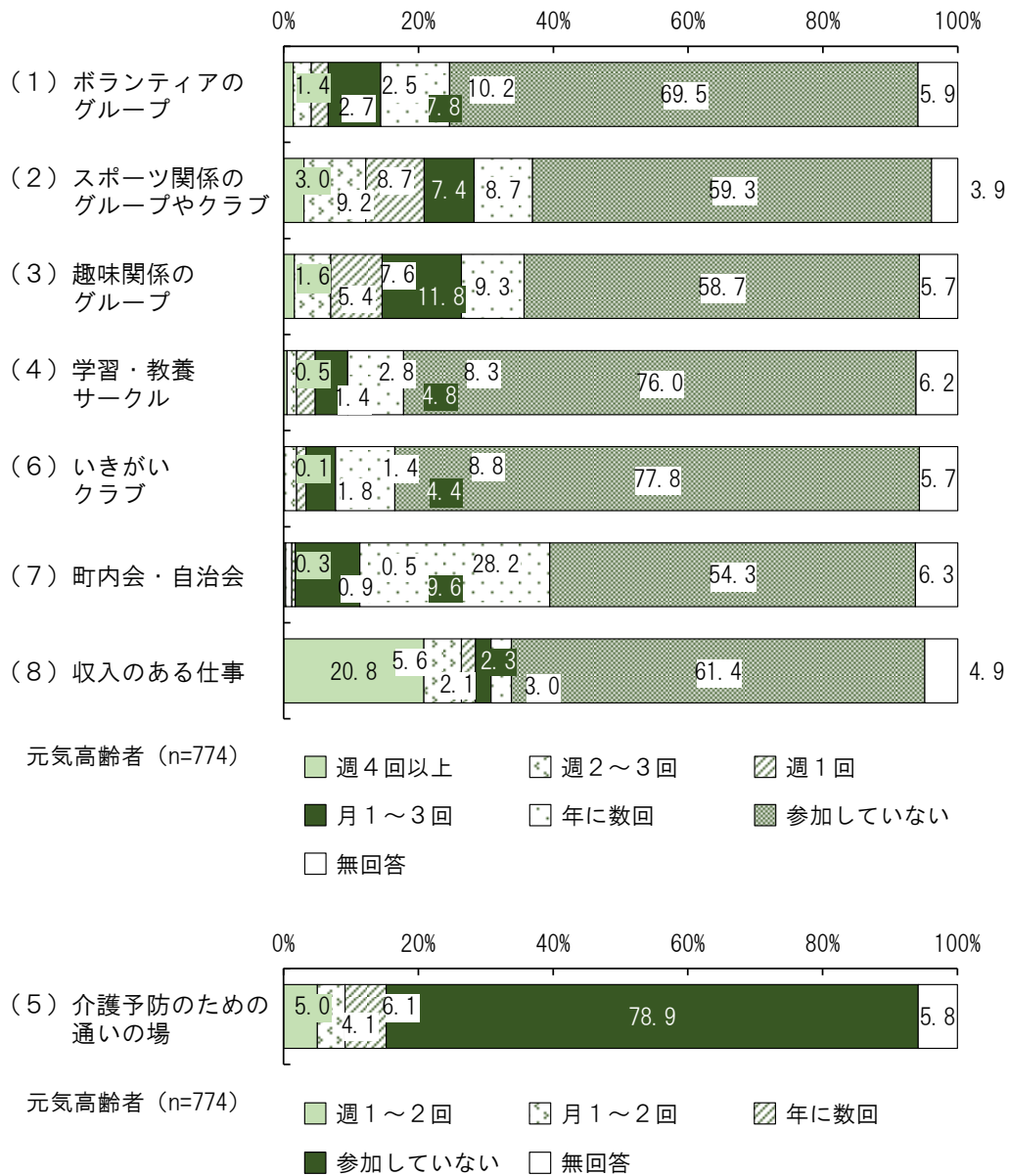
買い物で外出する頻度は、「週に2～3日」が44.2%と最も多く、次いで「週に4～5日」、「週に1回」がそれぞれ15.6%、「週に1日未満」が11.9%などとなっています。『週4日以上』（ほぼ毎日+週に4～5日）は、25.0%となっています。

散歩で外出する頻度は、「週に1日未満」が26.5%と最も多く、次いで「ほぼ毎日」、「週に2～3回」がそれぞれ21.7%、「週に4～5日」が13.6%などとなっています。『週4日以上』（ほぼ毎日+週に4～5日）は、35.3%となっています。



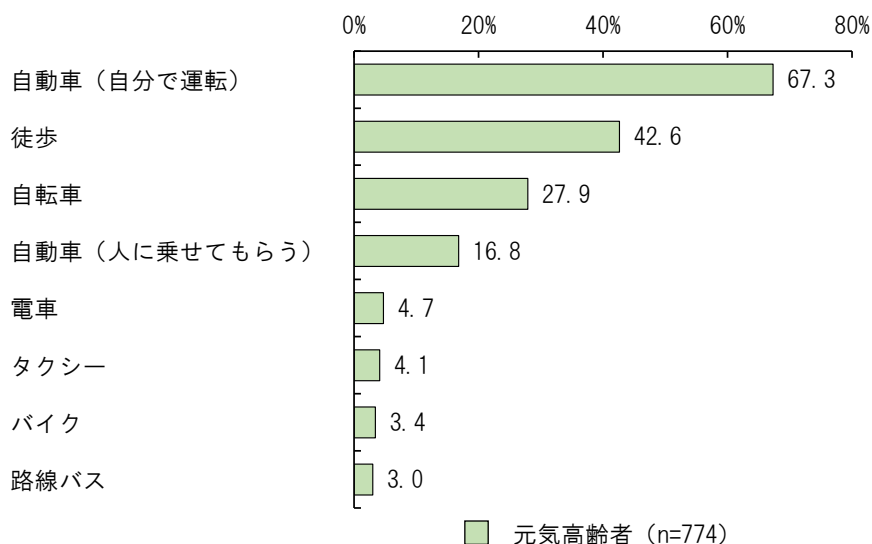
②会・グループ等への参加頻度【元気】

すべての活動において「参加していない」が半数を超えて最も多くなっています。参加している方が最も多いのは、(8)収入のある仕事で、「週4回以上」が20.8%と多く、『週1回以上』（週4回以上+週2～3回+週1回）は28.5%となっています。



③外出する際の移動手段（上位8項目のみ：複数回答可）【元気】

「自動車（自分で運転）」が67.3%と最も多く、次いで「徒歩」が42.6%、「自転車」が27.9%などとなっています。



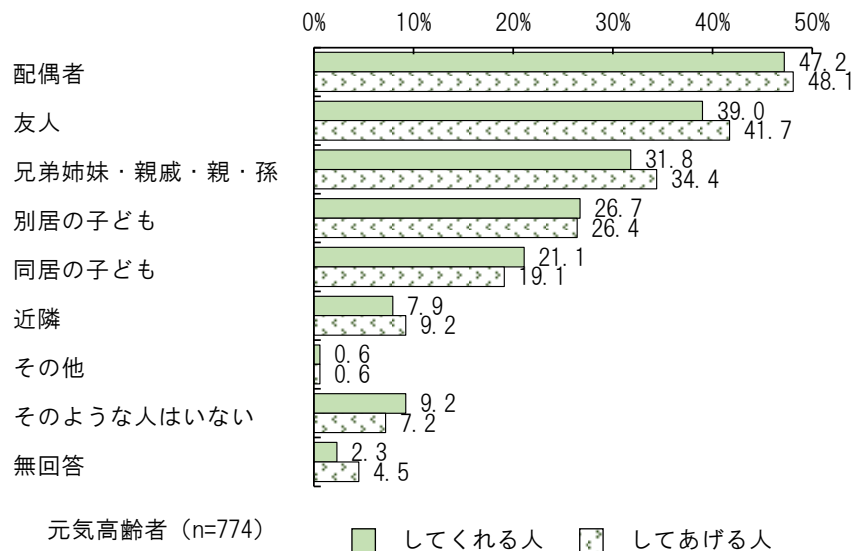
買い物や散歩『週に4日以上』外出する割合（元気）は、買い物が2割以上、散歩が3割以上となっています。一方で、会やグループ等への参加頻度はそれほど高くなく、（8）収入のある仕事へ週1回以上参加している方が3割近く（うち、約2割が週4回以上）で最も多くなっています。他の活動は参加していても「年数回」程度の参加が多く、積極的に参加している様子はみられません。このことから、買い物や仕事等の必需性の高い活動や、時間や場所を選ばない散歩には積極的な高齢者が多いものの、友人や仲間と共に行う活動はあまり行っていない高齢者も多いことがわかります。

また、外出する際の移動手段（元気）は、「自動車（自分で運転）」が7割近くで最も多いことや、「徒歩」や「自転車」が続いているように、自分で移動することができる元気な高齢者が多いことがうかがえます。

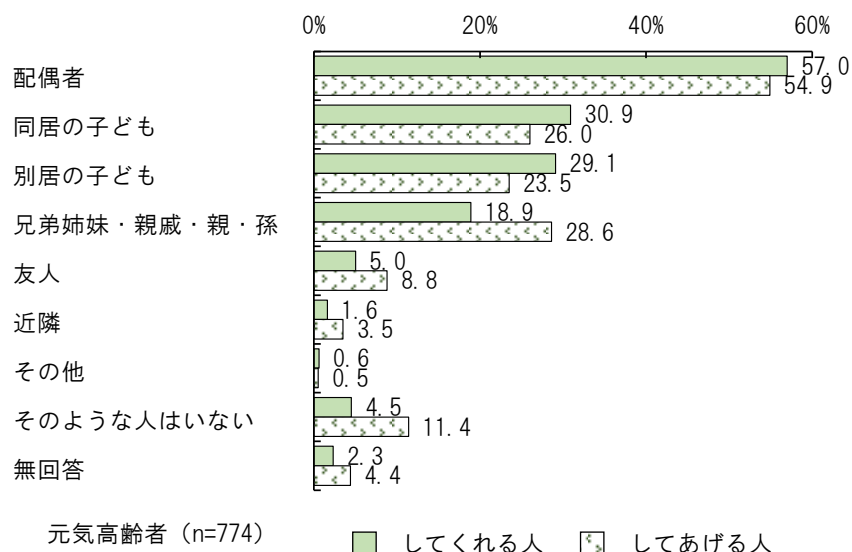
(2) たすけあいについて

①心配事や愚痴を聞いてくれる・あげる人（複数回答可）【元気】

心配事や愚痴を聞いてくれる・あげる人は同様の傾向にあり、「配偶者」が最も多く、「友人」、「兄弟姉妹・親戚・親・孫」が続いています。

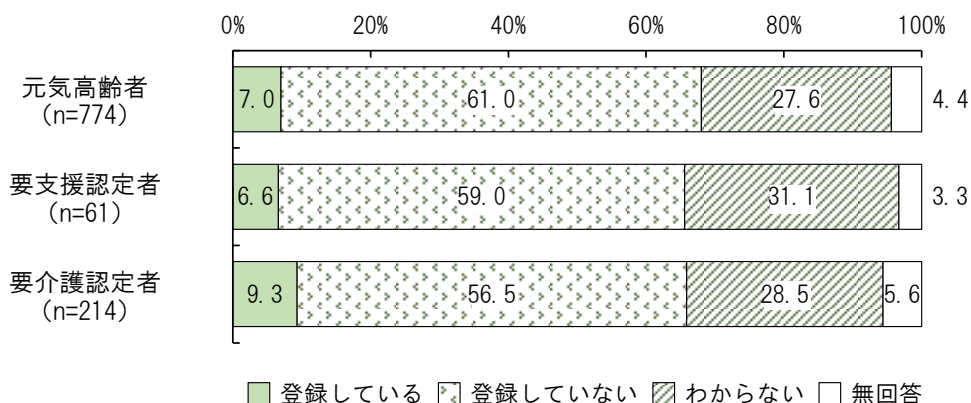
**②病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる・してあげる人（複数回答可）【元気】**

病気で数日間寝込んだときに、看病や世話をしてくれる・してあげる人は「配偶者」が最も多く、「同居の子ども」が続いています。第3位以降は、くれる人が「別居の子ども」、してあげる人が「兄弟姉妹・親戚・親・孫」となっています。



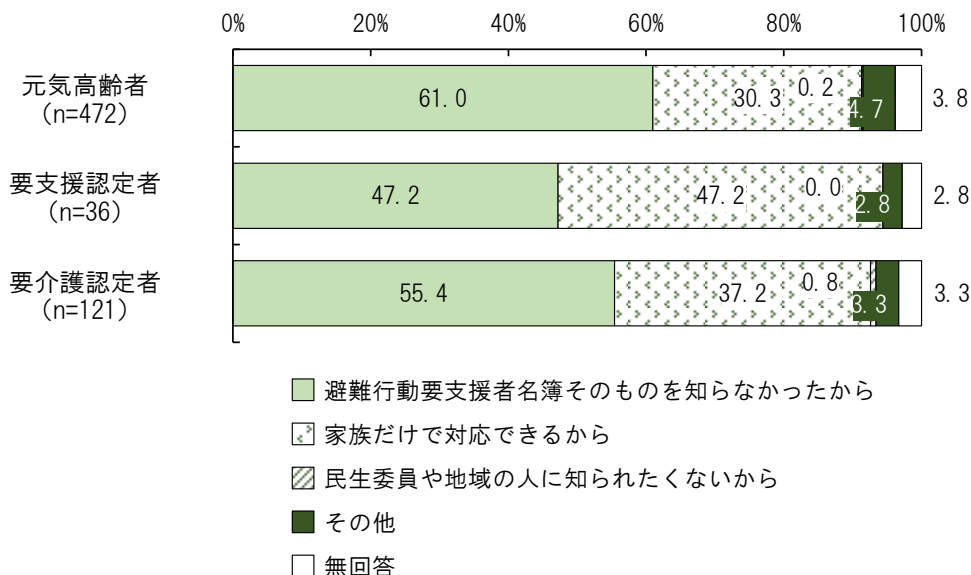
③避難行動要支援者名簿の登録状況【元気・要支援・要介護】

すべての調査において「登録していない」が半数を超えて多く、「わからない」が続いています。「登録している」は1割未満となっています。



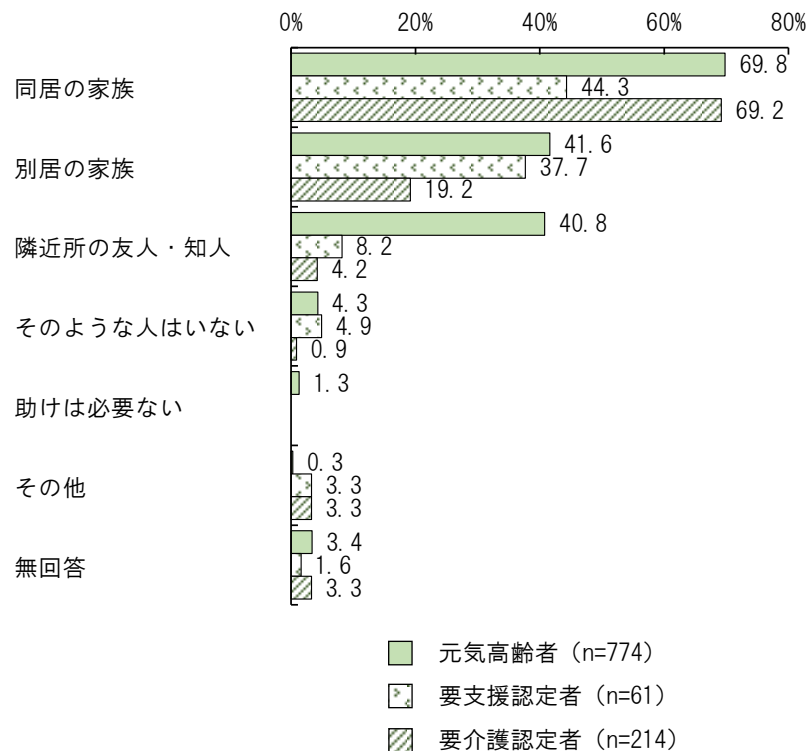
④避難行動要支援者名簿に登録していない理由【元気・要支援・要介護】

すべての調査において「避難行動要支援者名簿そのものを知らなかったから」が最も多く、「家族だけで対応できるから」が続いています。（要支援認定者は、上位2項目が同率）



⑤災害が起きた時に助けてくれる方（元気のみ複数回答可）【元気・要支援・要介護】

すべての調査において「同居の家族」が最も多くなっていますが、要支援認定者で44.3%と少なくなっています。また、元気高齢者・要支援認定者で「別居の家族」、元気高齢者で「隣近所の友人・知人」が多くなっています。



日頃のたすけあいについては、心配事や愚痴・看病や世話ともに、「配偶者」が多くなっています。また、心配事や愚痴については友人等の一緒に住んでいない方、看病や世話については子ども等の身近な方を回答する傾向がみられます。いずれの場合でも「そのような人はいない」は1割前後と少なく、日頃からたすけあいができる関係性が築けている方が多いことがわかります。（看病や世話をしてあげる人については、高齢や病気を理由に看病等ができない場合に「そのような人はいない」として集計しているため、やや高い割合となっています。）

避難行動要支援者名簿に登録している方は1割未満と少ない上、登録していない理由が「そのものを知らなかった」が半数前後と多くなっていることから、認知の低さが登録の少なさに影響していることがうかがえます。特に要支援・要介護認定者は日常生活においても支援が必要な状況であることから、避難行動要支援者名簿への登録を進める必要があります。

また、日頃からたすけあいができる関係性が築けている方が多いこともあり、災害が起きた時に助けてくれる人についても、「同居の家族」を中心とした家族や友人等を回答している方が多くなっています。ただし、元気高齢者に比べると、要支援・要介護認定者は助けてくれる方が少ない傾向にあります。特に「隣近所の友人・知人」には大きな差がみられます。

(3) 健康・医療等について

①治療中・後遺症のある病気（上位7項目+ない：複数回答可）【元気・要支援・要介護】

元気高齢者では「高血圧」、要支援認定者では「筋骨格系疾患」、要介護認定者では「認知症」が最も多くなっています。

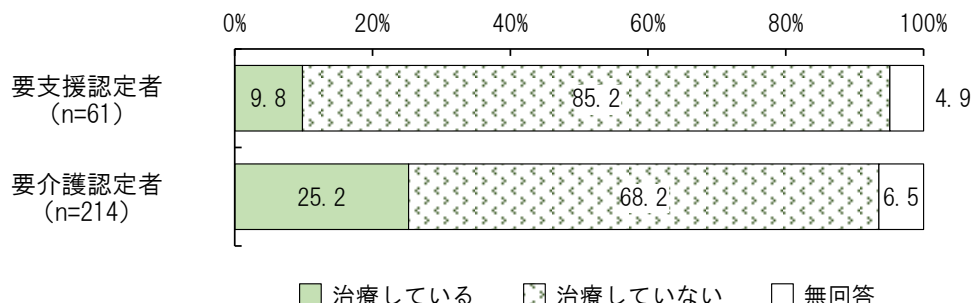
元気高齢者 (n=774)	
高血圧	40.6%
目の病気	16.8%
糖尿病	16.3%
筋骨格の病気	13.4%
腎臓・前立腺の病気	12.7%
心臓病	11.1%
高脂血症（脂質異常）	10.7%
ない	16.0%

要支援認定者 (n=61)	
筋骨格系疾患	26.2%
変形性関節疾患	23.0%
糖尿病	23.0%
その他	23.0%
眼科・耳鼻科疾患	21.3%
認知症	13.1%
心疾患（心臓病）	11.5%
なし	4.9%

要介護認定者 (n=214)	
認知症	39.3%
筋骨格系疾患	23.4%
脳血管疾患（脳卒中）	19.6%
その他	17.8%
眼科・耳鼻科疾患	17.8%
心疾患（心臓病）	17.8%
糖尿病	17.3%
なし	2.3%

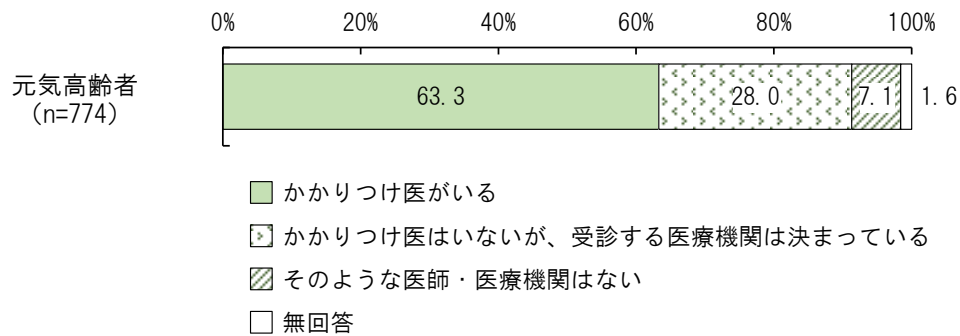
②認知症（物忘れ）の治療の有無【要支援・要介護】

いずれの調査においても「治療していない」が6割を超えて多くなっているものの、要介護認定者では「治療している」が25.2%と多くなっています。



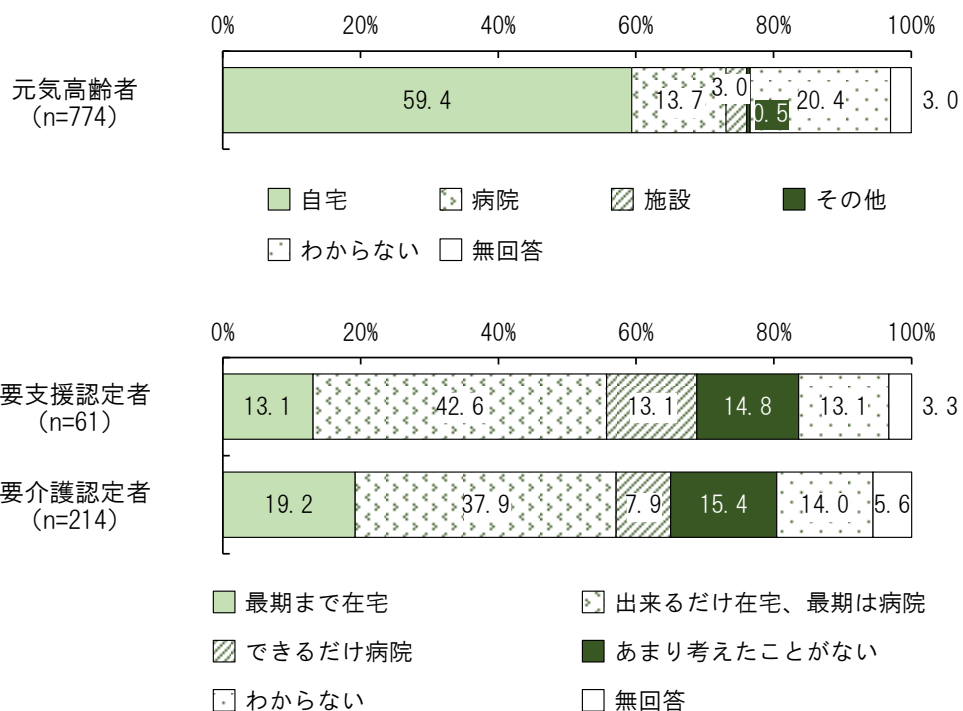
③健康状態や病気のことを気軽に相談できる「かかりつけ医」の有無【元気】

「かかりつけ医がいる」が63.3%と最も多く、次いで「かかりつけ医はいないが、受診する医療機関は決まっている」が28.0%、「そのような医師・医療機関はない」が7.1%となっています。



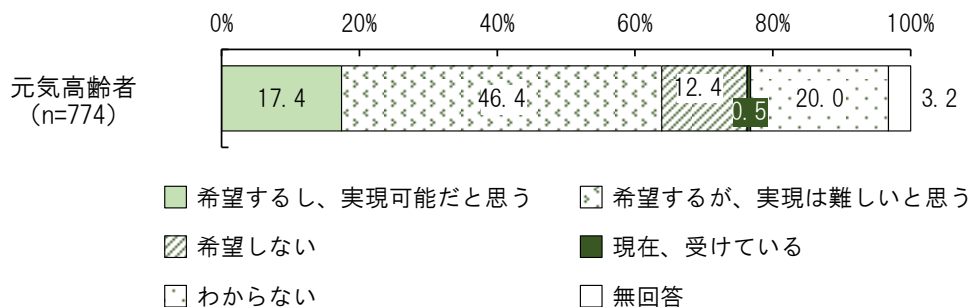
④最期を迎えたい場所【元気・要支援・要介護】

元気高齢者では「自宅」が59.4%と最も多くなっています。要支援認定者・要介護認定者では「出来るだけ在宅、最後は病院」が最も多くなっています。



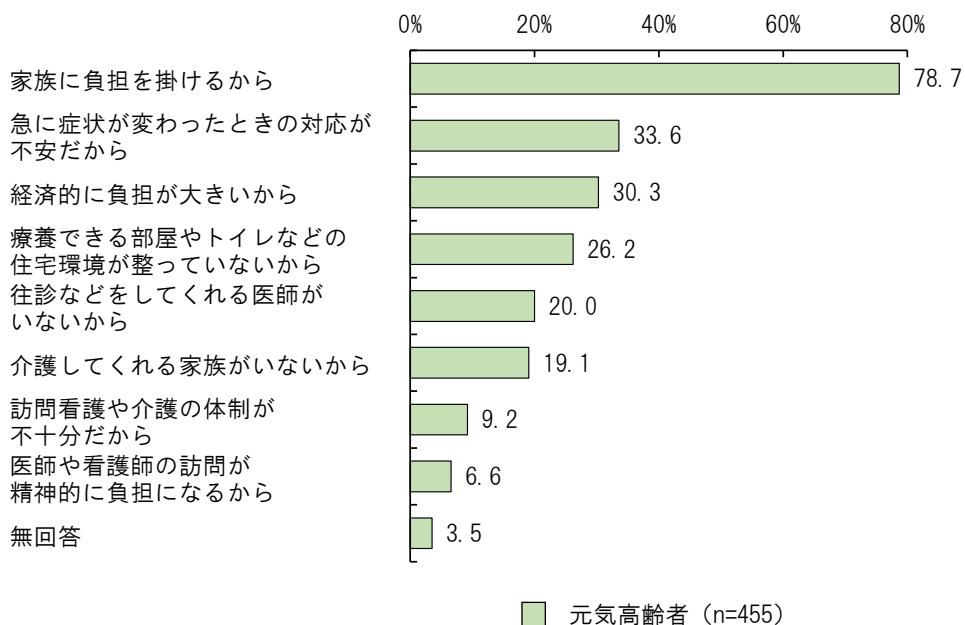
⑤長期の療養が必要になった際の在宅医療の希望の有無【元気】

「希望するが、実現は難しいと思う」が46.4%と最も多く、次いで「わからない」が20.0%、「希望するし、実現可能だと思う」が17.4%などとなっています。『希望する』（希望するし、実現可能だと思う＋希望するが、実現は難しいと思う）は63.8%となっています。



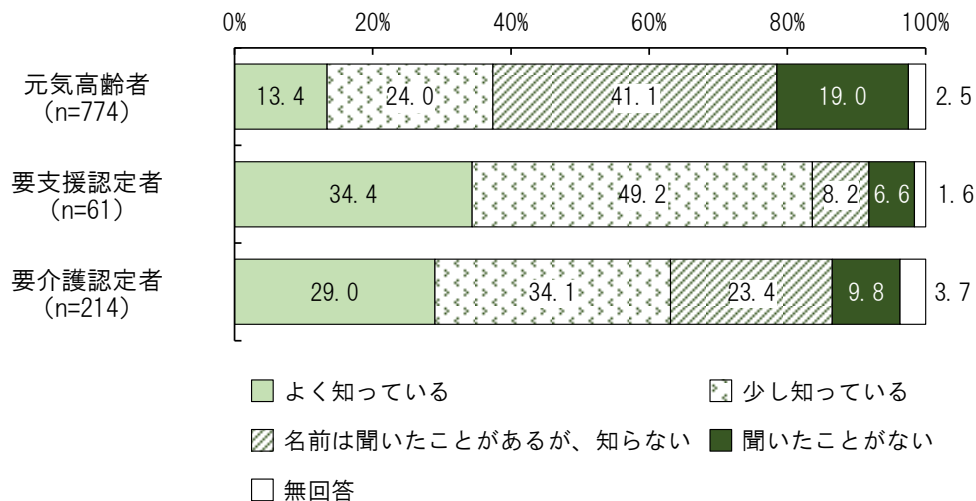
⑥在宅医療を希望しない、又は実現が難しいと思う理由（複数回答可）【元気】

「家族に負担を掛けるから」が78.7%と最も多く、次いで「急に症状が変わったときの対応が不安だから」が33.6%、「経済的に負担が大きいから」が30.3%などとなっています。



⑦地域包括支援センターの認知状況【元気・要支援・要介護】

元気高齢者において「名前は聞いたことがあるが、知らない」、要支援認定者・要介護認定において「少し知っている」が最も多くなっています。『知っている』（よく知っている＋少し知っている）は、元気高齢者で37.4%、要支援認定者で83.6%、要介護認定者で63.1%となっています。



治療中・後遺症のある病気は、対象者によって大きく異なり、元気高齢者で「高血圧」、要支援認定者で「筋骨格系疾患」、「変形性関節疾患」、要介護認定者で「認知症」、「筋骨格系疾患」が多くなっています。また、認知症の治療の有無（要支援・要介護）については、「治療している」が要支援認定者で約1割、要介護認定者で2割以上と、要介護認定者は要支援認定者の2倍以上となっています。

かかりつけ医の有無（元気）は、9割以上が「かかりつけ医がいる」もしくは「受診する医療機関は決まっている」と回答しており、気軽に相談できる先がある方が多くなっています。

また、最期を迎えたい場所は、元気高齢者で「自宅」が約6割と大半を占めるものの、要支援・要介護認定者では1割台（「最後まで在宅」）と、差がみられます。要支援・要介護認定者は「出来るだけ在宅、最期は病院」が4割前後で最も多く、要支援・要介護認定を受けている方は自宅で過ごしたい気持ちはあるものの、体調等によっては、最期は病院と考えている方が多いと思われます。

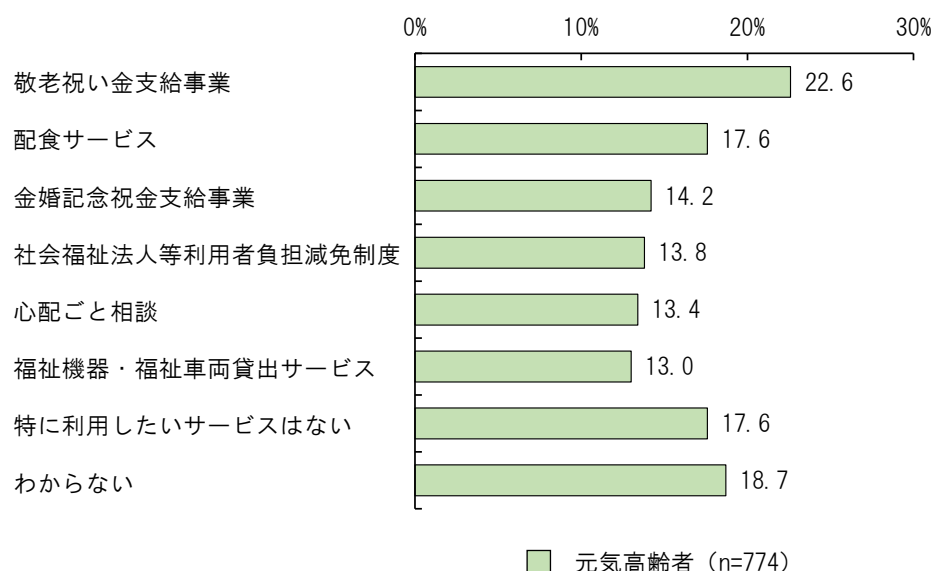
「自宅」で最期を迎えたい方が多い元気高齢者ですが、在宅医療の希望については『希望する』が6割以上であるものの、そのうち4割以上が「希望するが、実現は難しいと思う」と回答しています。さらに、在宅医療を希望しない、実現が難しいと思う方の理由は、「家族に負担を掛けるから」が約8割と突出しており、本人の自宅で過ごしたいという希望と家族に負担を掛けたくないという思いで揺れている状況がうかがえます。

高齢者を総合的に支える機能を持つ地域包括支援センターの認知状況は、『知っている』が元気高齢者で4割近く、要支援認定者で8割以上、要介護認定者で6割以上と差がみられます。

(4) 保健福祉サービス・介護保険サービス等について

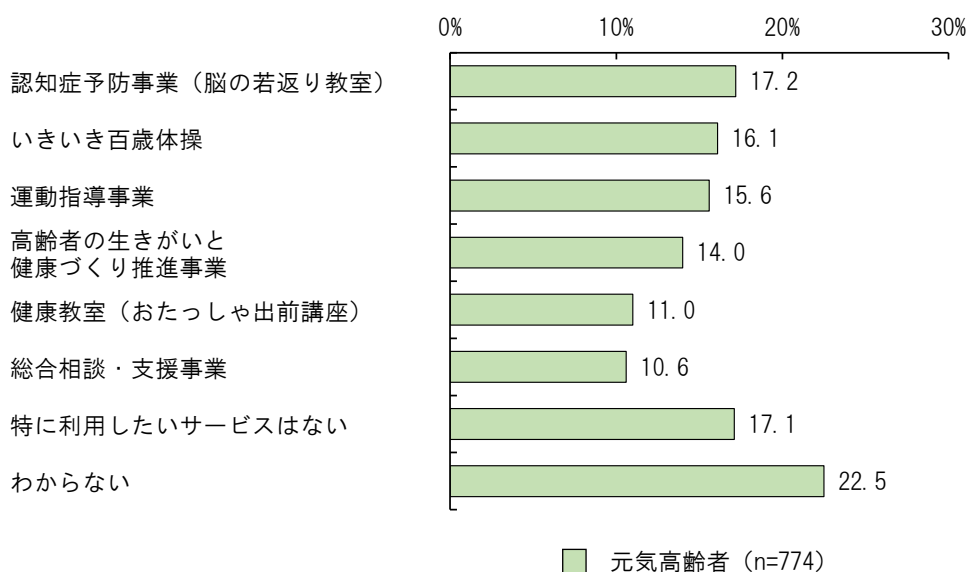
①利用したい高齢者福祉サービス（上位8項目：複数回答可）【元気】

「敬老祝い金支給事業」が22.6%と最も多く、次いで「わからない」が18.7%、「特に利用したいサービスはない」が17.6%などとなっています。



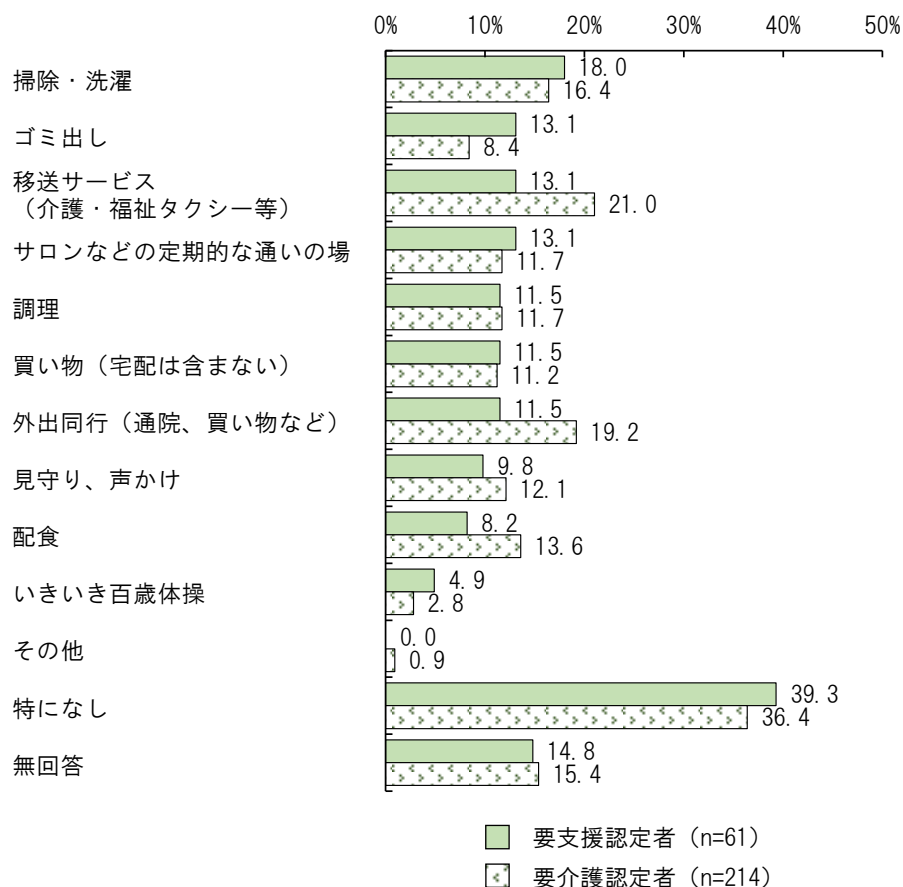
②利用したい地域支援事業（上位8項目：複数回答可）【元気】

「わからない」が22.5%と最も多く、次いで「認知症予防事業（脳の若返り教室）」が17.2%、「特に利用したいサービスはない」が17.1%などとなっています。



③今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（複数回答可）【要支援・要介護】

いずれの調査においても「特になし」が最も多くなっています。第2位以降は、要支援認定者で「掃除・洗濯」、「ゴミ出し」、要介護認定者で「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」、「サロンなどの定期的な通いの場」が続いています。



今後利用したい高齢者福祉サービス・地域支援事業（元気）については「特になし」、「わからない」という回答が多くなっています。具体的なサービス・事業としては、高齢者福祉サービスで「敬老祝い金支給事業」、地域支援事業で「認知症予防事業（脳の若返り教室）」が多く、経済的な支援や認知症予防への関心が高いことがわかります。

また、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（要支援・要介護）についても「特になし」が多いものの、要支援認定者で「掃除・洗濯」、「ゴミ出し」等の日常生活における家事、要介護認定者で「移送サービス」、「外出同行」等の移動手段が多いという傾向がみられます。

3 日常生活圏域の設定

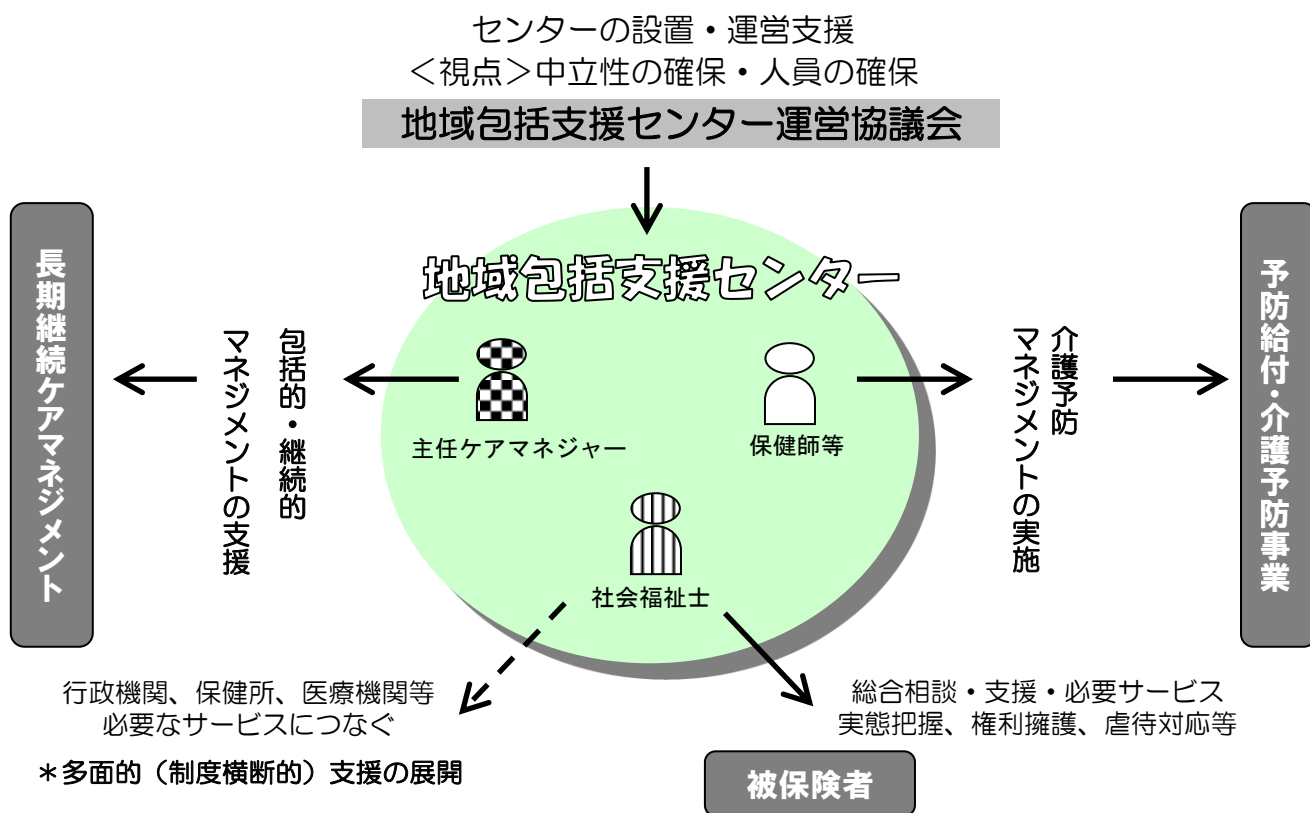
自治体は、面積や人口、地区別高齢化率、社会的条件、地理的条件、介護サービス事業所の数、その他の条件等を総合的に勘案して日常生活圏域を設定します。この日常生活圏域ごとに介護基盤整備を進めることで、高齢者が介護を必要となっても住み慣れた身近な地域で介護サービスを受けながら生活を送ることを可能としています。

本町は、面積や人口等の条件を総合的に勘案し、これまでの圏域設定を引き継ぐこととします。よって、本計画における日常生活圏域は、町全域で1圏域とします。

日常生活圏域ごとに設置が必要な地域包括支援センターは、昭和町総合会館内に設置されています。平成18年（2006年）に介護予防の拠点として設置されたことが始まりですが、現在は介護予防のみに留まらず、高齢者の総合相談窓口や高齢者の権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援といった業務を担っています。

昭和町地域包括支援センターは、本町直営で運営しています。ただし、設置・運営に関しては、公正性や中立性の確保、人材確保支援等の観点から、昭和町、介護保険サービス事業者、関係団体等で構成される地域包括支援センター運営協議会が関わることになります。

第7期計画策定時点では、社会福祉士を欠いた主任ケアマネジャーと保健師の2人体制でしたが、地域包括支援センター運営協議会との協議を重ね、社会福祉士を確保しました。令和1年度（2019年度）以降は、主任ケアマネジャー1人、保健師1人、社会福祉士1人の体制で、業務にあたっています。



4 将来推計

(1) 総人口及び高齢者人口の推計

平成29年度から令和2年度の性別・年齢階層別の人口変化率を用いて、団塊ジュニア世代が65歳に到達し始め、現役世代の人口が大幅な減少に向かう令和22年度(2040年度)までの本町の人口を推計すると、下表のとおりになります。

日本全国の多くの自治体において総人口が減少傾向にある中、本町については、毎年度200人台の増加が続き、令和22年度(2040年度)では25,037人と、平成30年度(2018年度)よりも4,903人増加することが見込まれます。

年齢層別にみると、40歳未満人口は減少している年度もありますが、微増傾向で、第2号被保険者の40歳～64歳人口、高齢者人口は増加傾向が続きます。ただし、今後、前期高齢者は減少に転じ、令和5年度は後期高齢者の方が前期高齢者を上回る見込みとなっています。

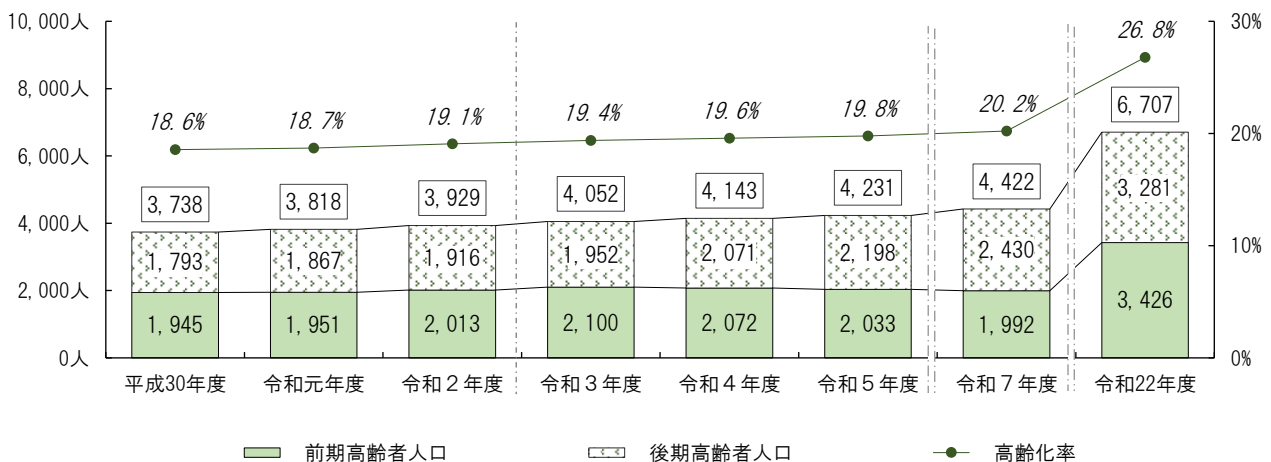
第8期計画期間の最終年度である令和5年度では、総人口が21,391人、うち65歳以上の高齢者は4,231人、高齢化率は19.8%と、20%直前まで上昇すると見込んでいます。

≪総人口及び高齢者人口の推計≫

単位：人

	第7期 実績値			第8期 計画値			将来	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総人口 (A)	20,134	20,411	20,599	20,897	21,151	21,391	21,871	25,037
高齢化率 (B) / (A)	18.6%	18.7%	19.1%	19.4%	19.6%	19.8%	20.2%	26.8%
高齢者人口 (B)	3,738	3,818	3,929	4,052	4,143	4,231	4,422	6,707
後期高齢者 (75歳以上)	1,793	1,867	1,916	1,952	2,071	2,198	2,430	3,281
前期高齢者 (65～74歳)	1,945	1,951	2,013	2,100	2,072	2,033	1,992	3,426
40～64歳人口	6,837	6,977	7,123	7,269	7,413	7,528	7,765	7,859
40歳未満人口	9,559	9,616	9,547	9,576	9,595	9,632	9,684	10,471

*平成30年度～令和2年度は、10月1日現在の住民基本台帳
令和3年度以降は、平成29年度～令和2年度の性別・各歳別の平均変化率を用いて算出した推計値



(2) 要介護及び要支援認定者の推計

平成30年度から令和2年度の2分の1の性別・年齢階層別・要介護度別の認定率を用いて、令和22年度(2040年度)までの要支援・要介護認定者数を推計すると、下表のとおりになります。

第8期計画期間は後期高齢者の割合が増加するため、要支援・要介護認定者数及び認定率は第7期以上に増加することが見込まれ、第8期の最終年度の令和5年度では、要支援・要介護認定者は平成30年度より115人増加して586人(うち第1号被保険者は564人)に、第1号被保険者の認定率は13.3%まで達すると見込んでいます。

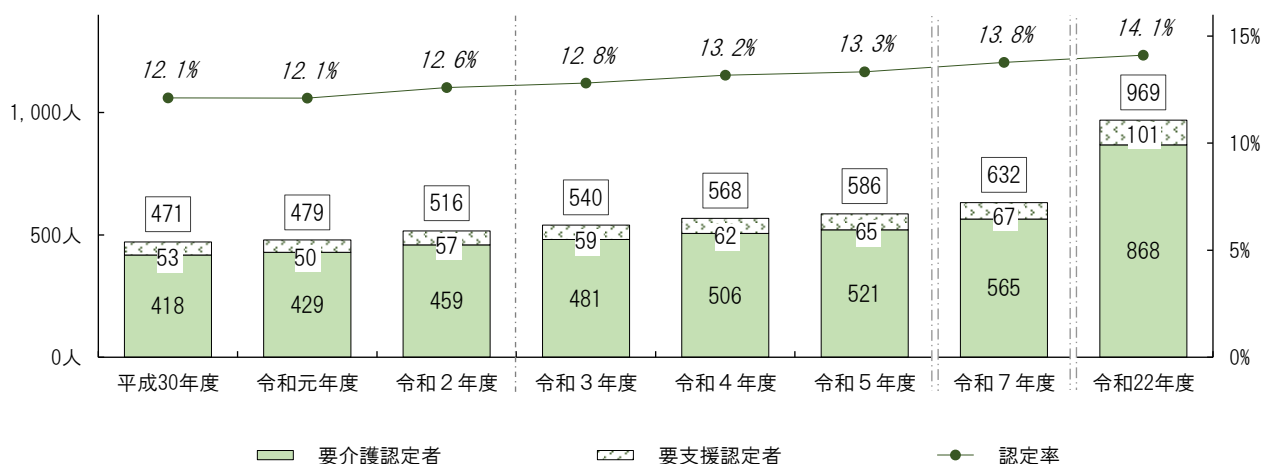
また、令和22年度においては要支援・要介護認定者は969人(うち第1号被保険者は964人)、第1号被保険者の認定率は14.1%まで増加すると想定されます。

《要介護及び要支援認定者の推計》

単位：人

	第7期 実績値			第8期 計画値			将来	
	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護(要支援)認定者数 *第2号被保険者含む	471	479	516	540	568	586	632	969
うち 第1号被保険者(B)	453	462	495	519	546	564	609	946
要支援1	12	10	9	9	9	10	11	15
要支援2	41	40	48	50	53	55	56	86
要介護1	61	65	80	87	93	95	104	149
要介護2	129	126	129	131	138	146	156	232
要介護3	99	111	112	115	121	123	133	207
要介護4	78	77	87	94	97	98	108	177
要介護5	51	50	51	54	57	59	64	103
高齢者人口(A)	3,738	3,818	3,929	4,052	4,143	4,231	4,422	6,707
第1号被保険者の認定率 (B)/(A)	12.1%	12.1%	12.6%	12.8%	13.2%	13.3%	13.8%	14.1%

*平成30年度、令和元年度の数値は、各年度の介護度別人数の平均(年報より)。令和2年度は9月の月報より。
令和3年度以降の数値は、平成30年度から令和2年度の2分の1の伸び率より算出した推計値(見える化システムより)



(3) 施設・居住系サービス利用者の推計

県の地域保健医療計画では、令和4年度に医療保険適用の療養型医療施設の移行分として、介護医療院に1人、任意の施設等への移行分として4人を計画していることを踏まえ、令和4年度に介護医療院に1人、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）に4人、それぞれ増加すると見込んでいます。また、県の介護保険事業計画においては、令和4年度に特定施設に1人、令和5年度に併設ショートステイの広域特養への転換で1人、さらに、障害福祉計画において、長期入院障害者の地域移行として令和5年度に1人増を見込んでおり、第8期の最終年度の令和5年度における施設・居住系サービスの利用者は125人と見込んでいます。

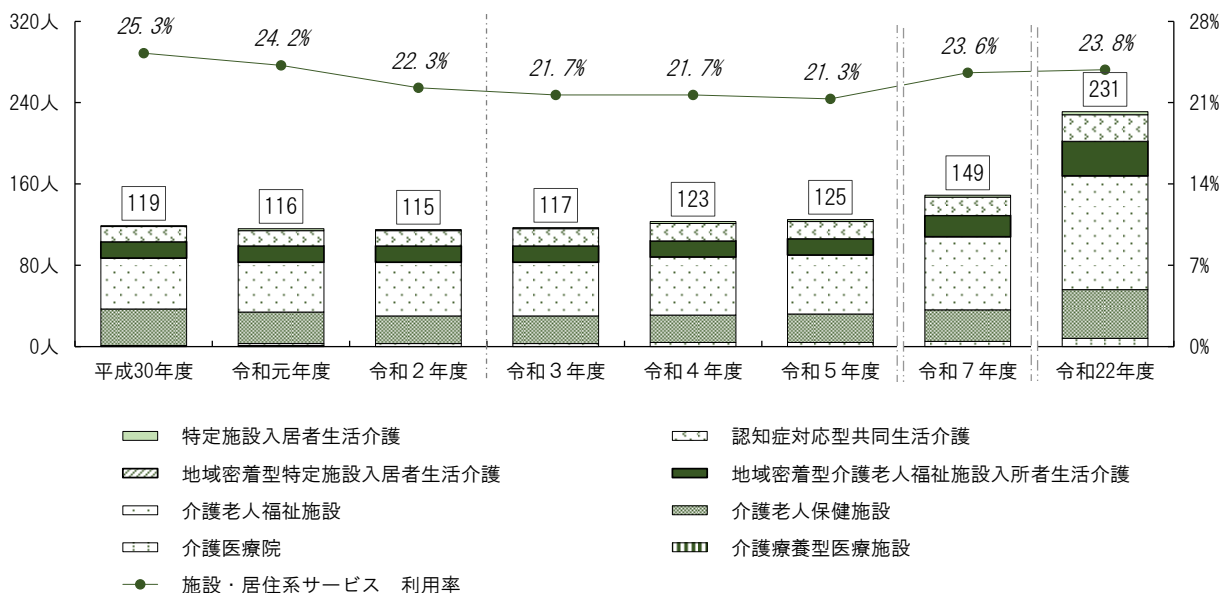
認定者の増加割合に対し、施設・居住系サービスの利用者の増加幅は小さいため、利用率自体は微減傾向となっています。

《施設・居住系サービス利用者の推計》

単位：人／月

		第7期 実績値			第8期 計画値			将来	
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
施設・居住系サービス 利用者数（月あたり）（B）		119	116	115	117	123	125	149	231
居住	特定施設 入居者生活介護	1	2	1	1	2	2	2	3
	認知症対応型 共同生活介護	15	15	15	17	17	17	18	26
地域 密着	地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0	0
	地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	16	16	16	16	16	16	21	34
施設	介護老人福祉施設	50	49	53	53	57	58	72	112
	介護老人保健施設	36	31	27	27	27	28	31	48
	介護医療院	0	2	3	3	4	4	5	8
	介護療養型医療施設	1	1	0	0	0	0		
認定者数（A）		471	479	516	540	568	586	632	969
施設・居住系サービス 利用率 （B）／（A）		25.3%	24.2%	22.3%	21.7%	21.7%	21.3%	23.6%	23.8%

*平成30年度～令和元年度は、介護保険事業状況報告の各サービス年間受給者数を、12か月で割り戻して算出したひと月あたりの平均値。令和2年度は9月利用までの実績値までによる推計



(3) 居宅サービス対象者の推計

認定者数から施設・居住系サービスの利用者を除いた居宅サービス対象者の推計は、下表のとおりとなります。

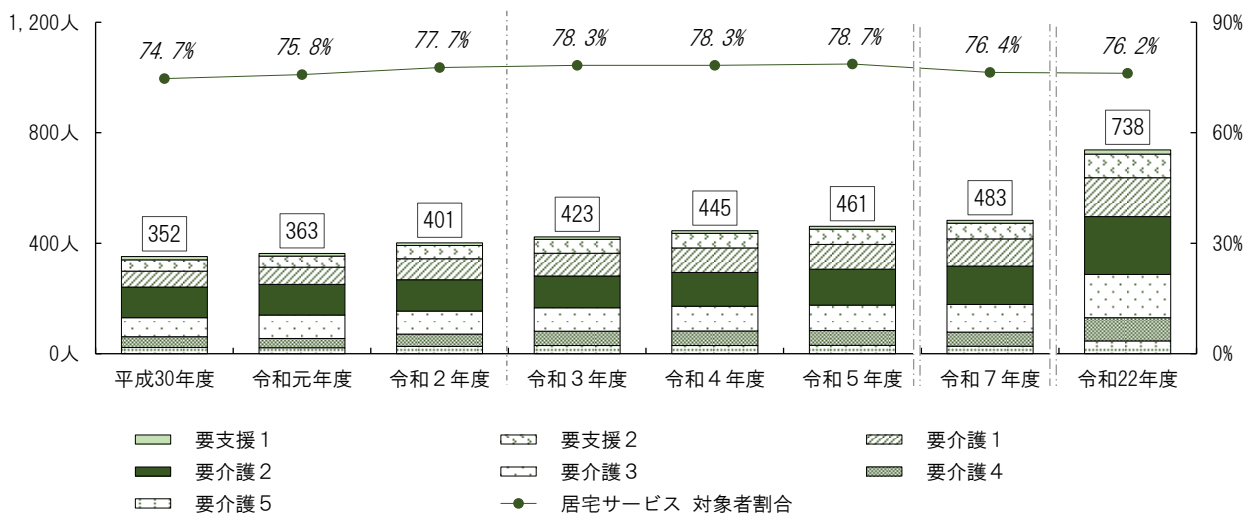
第8期における施設利用者10人のみのため、居宅サービス対象者の人数が大きく伸び、令和5年度では461人と、令和2年度よりも60人増加する見込みです。

《居宅サービス対象者の推計》

単位：人／月

		第7期 実績値			第8期 計画値			将来	
		平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅サービス 対象者数 (月あたり) (B)		352	363	401	423	445	461	483	738
要支援	要支援1	12	10	9	9	9	10	11	15
	要支援2	41	40	48	50	53	55	56	86
要介護	要介護1	58	62	76	83	89	90	99	141
	要介護2	111	111	114	115	122	130	139	209
	要介護3	69	85	83	85	90	92	100	157
	要介護4	39	34	45	52	53	54	51	84
	要介護5	22	21	26	29	29	30	27	46
認定者数 (A)		471	479	516	540	568	586	632	969
居宅サービス 対象者割合 (B) / (A)		74.7%	75.8%	77.7%	78.3%	78.3%	78.7%	76.4%	76.2%

*各年度の月あたり認定者数から、施設・居住系サービス受給者を差し引いています。



第3章 計画の基本的な考え方

1 めざす姿と計画の基本目標

人と人がつながる 虹いろのまちをめざして

高齢化が進むにつれ、元気な高齢者だけでなく、支援を必要とする高齢者も増加しています。また、身体は健康であっても、社会とのつながりが薄くなることや、子どもの独立、やりがいの喪失等を理由として、閉じこもりがちになったり、気持ちが落ち込んだりしてしまう高齢者もいます。しかし、隣人との交流や、サロンや教室といった交流の場、民生委員・児童委員による見守りや声かけ、医療や介護、福祉、保健分野での人と人のつながりを意識することで、高齢者の不安や心配を軽減し、健康で、明るい気持ちと共に楽しい日々を送れるのではないかと考えます。

このため、本町では、人と人のつながりを大切にした高齢者支援を行うこととし、人と人のつながりが太く強くなることで町全体が虹色に輝くことを願い、めざす姿として、「人と人がつながる 虹いろのまちをめざして」を掲げます。

また、めざす姿を実現するための方向性を、3つの基本目標として設定しました。

基本目標1 高齢者の生きがいのある生活の推進

やりがいがあり、充実した日々を過ごすためには、心身の健康を維持することを前提として、生活の中に熱中できることや楽しさを感じることを取り入れる必要があります。生きるために必要な最低限の活動をただひたすらに繰り返すだけでは、単調な毎日が連続するだけで、生きることに面白みを感じられなくなってしまうからです。そこで、高齢者が意欲をもって日々の生活を営むことができるよう、生きる意味、生きる喜びを見つけるための生きがいづくりを推進します。

基本目標2 地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの推進

高齢化の進行に伴い、福祉分野のニーズは急速に高まっており、近い将来ニーズに応えられなくなる日が来ることが懸念されています。そこで、国は地域共生社会の実現を目指し、地域における支え合い体制を確立することによって高齢化によるニーズの上昇を緩やかにする方向性を打ち出しました。これまでも国主導で進めてきた地域包括ケアシステムを更に推進することで、福祉分野での地域における支え合い体制を強固なものとする狙いがあります。また、介護ニーズが高い認知症高齢者の増加を受け、認知症施策にも注力していくこととしています。

基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり

地域における一定の安心・安全が保障されていることは、生活基盤の土台が整うということであるため、町民の多くが地域の安心・安全には高い関心を持っています。中でも、高齢者は、社会的弱者と呼ばれているように、身体機能・認知機能の低下を主な原因として、災害や事故、犯罪等の被害者となりやすい傾向にあるため、安心・安全に関するニーズも自然と高くなります。そこで、高齢者の視点に立った安心・安全施策を推進することで、より住みやすいまちづくりを進めます。

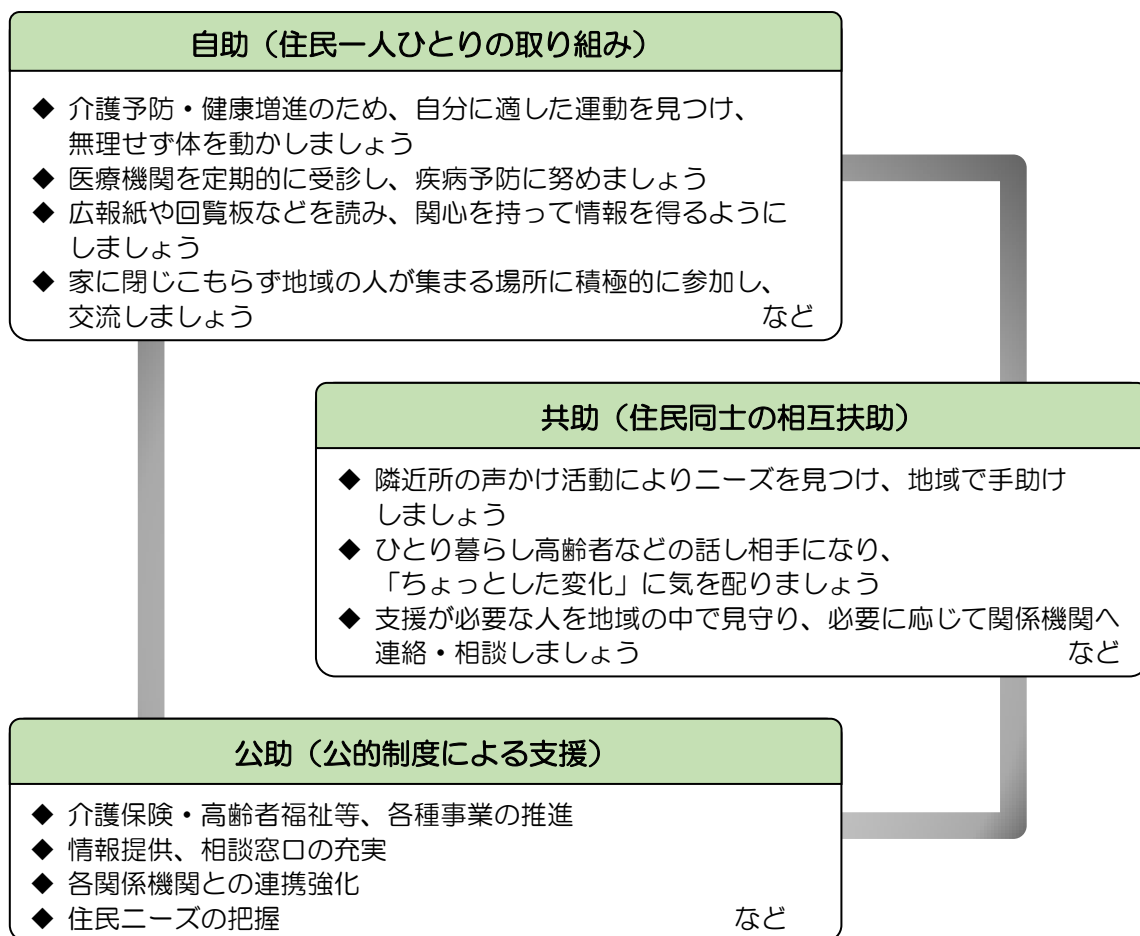
2 計画の基本方針

介護保険制度が始まった平成12年(2000年)の高齢化率は17.4%、令和元年(2019年)の高齢化率は28.4%と、約20年で高齢化率は11.0ポイント上昇しました。(総務省統計局「人口推計」)平成12年(2000年)時点でも、介護保険制度が開始されるほど高齢化率の上昇や介護ニーズの高まりが問題視されていましたが、現在の状況はそれに輪をかけて悪化しており、従来の考え方では到底対応しきれないところまで来ています。

高齢者は増加し、若い世代は減少を続ける現在の日本では、若い世代が高齢者を支えることができなくなることや、高齢者のニーズに応えられなくなることが懸念されています。実際のところ、人材不足が深刻な介護の現場では事業所の努力で人材をやりくりしている状態であり、いつ支援を受けられなくなる高齢者が出てもおかしくありません。

このような状況を踏まえると、このまま公的な支援やサービス頼りの生活を続けていくことは、やがて介護保険制度等の高齢者に関する各種支援・サービス提供体制の崩壊を招くことにもつながりかねないと言えます。そのため、家庭や地域、行政がそれぞれの役割を明確にし、住民一人ひとりが「福祉の受け手であると同時に、福祉の担い手でもある」という意識の下、互いに助け合いながら生活をしていくことができる地域をつくっていく必要があります。

そこで大切になる考え方が、下記の自助、共助、公助であり、これらを適切に活用することが、住民同士で助け合い・支え合いができる地域づくりを推進する上でのポイントとなります。



3 施策の体系

人と人がつながる 虹いろのまちをめざして

基本目標1	基本目標2	基本目標3
高齢者の生きがいの ある生活の推進	地域共生社会の実現に向けた 地域包括ケアシステムの推進	住み慣れた地域で安心して 暮らせるまちづくり

介護保険サービスの充実		*は介護予防の事業もあります。
1 居宅サービス	①訪問介護* ⑤居宅療養管理指導* ⑨短期入所療養介護* ⑬住宅改修費*	②訪問入浴介護* ⑥通所介護* ⑩特定施設入居者生活介護* ⑭居宅介護支援*
2 施設サービス	①介護老人福祉施設 ②介護老人保健施設	③訪問看護* ⑦通所リハビリテーション* ⑪福祉用具貸与*
3 地域密着サービス	①定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ④認知症対応型通所介護* ⑧地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	④訪問リハビリテーション* ⑧短期入所生活介護* ⑫特定福祉用具購入費*
4 市町村特別給付	5 介護保険制度の円滑な運営	6 自立支援・重度化防止等の取り組み

地域支援事業		
1 介護予防・日常生活支援総合事業	①訪問型サービスA事業 ②通所型サービスA事業	③通所型サービスC事業
2 包括的支援事業	①地域包括支援センターの機能強化 ④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ⑦在宅医療・介護連携推進事業	②介護予防ケアマネジメント事業 ⑤権利擁護事業 ⑧生活支援体制整備事業
3 任意事業	①介護予防把握事業 ④一般介護予防事業評価事業	③地域介護予防活動支援事業
	①家族介護支援事業	②成年後見制度利用支援事業

高齢者福祉サービス		
1 高齢者等の生活支援事業	①外出支援サービス ④老人保護措置事業	②軽度生活支援事業 ③社会福祉法人等利用者負担軽減制度
2 介護予防・生きがい活動支援事業	①地域住民グループ支援事業 ④金婚記念祝金支給事業	②配食サービス ⑤敬老祝金支給事業
3 介護家族支援事業	①家族介護者ヘルパー受講支援事業 ④布団乾燥サービス ⑦緊急通報システム体制等整備事業	③会食サービス ⑥高齢者の生きがいと健康づくり推進事業
	②家族介護慰労事業 ⑤理美容サービス	③介護クーポン事業 ⑥徘徊高齢者等探索サービス助成事業

高齢者が安全で生き生きと暮らせるために		
1 社会参加の促進	①いきがいクラブ活動への支援 ③就労支援	②生涯学習・スポーツ・レクリエーションの推進 ④社会活動への参加の支援
2 介護予防と健康づくりの推進		
3 認知症高齢者対策	①認知症サポーター養成講座	②認知症サポーターステップアップ講座 ③認知症サポーターバンク
4 地域包括ケア体制の整備	5 住みやすいまちづくり	6 交通安全・防犯防災対策
7 介護者支援対策		

※スペースの関係上、一部の事業名は省略して掲載しています。

第2編 各論

第1章 介護保険サービスの充実

平成12年（2000年）4月、高齢化の急激な進行や介護ニーズの上昇を背景に、介護保険制度が開始されてから約20年が経過し、介護サービスは時代に合った変化を遂げています。要介護度が重くなっても住み慣れた地域での生活を継続することを目的とした地域密着型サービスや、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス、医療ニーズ対応の看護小規模多機能型居宅介護等が追加され、在宅介護ニーズに応じたサービスが提供されるようになりました。一方で、介護療養型医療施設の介護医療院への転換が進められたり、特別養護老人ホームの入所を要介護3以上の中重度者に限定したりと、施設入所者は介護の必要性の高い方に限定される傾向にあります。

今後も、上昇を続ける介護ニーズに対応するため、在宅における介護サービスを中心に整備・充実が進められます。介護人材不足の問題もありますが、要支援・要介護認定者が必要なサービスを確実に利用できるようにするためにも、適切な必要量を見込み、その量の確保・整備をしていきます。

＜介護保険サービスの概要＞

介護保険サービスは、要介護者に対するサービス【介護給付サービス】と、要支援者に対するサービス【予防給付サービス】に分かれて提供されています。

また、高齢者が要介護状態等になっても、できる限り住み慣れた地域で生活が継続できるように【地域密着型サービス】が平成18年度（2006年度）に類型化され、このサービスについては、昭和町がサービス事業者の指定、指導・監督権限を持っています。

	県が指定・監督を行うサービス	町が指定・監督を行うサービス
【介護給付サービス】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>★居宅サービス ＜訪問サービス＞ ○訪問介護（ホームヘルプサービス） ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導</p> <p>○特定施設入居者生活介護</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>＜通所サービス＞ ○通所介護（デイサービス） ○通所リハビリテーション</p> <p>＜短期入所サービス＞ ○短期入所生活介護（ショートステイ） ○短期入所療養介護</p> <p>○福祉用具貸与 ○特定福祉用具購入費 ○住宅改修費</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px; text-align: center;"> <p>★施設サービス</p> <p>○介護老人福祉施設 ○介護老人保健施設 ○介護医療院 ○介護療養型医療施設</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e0f2f1;"> <p style="text-align: center;">【地域密着型サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>★居宅介護支援</p> </div>
【予防給付サービス】	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>★介護予防サービス ＜訪問サービス＞ ○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導</p> <p>○介護予防特定施設入居者生活介護</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>＜通所サービス＞ ○介護予防通所リハビリテーション</p> <p>＜短期入所サービス＞ ○介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） ○介護予防短期入所療養介護</p> <p>○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具購入費 ○介護予防住宅改修費</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e0f2f1;"> <p style="text-align: center;">【地域密着型介護予防サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: center;"> <p>★介護予防支援</p> </div>

<第7期計画における実績値と第8期計画における計画値>

第7期実績の平成30年度と令和元年度については、見える化システムの利用実績を、令和2年度については、4月実績から8月実績をベースに拡大して記載しています。

第8期計画値については、国より提示された見える化システムで第7期実績から推計された数値をベースに、補正等を行って見込んでいます。

1 居宅サービス

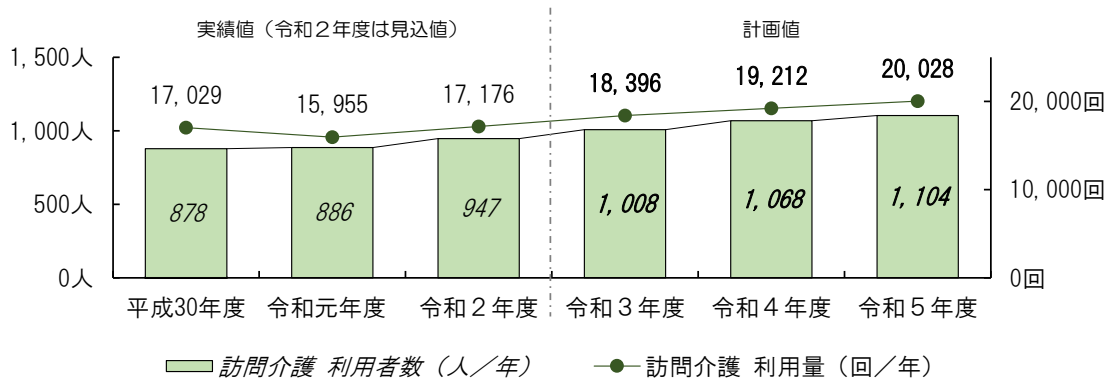
*サービスの名称の前半に“介護予防”と明記されているものは要支援者を対象としたサービスです。

①訪問介護・介護予防訪問介護

事業内容	訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問して、入浴、排泄等の身体介護や食事等の家事援助等、日常生活上の介護や援助を行うものです。
-------------	--

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問介護	利用量 (回/年)	17,029	15,955	17,176	18,396	19,212	20,028
	利用者数 (人/年)	878	886	947	1,008	1,068	1,104

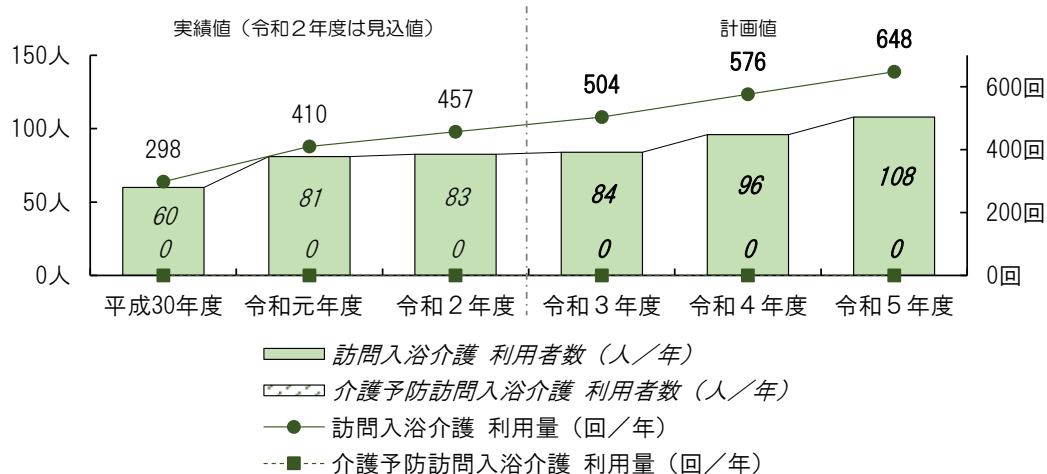
*要支援1・2の認定者が利用する介護予防訪問介護は、平成29年度から地域支援事業として実施しています。



②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

事業内容 入浴設備を備えた車（入浴車）で、看護職員、介護職員が寝たきりの高齢者等の居宅を訪問して、入浴の介助を行います。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴介護	利用量 (回/年)	298	410	457	504	576	648
	利用者数 (人/年)	60	81	83	84	96	108
介護予防 訪問入浴介護	利用量 (回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用量 (回/年)	298	410	457	504	576	648
	利用者数 (人/年)	60	81	83	84	96	108

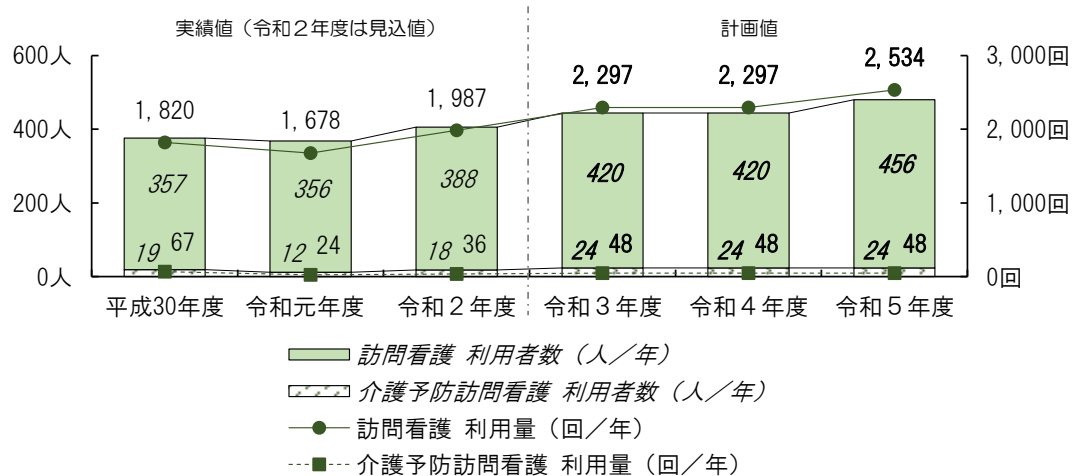


③訪問看護・介護予防訪問看護

事業内容

訪問看護ステーション等の看護師が居宅を訪問し、主治医と連絡を取りながら、療養上の世話や診療補助を行います。

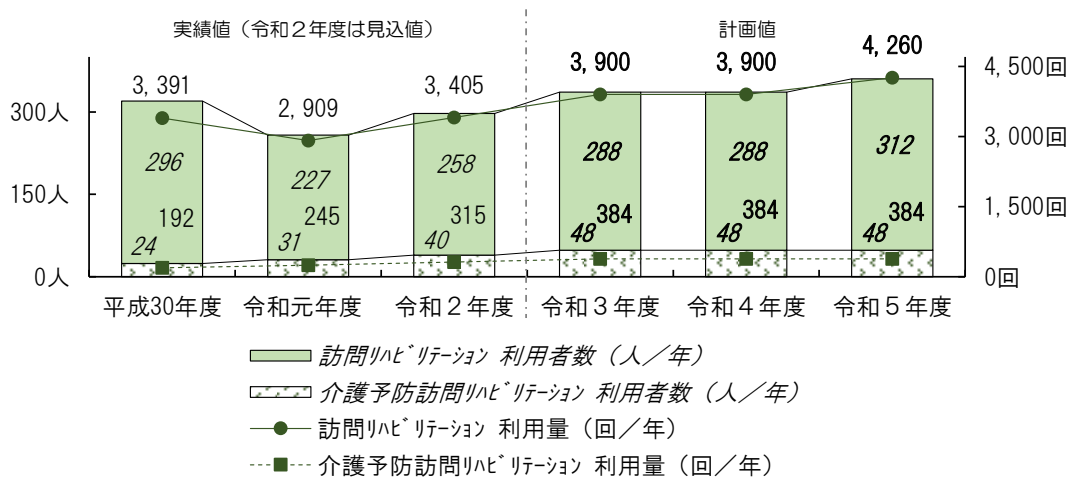
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問看護	利用量 (回/年)	1,820	1,678	1,987	2,297	2,297	2,534
	利用者数 (人/年)	357	356	388	420	420	456
介護予防 訪問看護	利用量 (回/年)	67	24	36	48	48	48
	利用者数 (人/年)	19	12	18	24	24	24
合計	利用量 (回/年)	1,887	1,702	2,023	2,345	2,345	2,582
	利用者数 (人/年)	376	368	406	444	444	480



④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

事業内容 理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問して、心身の機能の維持・回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うものです。

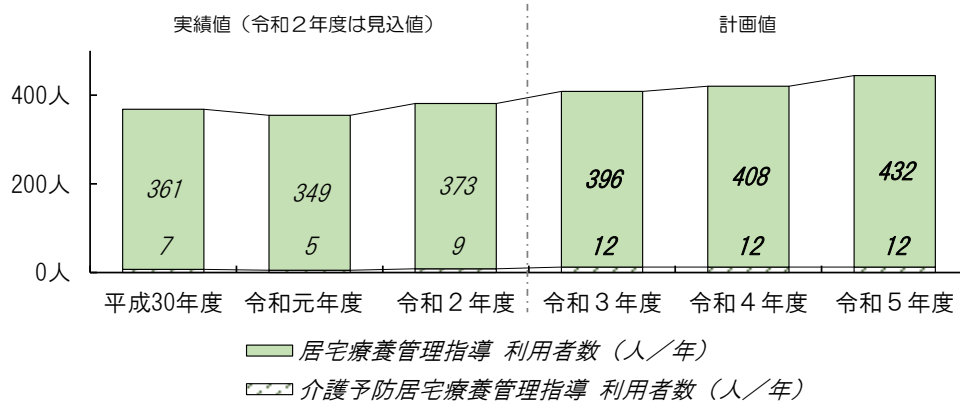
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問リハビリテーション	利用量(回/年)	3,391	2,909	3,405	3,900	3,900	4,260
	利用者数(人/年)	296	227	258	288	288	312
介護予防訪問リハビリテーション	利用量(回/年)	192	245	315	384	384	384
	利用者数(人/年)	24	31	40	48	48	48
合計	利用量(回/年)	3,583	3,154	3,719	4,284	4,284	4,644
	利用者数(人/年)	320	258	297	336	336	360



⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

事業内容	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等が通院の困難な利用者の居宅を訪問し、療養上の管理や指導を行います。
-------------	---

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅療養管理指導	利用者数 (人/年)	361	349	373	396	408	432
介護予防居宅療養管理指導	利用者数 (人/年)	7	5	9	12	12	12
合計	利用者数 (人/年)	368	354	381	408	420	444

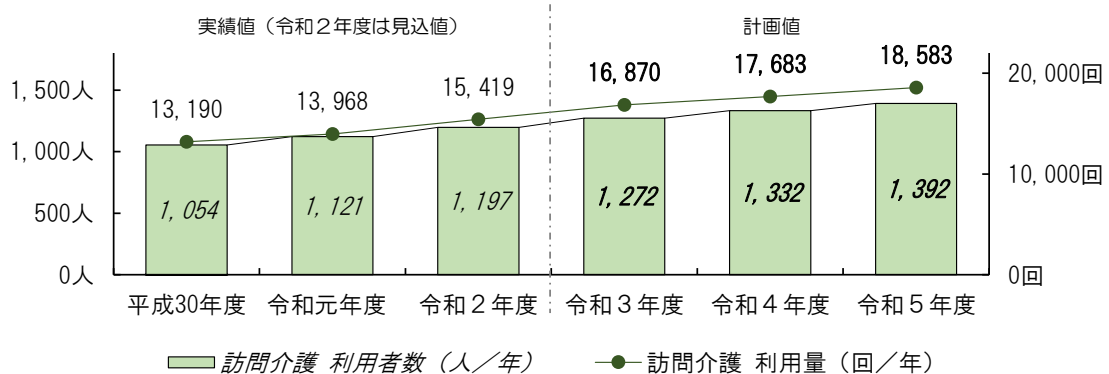


⑥通所介護・介護予防通所介護

事業内容	介護施設等に通い、入浴、食事の提供等の日常生活上の介護を行うものです。
-------------	-------------------------------------

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所介護	利用量 (回/年)	13,190	13,968	15,419	16,870	17,683	18,583
	利用者数 (人/年)	1,054	1,121	1,197	1,272	1,332	1,392

*要支援1・2の認定者が利用する介護予防通所介護は、平成29年度から地域支援事業として実施しています。

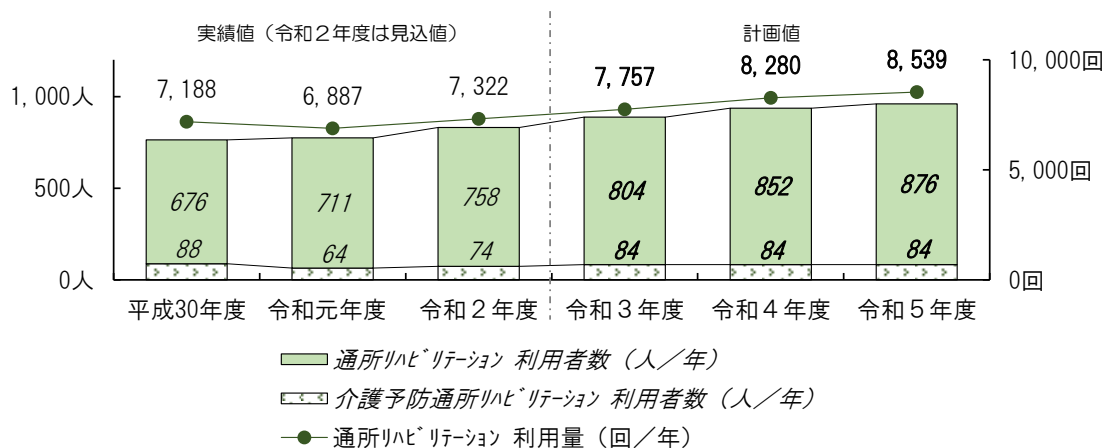


⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

事業内容	介護老人保健施設、病院等医療施設に通い、当該施設において心身機能の維持・回復や日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うものです。
-------------	--

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通所リハビリテーション	利用量(回/年)	7,188	6,887	7,322	7,757	8,280	8,539
	利用者数(人/年)	676	711	758	804	852	876
介護予防通所リハビリテーション	利用者数(人/年)	88	64	74	84	84	84
合計	利用量(回/年)	7,188	6,887	7,322	7,757	8,280	8,539
	利用者数(人/年)	764	775	832	888	936	960

*介護予防通所リハビリテーションの単価は回数ではなく、月単位のため、利用量は算出されません

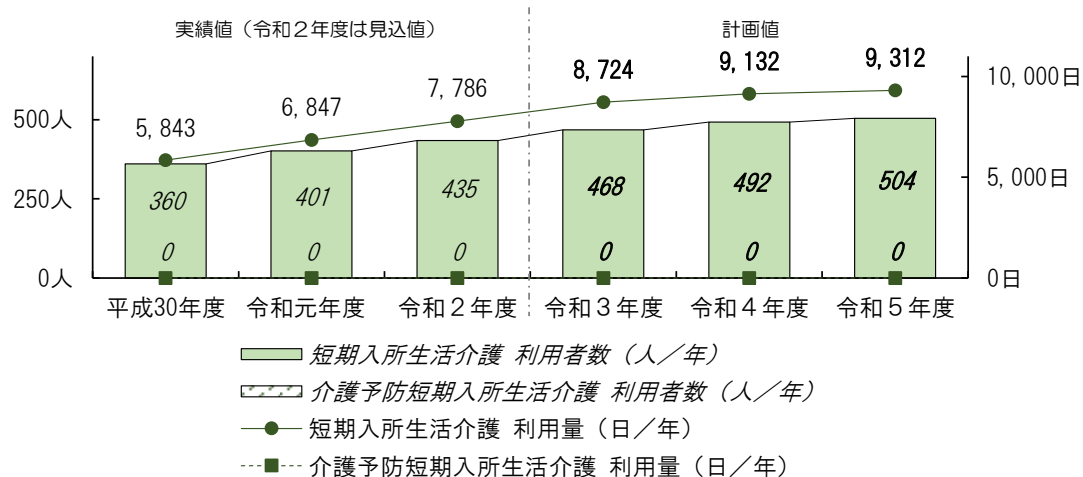


⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

事業内容

特別養護老人ホーム等、老人福祉法に規定する入所施設に短期間入所し、当該施設において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の介護、機能訓練を行うものです。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所生活介護	利用量 (日/年)	5,843	6,847	7,786	8,724	9,132	9,312
	利用者数 (人/年)	360	401	435	468	492	504
介護予防 短期入所生活介護	利用量 (日/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合 計	利用量 (日/年)	5,843	6,847	7,786	8,724	9,132	9,312
	利用者数 (人/年)	360	401	435	468	492	504

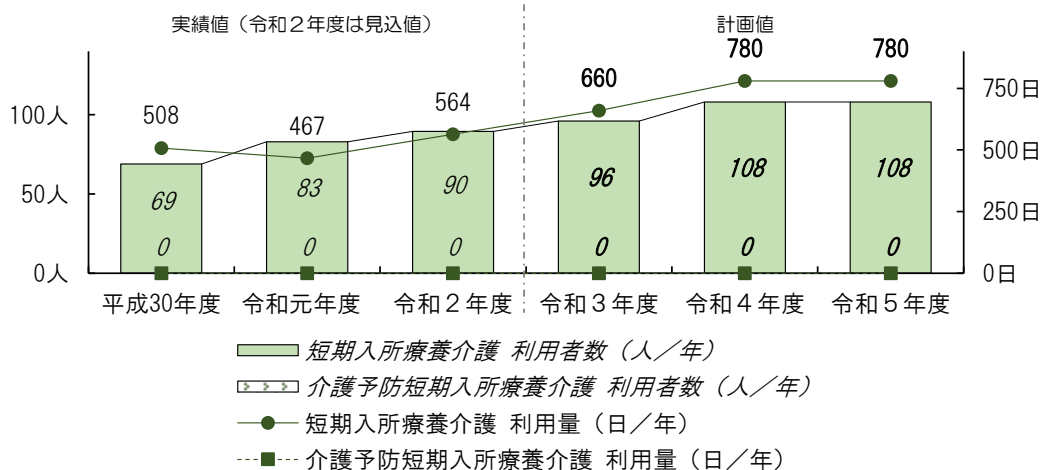


⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

事業内容	介護老人保健施設（老健）、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護や医学的管理下における介護、機能訓練その他の必要な医療及び日常生活上の介護を行うものです。
-------------	--

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所療養介護	利用量 (日/年)	508	467	564	660	780	780
	利用者数 (人/年)	69	83	90	96	108	108
介護予防短期入所療養介護	利用量 (日/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用量 (日/年)	508	467	564	660	780	780
	利用者数 (人/年)	69	83	90	96	108	108

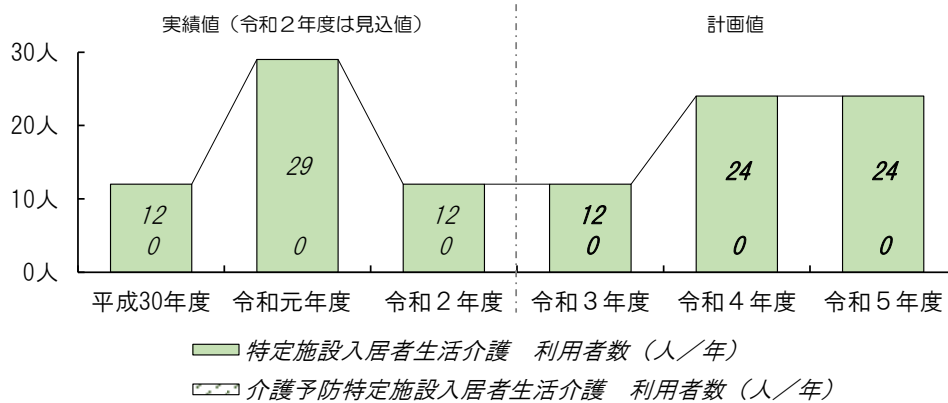
*介護老人保健施設、療養病床を有する病院若しくは診療所、介護医療院の合計です。



⑩特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

事業内容	有料老人ホーム、介護利用型軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入所している要介護者等について、計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活の介護、機能訓練及び療養上の介護を行うものです。
-------------	--

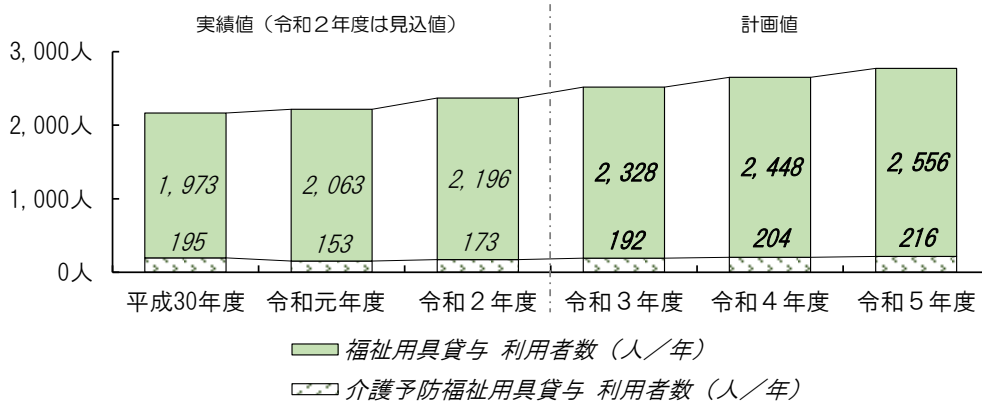
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定施設入居者生活介護	利用者数 (人/年)	12	29	12	12	24	24
介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用者数 (人/年)	12	29	12	12	24	24



⑪福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

事業内容	日常生活上の便宜を図るため、あるいは、機能訓練のために福祉用具等（例えば、車いすや歩行器、特殊寝具等）の貸与を行います。
-------------	--

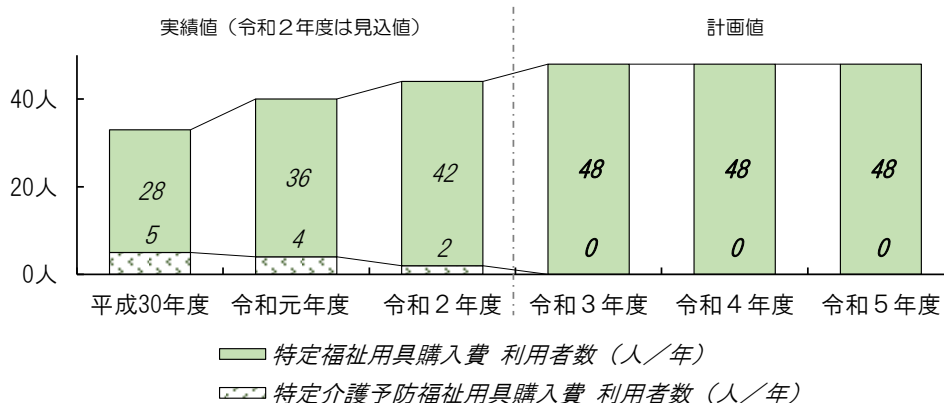
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
福祉用具貸与	利用者数 (人/年)	1,973	2,063	2,196	2,328	2,448	2,556
介護予防福祉用具貸与	利用者数 (人/年)	195	153	173	192	204	216
合計	利用者数 (人/年)	2,168	2,216	2,368	2,520	2,652	2,772



⑫特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

事業内容	貸与になじまない用具（例えば、入浴や排泄等の用に供する福祉用具等）を利用者が購入したときに、その費用の9割相当額を償還払いまたは受領委任払いで支給します。
-------------	---

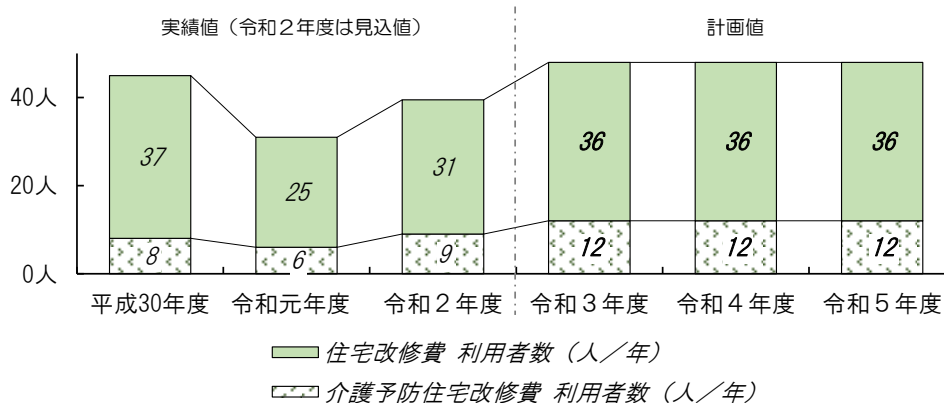
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定福祉用具購入費	利用者数 (人/年)	28	36	42	48	48	48
特定介護予防福祉用具購入費	利用者数 (人/年)	5	4	2	0	0	0
合計	利用者数 (人/年)	33	40	44	48	48	48



⑬住宅改修費・介護予防住宅改修費

事業内容	日常生活の自立を助けるため、手すりの取り付けや引き戸等への扉の取り替え、段差解消等、住宅改修に対して、その費用を償還払いまたは受領委任払いによって給付することで、居宅の介護を支援するものです。
-------------	--

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修費	利用者数 (人/年)	37	25	31	36	36	36
介護予防住宅改修費	利用者数 (人/年)	8	6	9	12	12	12
合計	利用者数 (人/年)	45	31	40	48	48	48



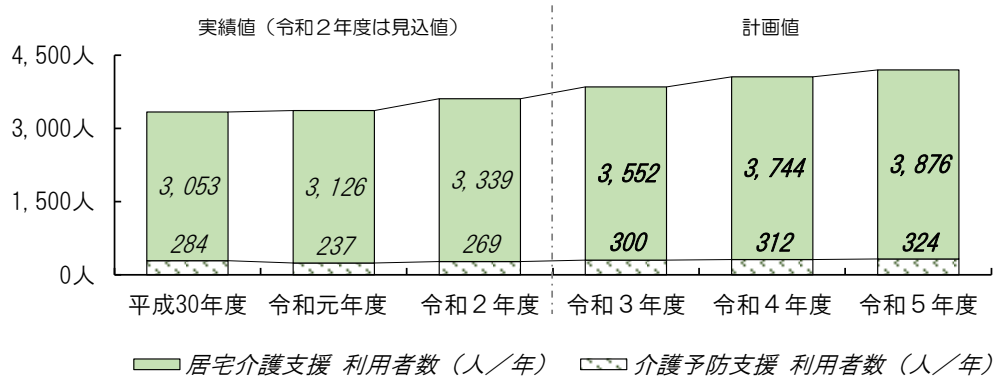
⑭ 居宅介護支援・介護予防支援

事業内容

居宅介護支援は、介護支援専門員（ケアマネジャー）が居宅で介護を受ける方の心身の状況や希望等を踏まえ、自立した日常生活の支援を効果的に行うために、継続的かつ計画的に介護サービスに関する計画（居宅介護サービス計画）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整等を行うものです。

介護予防支援は、利用者の状態に適したサービスが確実に提供されるよう、地域包括支援センターにより作成された介護予防サービス計画に基づき、サービス提供機関との連絡調整等を行うものです。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護支援	利用者数 (人/年)	3,053	3,126	3,339	3,552	3,744	3,876
介護予防支援	利用者数 (人/年)	284	237	269	300	312	324
合計	利用者数 (人/年)	3,337	3,363	3,608	3,852	4,056	4,200



＜見込み量確保のための施策の方策＞

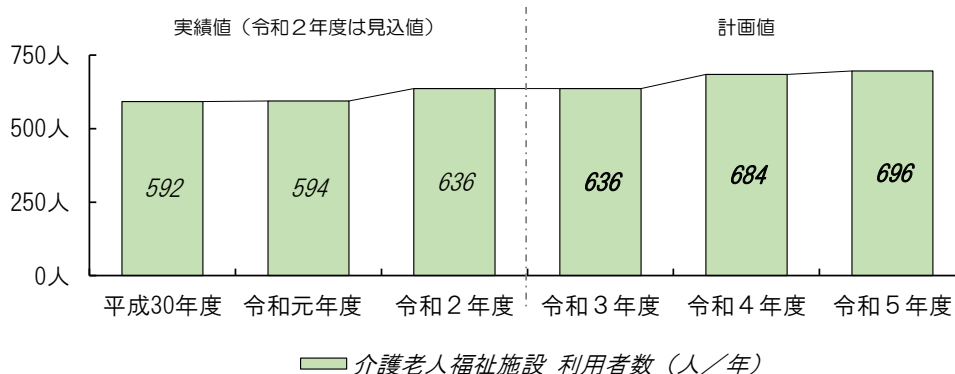
- 供給量を十分に確保し、質の高いサービスを選択できるよう事業者へ働きかけます。
- 介護支援専門員（ケアマネジャー）の仕事がスムーズに行えるよう、地域の実態を把握し、関連サービスのネットワーク化を図ります。
- 福祉用具の機能について、利用普及やサービス内容の周知に努めます。

2 施設サービス

①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

対象者	寝たきりや認知症等により常時介護が必要で、自宅での介護が困難な方
事業内容	施設に入所し、食事や入浴、排泄等、日常生活に必要な介護を行います。（原則として要介護3以上の方）

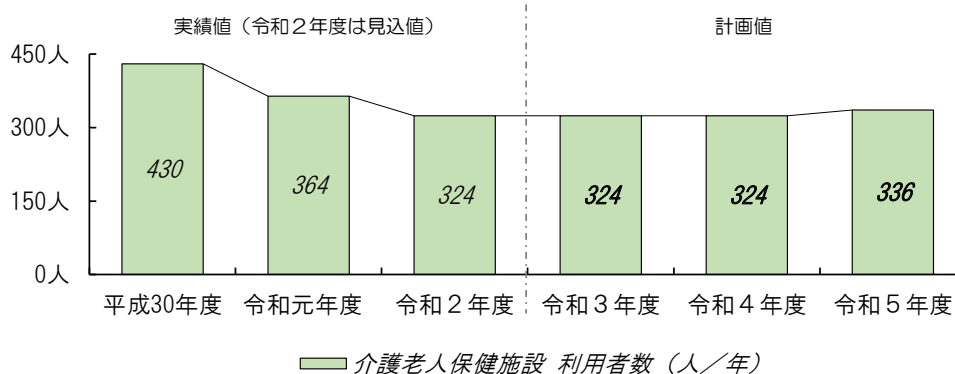
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人福祉施設	利用者数 (人/年)	592	594	636	636	684	696



②介護老人保健施設（老人保健施設）

対象者	要介護状態の方で、症状が安定し、自宅に戻れるようリハビリテーションに重点をおいたケアが必要な方
事業内容	医学的管理の下で看護、機能訓練、日常生活上の介護を行います。

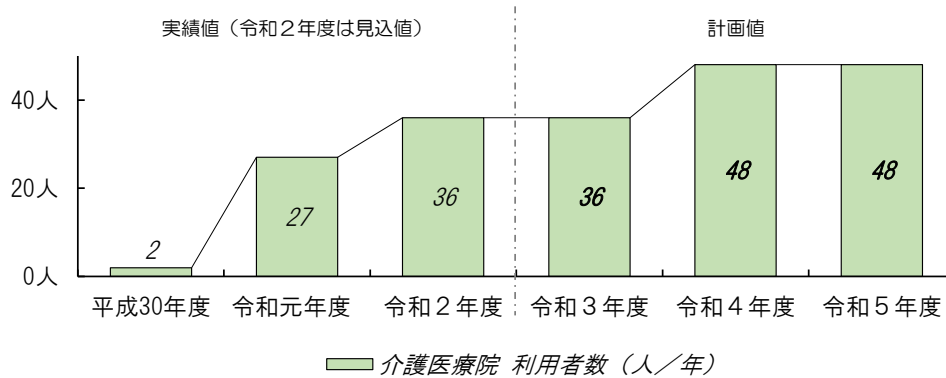
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護老人保健施設	利用者数 (人/年)	430	364	324	324	324	336



③介護医療院

対象者	急性期の治療が終わり、療養や介護が必要な方
事業内容	今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護施設で、要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供します。（介護保険法上の介護保険施設ですが、医療法上は医療提供施設として法的に位置づけられています。）

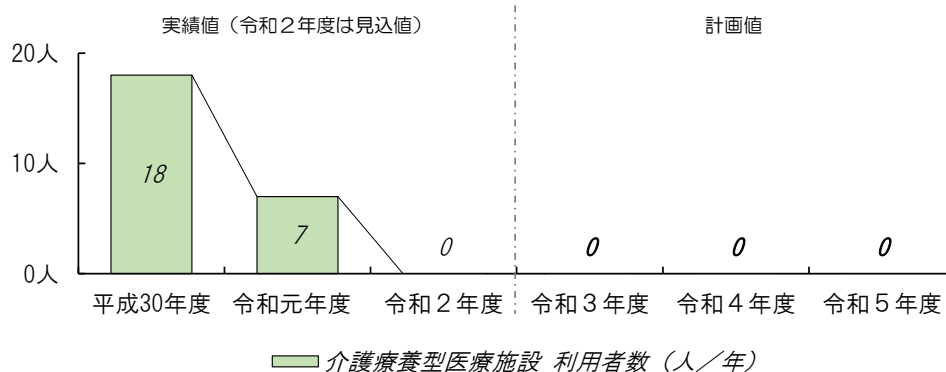
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護医療院	利用者数 (人/年)	2	27	36	36	48	48



④介護療養型医療施設

対象者	急性期の治療が終わり、長期の療養や介護が必要な方
事業内容	療養病床のある病院等に入院し、療養上の管理、看護、医学的な管理下の介護や機能訓練等の必要な医療を行います。（令和5年度までに全面廃止となります。）

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護療養型医療施設	利用者数 (人/年)	18	7	0	0	0	0



<見込み量確保のための施策の方策>

- 適正な整備量と配置に配慮しつつ、必要なサービス量が確保できるよう関係機関と調整していきます。
- 施設の安全面や衛生面の向上に関して事業者への指導に努めるとともに、施設職員等の資質や技術の向上を図るための研修会等の参加を支援します。
- 身体拘束の廃止について、一層の推進に努めます。

3 地域密着サービス

可能な限り、自宅または住み慣れた地域において、自立した日常生活を営めるよう、身近な地域で提供されることが適切なサービス類型として、『地域密着型サービス』が第3期計画（平成18年度）からスタートしました。第5期計画から「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」と「看護小規模多機能型居宅介護」の2つのサービスが加わり、平成28年度から小規模な通所介護が「地域密着型通所介護」に移行したため、現在9つの地域密着型サービスが提供可能となりました。

このサービスについては、日常生活圏域別に整備目標を設けてサービスを提供していく必要があります。また、サービス事業者の指定は、地域密着型サービス事業を行う者の申請により、地域密着型サービスを行う事業所ごとに町長が行うこととなっています。

<地域密着型サービスの種類>

サービス名称	対象者		サービス内容
	要介護者	要支援者	
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	○	×	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回型訪問と随時の対応を行う
②夜間対応型訪問介護	○	×	夜間の定期的巡回や、夜間に通報を受けた場合に、訪問介護（ホームヘルプ）を実施
③地域密着型通所介護	○	×	利用定員18人以下の通所介護 （平成28年度から地域密着型サービスに移行）
④認知症対応型通所介護 （介護予防認知症対応型通所介護）	○	○	認知症の人に対応したメニューで実施する通所介護（デイサービス）
⑤小規模多機能型居宅介護 （介護予防小規模多機能型居宅介護）	○	○	29人以下が登録し、様態に応じて18人以下の通い（デイサービス）や訪問（ホームヘルプ）、9人以下の泊まり（ショートステイ）のサービスを実施
⑥認知症対応型共同生活介護 （介護予防認知症対応型共同生活介護）	○	○	グループホーム
⑦地域密着型 特定施設入居者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の介護専用型特定施設（有料老人ホーム等）
⑧地域密着型 介護老人福祉施設入所者生活介護	○	×	29人以下が入所できる小規模の特別養護老人ホーム
⑨看護小規模多機能型居宅介護	○	×	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護のサービスの一体的な提供を行う

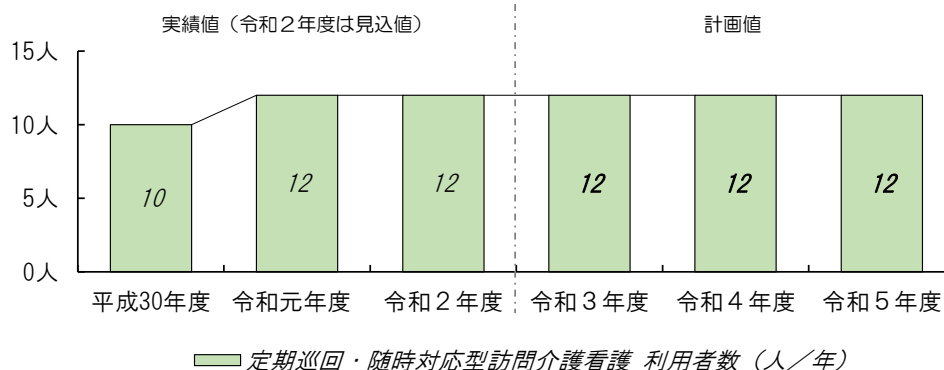
<地域密着型サービスと居宅・施設サービスの特徴>

相違点	地域密着型サービス・ 地域密着型介護予防サービス	居宅サービス・施設サービス
1 利用可能な人	原則として、その市町村の被保険者のみが利用	他市町村の被保険者でも利用可能
2 事業者に対する権限	市町村が指定、指導、監督等を実施	県が指定、指導、監督等を実施
3 定員などの基準や報酬単価の設定	地域の実情に応じた基準や報酬単価を市町村が決定	全国一律の基準や報酬単価を適用
4 計画値の設定 （計画書への掲載単位）	日常生活圏域ごとに計画値を掲載	市町村単位で一括して目標値を掲載
5 設定のあり方	公平・公正の観点から、地域住民や保健医療福祉関係者等で構成される「昭和町地域密着型サービス運営委員会」における審議が必要	

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

事業内容	要介護者宅へ定期的な巡回訪問や随時通報により訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。また、医師の指示により、看護師等が要介護者宅で療養上の世話または診療の補助を行います。
-------------	---

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用者数(人/年)	10	12	12	12	12	12

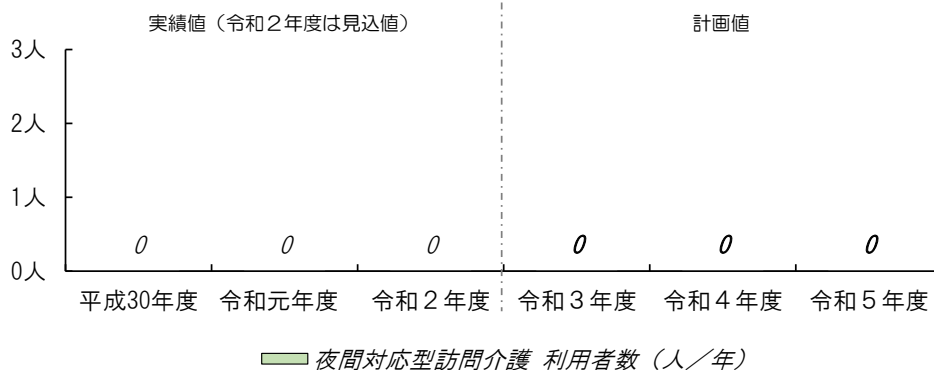


②夜間対応型訪問介護

事業内容	居宅においても、夜間を含めた24時間を安心して生活できることを目的に、定期的な巡回訪問及び通報等による随時対応により、要介護者（要介護3以上）の居宅でのケアを行うものです。
-------------	--

国の試算では、利用対象者が300人程度（人口規模では20万～30万人程度）いなければ事業が成り立たないと想定されており、第8期計画においても、本サービスの実施は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
夜間対応型訪問介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0

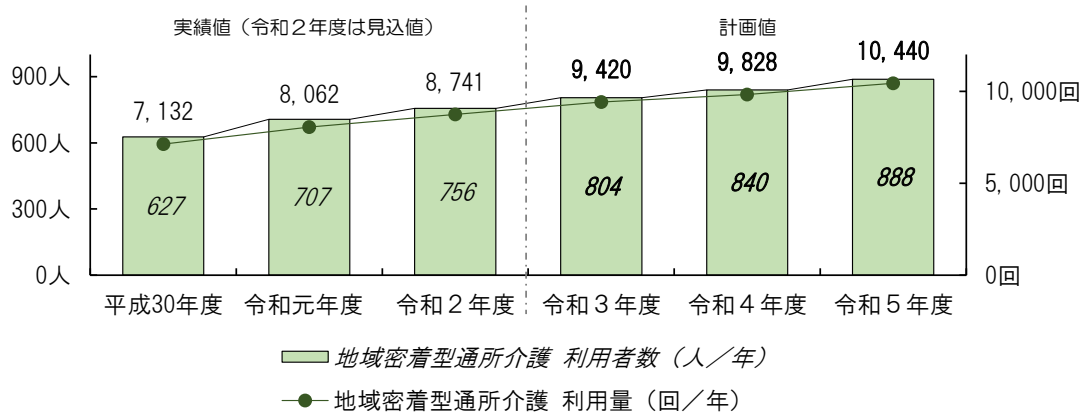


③地域密着型通所介護

事業内容

利用定員 18 人以下の小規模の介護施設等に通り、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービスで、利用者の心身機能の維持向上と、利用者の家族負担の軽減を図ります。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型 通所介護	利用量 (回/年)	7,132	8,062	8,741	9,420	9,828	10,440
	利用者数 (人/年)	627	707	756	804	840	888

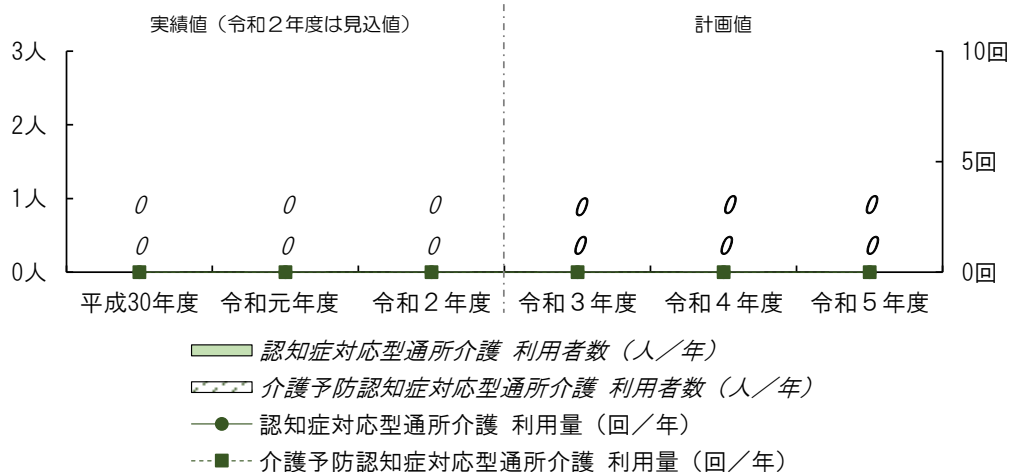


④認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

事業内容 脳血管疾患、アルツハイマー病、その他の要因に基づく脳の器質的な変化により、日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態にある要介護者等に対し、認知症専用単独型や認知症併設型のデイサービスセンターにおいて、入浴、排泄、食事等の介護、及びその他の日常生活上の世話や機能訓練を行うものです。

認知症高齢者の増加が見込まれていますが、町内事業者によるサービス提供が見込めないため、第8期計画期間中の事業量は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

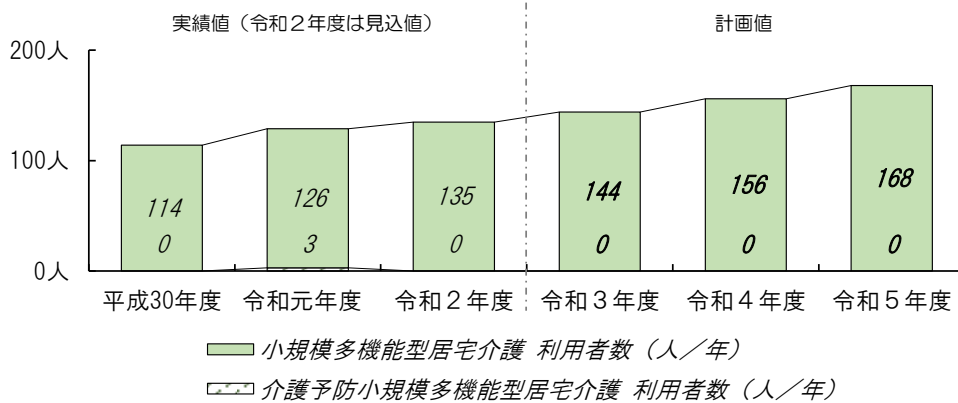
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型通所介護	利用量(回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
介護予防認知症対応型通所介護	利用量(回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0
合計	利用量(回/年)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0



⑤小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

事業内容 居宅における生活の継続支援を目的に、要介護者等の様態や希望に応じて、随時、通い、訪問、泊まりを組み合わせる日常生活上のケアを行うものです。

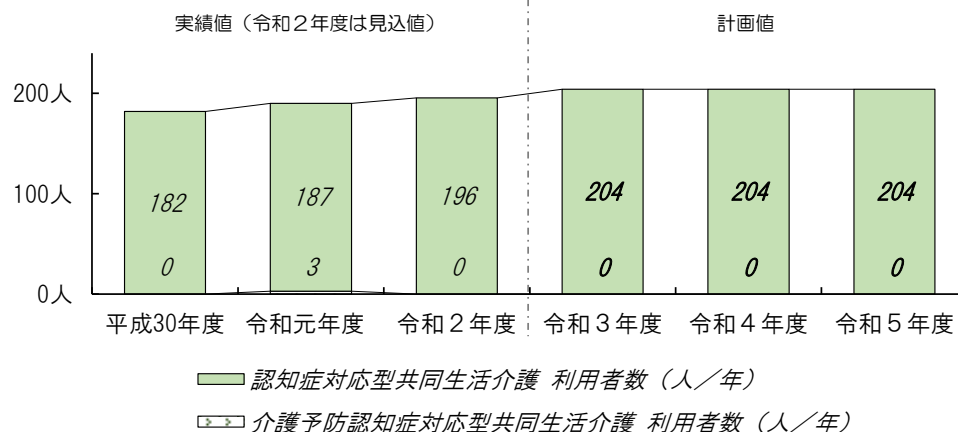
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	114	126	135	144	156	168
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	0	3	0	0	0	0
合計	利用者数(人/年)	114	129	135	144	156	168



⑥認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

事業内容 認知症の状態にある要介護者等が5～9人で共同生活をしながら、家庭的な雰囲気の中で介護スタッフによる食事、入浴、排泄等日常生活の支援や機能訓練を受けます。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/年)	182	187	196	204	204	204
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用者数(人/年)	0	3	0	0	0	0
合計	利用者数(人/年)	182	190	196	204	204	204
必要利用定員総数(人/月)		18	18	18	18	18	18

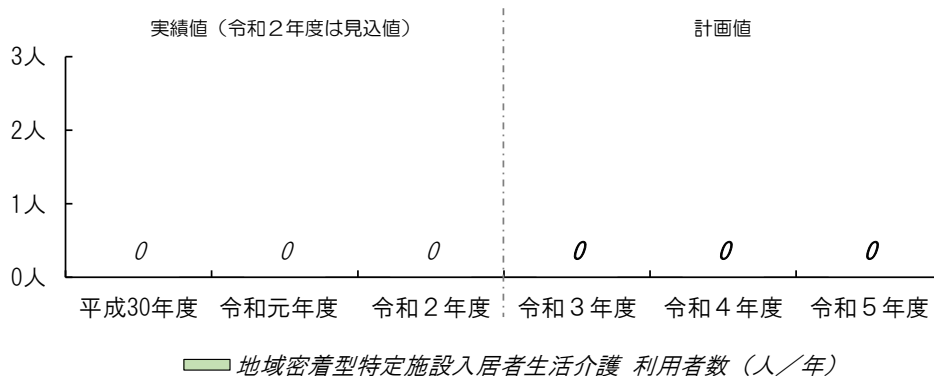


⑦地域密着型特定施設入居者生活介護

事業内容	地域密着型特定施設入居者生活介護は、入居者が要介護者とその配偶者に限定されている定員 29 名以下の有料老人ホーム等に入所している要介護者に対してケアを行うものです。
-------------	---

町内には地域密着型特定施設がなく、第8期においても計画がないため、事業量及び必要利用定員総数は見込んでいません。

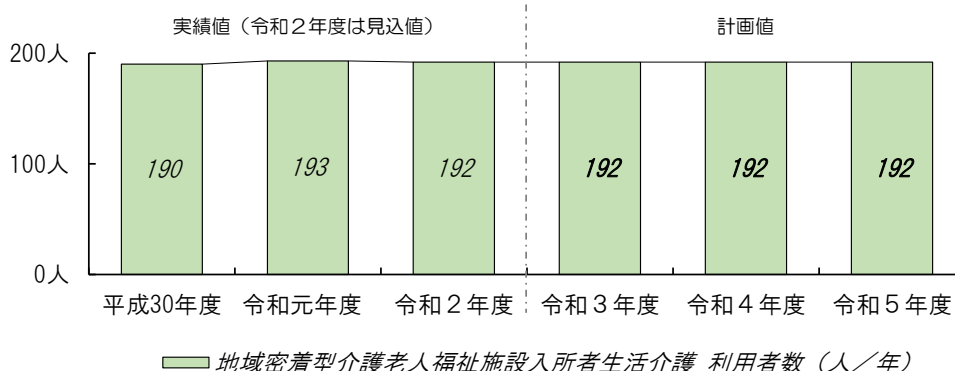
		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型特定施設入居者生活介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0



⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

事業内容	定員が 29 名以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者に対して、ケアを行うものです。
-------------	--

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用者数(人/年)	190	193	192	192	192	192
必要利用定員総数(人/月)		29	29	29	29	29	29

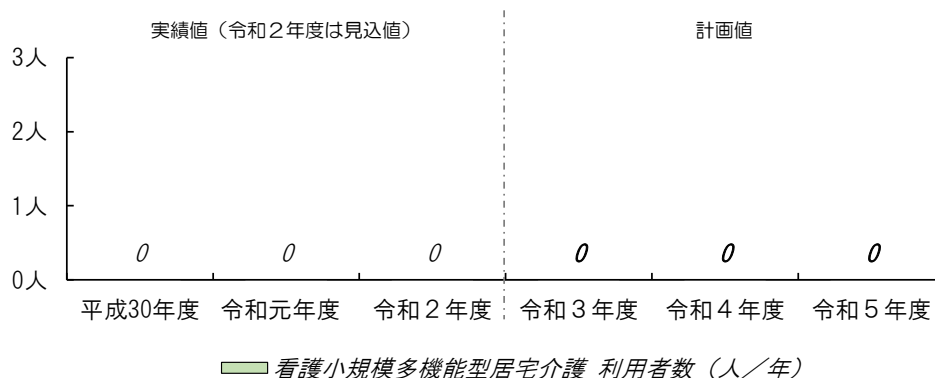


⑨看護小規模多機能型居宅介護

事業内容 要介護者に対して、訪問看護と小規模多機能型居宅介護を組み合わせ一体的に提供することにより、効果的かつ効率的となるサービスを行います。

第5期計画に創設された新しいサービス体系ですが、既存のデイサービスや訪問看護での対応もある程度可能であるとの観点から、第8期計画期間中の新規整備は見込んでいません。ただし、今後のニーズの変化も見守りつつ、必要になった場合は、その整備を改めて検討します。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
看護小規模多機能型居宅介護	利用者数(人/年)	0	0	0	0	0	0



<見込み量確保のための施策の方策>

- 地域の実状や本計画のサービス見込量を踏まえつつ、事業者の指定を行い、指定基準や介護報酬の設定を行います。
- サービスやケアの質の向上のため、地域密着型事業所との定期的な協議の場や多職種による研修などを行います。
- 事業者への指導・監査体制の充実を図ります。

4 市町村特別給付

市町村特別給付は、市町村が独自で設定するもので、たとえば寝具の洗濯や乾燥サービス、あるいは移送サービスが該当し、これらサービスの給付は、要介護者及び要支援者が対象になります。

しかし、この給付事業に要する費用は、全て第1号被保険者の保険料で賄うため、第1号被保険者の経済的負担が増加します。第7期計画においては、基幹となるサービスの安定的な供給を目指すことに集中するためにも、市町村特別給付としての事業は実施しません。

5 介護保険制度の円滑な運営

(1) 介護保険制度の普及啓発

介護サービス利用者本人の自立支援に基づいた介護保険制度の趣旨、要介護認定の仕組み、サービスの種類と内容、利用者負担、保険料等について周知することは、利用者やその家族が介護保険制度に対する理解や認識を深め、サービスの円滑な利用や介護保険の安定的な運営の基本となります。

そのため、広報紙、ホームページ、パンフレット等により、介護保険制度に関する情報を提供するとともに、各種行事や出前講座等を通して制度の普及啓発を積極的に行います。

(2) 介護保険サービスに関する情報提供の推進

高齢者数、認定者数（認定率）、サービス利用者数、給付実績、保険料収納率など介護保険実施状況及び見込み量等について正確な情報を提供します。また、サービス事業者に関する情報は、利用者本人、家族にとって適正なサービスの選択に繋がりますので、最新の情報提供に努めます。

(3) 相談・受付体制

高齢者の尊厳を支えるケアの確立を目標に、自立支援に基づいた介護保険制度の趣旨について理解を求めつつ、相談や、要介護認定申請・サービス利用手続きなどが円滑かつ迅速に提供できるよう体制を整備します。

これらの相談や申請については、地域包括支援センターと連携して、介護予防や各種地域支援事業を含めた予防給付に関する事業の紹介をします。また、地域の高齢者の実態把握や、虐待への対応などを含む総合相談や権利擁護などに的確に取り組みます。

(4) 要介護・要支援認定の適正な実施

要介護・要支援認定は、サービスを利用するための大前提です。要介護度により被保険者が利用できるサービス量が決まるため、要介護等認定の適正な実施は、公正性・迅速性が強く求められます。

そのためには、本業務に携わる認定調査員、介護認定審査会委員の資質・専門性の向上は必要不可欠となります。また、県では、介護認定審査会委員に対し適切な審査判定を行うために、必要な知識、技術の習得を図るための研修を実施しています。本町では、認定調査員に対し、県や関係機関との連携を図る中で、研修を継続的に実施し、資質・専門性の向上を図ります。

(5) 人材の確保、資質の向上

安定的かつ良質なサービスの提供のためには、訪問介護員、看護師、介護支援専門員などの居宅サービスを担う職員や介護保険施設の職員など、サービスを支える人材の確保、資質の向上が極めて重要となります。また、幅広い知識や技術だけではなく、相手の気持ちを思いやり、理解することなどソフト面での充実も大切です。

人材確保については、介護支援ボランティア制度を創設し、高齢者による地域貢献を支援することにより、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防を図るとともに、人材不足な介護施設への受け入れを促進し、介護施設の負担軽減に努めます。

また、ボランティア等の活動実績に応じてポイントを付与し、介護保険料の支払いに充てることを見込んでいます。

(6) 災害や感染症対策に係る体制の整備

近年の地震・台風等の大規模災害の頻発を受けて、町内で介護サービスを提供している事業所においても対応策を検討することが求められています。そのため、各事業所に対して利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練、その他の措置に関する計画を策定するよう指導するとともに、避難確保に関する計画の内容や避難訓練の実施状況等について、定期的な確認に努めます。また、各事業所における災害対策を推進するため、事業所に対して、必要となる物資・機材・備蓄品等の確保について呼びかけます。

さらに、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の拡大等を受けて、町内で介護サービスを提供している事業所においても対応策を検討することが求められています。そのため、介護事業所等に対して、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の備蓄に日頃から努めるよう啓発します。

各事業所や県、保健所、医療機関等と連携しながら、感染症が発生した時においても、円滑にサービスを提供することのできる体制の整備・構築について検討を進めます。

(7) 介護給付適正化事業の実施【介護給付適正化計画】

介護保険は、高齢者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように必要な介護サービスを提供する制度であり、介護サービスが要介護状態等の軽減や悪化防止、または要介護状態等となることの予防に資するように提供される必要があります。

しかし、介護保険の実施状況及び見込み量をみると、サービスの利用者や利用量が着実に増加するなど制度が定着する一方で、その必要性、効果に疑問を持たざるを得ないサービス提供などが指摘されています。

このような状況を踏まえて、利用者にとって「自立支援」に資する適切なケアプラン及びサービス利用になっているかなど、適正な介護給付費の検証を行うとともに、介護給付費通知により適正なサービス利用の啓発に努めます。

<介護給付適正化のための主要5事業>

①要介護認定の適正化（認定調査状況チェック）

認定調査は、公平性・中立性が確保されなければなりません。居宅支援事業者等に委託された認定調査が適切に行われたか、認定調査票の確認を行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認定調査・点検実施	全件点検	全件点検	全件点検

②ケアプランの点検

介護支援専門員等が作成するケアプランについて、利用者の状況を踏まえ、必要なサービスが提供されているか、利用者の自立支援に資する適切なプランであるか等に着目して多職種による点検等により、給付費適正化を図ります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン点検実施	40件/年	45件/年	50件/年

③住宅改修等の点検、福祉用具購入・貸与調査

住宅改修や福祉用具購入・貸与が要介護者の状況や住宅等の状況から必要か、金額は妥当か、申請どおり改修、購入・貸与が行われたかなどをケアプランの点検とあわせて実態調査や聞き取りなどにより確認を行います。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
住宅改修の点検	書面点検	全件点検	全件点検	全件点検
	現地調査	10/年	12件/年	15件/年

④医療情報との突合・縦覧点検

国民健康保険団体連合会の介護給付費適正化システムを活用し、老人保健（長寿（後期高齢者）医療制度及び国民健康保険）の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行うとともに、受給者ごとに複数月にまたがる支払状況（請求明細書の内容）を確認し、疑義がある給付内容について過誤申し立てを行います。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
山梨県国民健康保険 団体連合会への委託の実施	委託の実施	委託の実施	委託の実施

⑤介護給付費通知

利用者本人（または家族）に対して、サービスの請求状況及び費用等について通知することで、通知内容どおりのサービス提供を受けたか、支払った利用者負担額と相違ないかなどの確認を促し、介護保険制度や保険給付に対する意識啓発や、架空請求などの不正発覚の契機とします。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付明細発送回数	1回/年	1回/年	1回/年

6 自立支援・重度化防止等の取り組み

令和7年（2025年）には、団塊の世代の人が全員、75歳以上の後期高齢者となるため、要介護認定者もより一層増加することが予想されます。介護保険制度の持続可能を維持しつつ、高齢者の生活機能の低下を防止して、自立した日常生活が過ごせるための体制の確立が喫緊の課題となっています。

そのため、国は前回の介護保険法等の法改正で、介護保険事業計画において、高齢者に対して地域における自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防または要介護状態等の軽減もしくは悪化の防止への取り組み及び目標設定を掲げることを求めています。

本町では、住み慣れた地域で生きがいをもって自立した暮らしができるように、以下の4項目（6指標）に注力し、数値目標を掲げて取り組んでいきます。

①自立支援・重度化防止

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防教室の開催	24回/年	24回/年	24回/年
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者実態把握調査の実施	—	実施	—

②認知症対策

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認知症初期集中支援チームの推進	年間5件の訪問	年間5件の訪問	年間5件の訪問

③介護給付の適正化

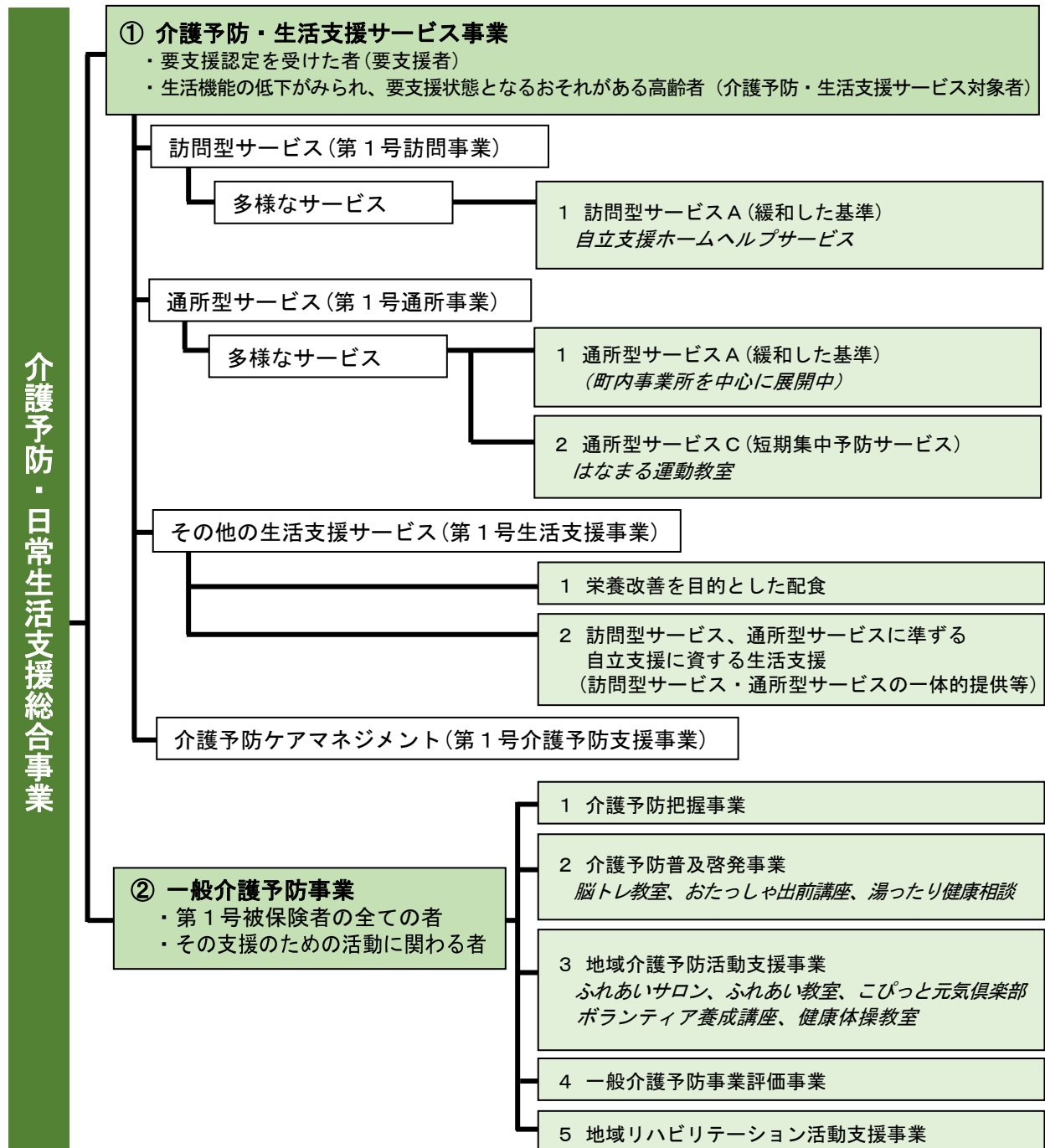
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアプラン点検の実施	40回/年	45回/年	50回/年
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型事業所及び居宅介護支援事業所の 実地指導、集団指導の実施	3回/年	3回/年	3回/年

④在宅医療・介護連携

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護医療に関わる多職種の関係者による推進協議会、支援者の連携のための研修会及び住民向けの普及啓発研修会の実施	5回/年	5回/年	5回/年

第2章 地域支援事業

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する事業です。本町でも地域支援事業として、「介護予防・日常生活支援総合事業」「包括的支援事業」「任意事業」を推進していきます。



1 介護予防・日常生活支援総合事業

平成29年4月から介護予防サービスのうち訪問介護及び通所介護は、新たな介護予防・日常生活支援総合事業へ移行し、「訪問型サービスA事業」、「通所型サービスA事業」として町独自の基準により実施しています。

それ以外に介護予防事業としてあった、一次予防、二次予防事業は統合され一般介護予防事業として実施しています。二次予防事業としてあった、通所型介護予防事業（はなまる運動教室）は、「通所型サービスC事業」（短期集中予防サービス）と名称を変えて実施しています。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、把握された介護予防が必要な高齢者に対し、介護予防を目的として、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上などを図るものです。

①訪問型サービスA事業

事業内容

総合事業対象者及び要支援者に対し、自立の視点に基づき、掃除、洗濯等の日常生活上の支援を提供します。

②通所型サービスA事業

事業内容

総合事業対象者及び要支援者に対し、自立の視点に基づいた機能訓練や交流を目的とした場を提供します。

③通所型サービスC事業（短期集中予防サービス）

事業内容

総合事業対象者に対し、短期間（概ね3～6か月）で集中して、転倒骨折予防教室、筋力・口腔機能複合型教室等を実施します。

		見込値	計画値		
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
訪問型サービス A事業	延べ人数 (人/年)	225	228	230	230
通所型サービス A事業	延べ人数 (人/年)	427	497	543	602
通所型サービス C事業	延べ人数 (人/年)	23	25	25	25

(2) 一般介護予防事業

全ての第1号被保険者（65歳以上）及びその支援のための活動に関わる方を対象とする事業で、地域において自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、地域の高齢者が自主的にこうした活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを実施するような地域社会の構築を目的に実施していきます。

			計画値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護予防事業 こぴっと元気倶楽部		開催回数 (回/年)	47	47	47
		利用者数 (人/年)	300	300	300
予防対象者把握事業		発送件数 (件/年)	—	1,300	—
		回収件数 (件/年)	—	1,170	—
予防対象者個別訪問事業		利用者数 (人/年)	47	47	47
総合事業 【通所型C】 旧通所型 介護予防事業 (はなまる運動教室)	転倒骨折 予防教室	開催回数 (回/年)	24	24	24
		利用者数 (人/年)	240	240	240
	筋力・口腔機能 複合型教室	開催回数 (回/年)	20	20	20
		利用者数 (人/年)	200	200	200
地域リハビリテーション事業 旧二次予防訪問型 指導予防事業	運動機能 向上事業	利用者数 (人/年)	5	10	15
	栄養改善事業	利用者数 (人/年)	3	5	5

①介護予防把握事業

介護予防の対象となる、要支援・要介護認定等を受けていない73歳以上の高齢者に対し、様々な機会を捉えた生活いきいき度質問票の周知と実施により、総合事業の該当者の把握に努めます。未提出の方の中に支援が必要な人もいるため、民生委員の協力を得ています。

②介護予防普及啓発事業

・はつらつ栄養教室

各地区公会堂で食生活改善推進員が中心となり、高齢者の食生活について学び合う教室です。管理栄養士による食生活の大切さの講義や簡単な調理実習を取り入れており、実際の食生活に結びつく教室となっています。

・いきがい大学での健康教育

いきがい大学の中で健康に関するテーマ（老いと病、認知症、在宅医療についてなど）で外部講師を招いたり、保健師が講師となり講演を実施しています。

・おたっしゃ出前講座

各地区のいきがいクラブ及び各地区いきいきふれあいサロンと協力し、公会堂に保健師が出向いたり、外部講師を招いて、健康に関する講座（転倒予防や認知症予防、介護保険など）を行っています。

・湯ったり健康相談

月1回総合会館温泉ロビーで実施していきます。継続的な視点を高齢者自身にも持ってもらえるよう、健康手帳を使用しており、年2回は特別企画（歯科・栄養）の健康教育を取り入れていきます。

③地域介護予防活動支援事業

高齢者を対象に、健康が維持されるよう、認知症や閉じこもり予防などの介護予防に関する知識の普及・啓発を行うもので、パンフレットの作成及び配布、有識者による講演会を実施し、さらには住民主体の通いの場の充実にも努めます。

④一般介護予防事業評価事業

大学等と連携し、はなまる運動教室やいきいき百歳体操参加者群がどれだけ介護状態になるのを送らせているか等、介護予防効果・経済効果に関するデータの測定・解析を行い、一般介護予防事業を総合的に評価します。

2 包括的支援事業

①地域包括支援センターの機能強化

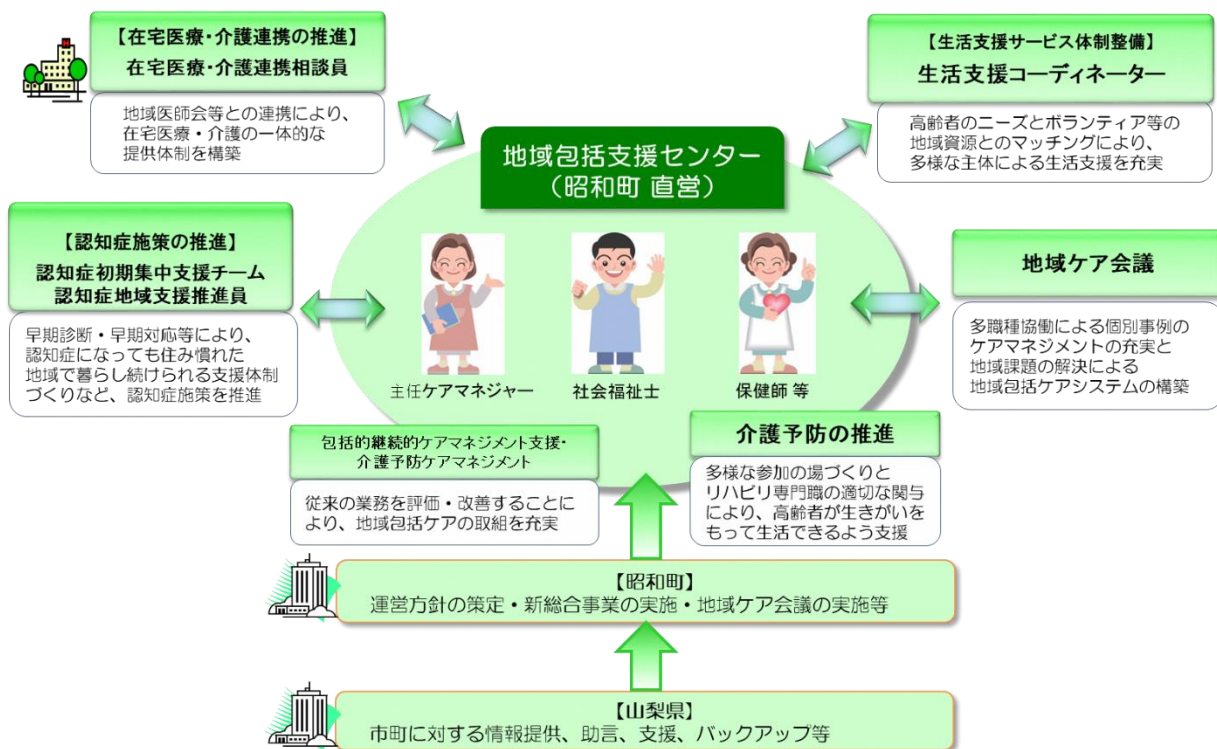
地域包括支援センターは、町直営で平成18年に開設しました。高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい暮らしを続けることができるように包括的及び継続的な支援を行っています。

令和元年度に社会福祉士も配置され、主任ケアマネジャー、保健師の3職種による運営のもと、「地域包括ケアシステム」を実現するための中心的役割を果たしています。

「地域包括ケアシステム」には、介護保険制度による公的サービスのみならず、保健・医療・福祉等のフォーマルサービスのほか、ボランティア活動や近隣住民同士の支え合いや見守りといったインフォーマルサービスも利用できるような、高齢者を地域で支えるための仕組みづくりが必要です。その中核を担う地域包括支援センターとして介護予防事業をはじめ、認知症サポーター養成、見守りネットワークの構築等に取り組みながら様々な社会資源を活用し、生活支援コーディネーターと連携しながら、継続的かつ包括的なケアシステムが行われる体制の整備を図っていきます。

虐待やゴミ屋敷、生活困窮者など、多くの問題を抱えたケースも増えており、行政だけでなく地域で考えるべき課題も多いため、ケースによっては民生委員や地域住民、多職種と連携し合い、個別のケア会議も開催していきます。

《地域包括支援センターの役割 イメージ図》

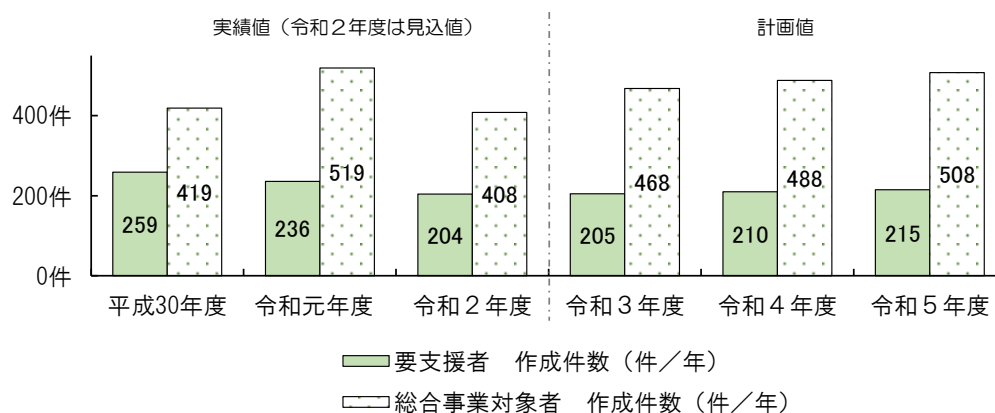


②介護予防ケアマネジメント事業

介護予防ケアマネジメントとは、日常生活支援総合事業対象者並びに予防給付該当者（要支援認定者）が介護状態になることをできるだけ防ぎ、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、本人ができることはできる限り本人が行えるように計画を作成し、支援するものです。

本人の主体的な活動と身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標に、サービス提供期間を設定し目標達成に向けて支援していきます。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1・2 ケアプラン作成	作成件数 (件/年)	259	236	204	205	210	215
総合事業対象者 ケアプラン作成	作成件数 (件/年)	419	519	408	468	488	508

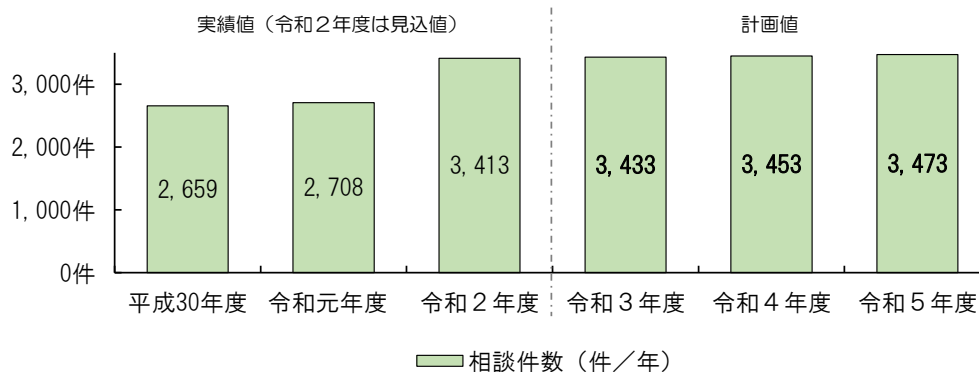


③総合相談支援事業

地域の高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくために、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービスや、関係機関または制度の利用につなげるための支援です。

- 地域における様々な関係者とのネットワークの構築
- 高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握（生活圏域ニーズ調査等）
- 総合相談支援業務として、初期段階での相談対応のほか、専門的・継続的な相談対応

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
総合相談支援事業	相談件数 (件/年)	2,659	2,708	3,413	3,433	3,453	3,473



④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

地域で生活する高齢者を支援する介護支援専門員、主治医、地域関係機関等の連携、在宅と施設との連携など地域におけるさまざまな資源を結びつけて協働で体制づくりを行います。

また、介護支援専門員が、ひとりで抱え込むことのないように互いの情報共有の場を設けたりスキルアップのための研修会開催などの支援を行います。

- A. 包括的・継続的なケア体制の構築
- B. 地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用
- C. 日常的個別指導・相談
- D. 支援困難事例等への指導・助言

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ケアマネ研修会	研修会数 (回/年)	2	1	1	2	1	1
サービス担当者会議	会議回数 (回/年)	51	61	51	54	57	60
個別ケア会議	会議回数 (回/年)	4	8	14	12	12	12

⑤権利擁護事業

地域の高齢者等が認知症や独居等により地域での生活に困難を抱えた場合、従来のケアマネジメント支援だけでは十分に問題が解決できない場合、適切なサービス等につながる方法が見つからず、問題を抱えたまま生活している場合において、地域で尊厳のある生活を維持し、安心して生活を行うことができるよう専門的・継続的な支援を行います。

地域包括支援センターでは、支援を行う過程で特に「権利擁護」の視点に基づいてサービスや制度の周知や活用を図っていきます。

- A. 成年後見・市民後見制度の活用促進
- B. 老人福祉施設等への措置の支援
- C. 高齢者虐待への対応
- D. 困難事例への対応
- E. 消費者被害への防止

		第7期 実績値			第8期 計画値			
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
権利擁護の相談件数	相談件数 (件/年)	114	92	27	76	82	88	
内訳	虐待	相談件数 (件/年)	32	27	10	23	25	27
	成年後見制度に関すること	相談件数 (件/年)	60	55	9	40	42	44
	金銭管理	相談件数 (件/年)	22	10	8	13	15	17

⑥認知症対策推進事業

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人への効果的な支援を行うことが重要です。医療機関・介護サービス事業所や地域の支援機関をつなぐコーディネーターとしての役割を担う認知症地域支援推進員を中心に、下記の取り組みを行います。

- ・認知症初期集中支援チームを位置づけ、医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人を中心としたサポート
- ・認知症の人にその状態に応じた適切なサービスが提供されるよう、介護・医療・地域サポートなどの各サービスの連携支援
- ・地域の認知症支援体制を構築し、地域の実情に応じて認知症の人やその家族を支援する事業の実施
- ・認知症の進行に合わせて受けられる支援内容をまとめた認知症ケアパス（住民向けパンフレット）の普及をしながら、認知症になっても安心して生活できるまちづくりを目標とした取り組み



⑦在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括かつ継続的な在宅医療・介護を提供するための事業です。

平成30年に多職種で構成した協議会を立ち上げ、各職種の連携を目指した研究会や資源マップの作成等、部会ごとに活動をしています。おまかせではなく、望む場所でのように生きるか自分で考えられることを目指し、今後もニーズ調査の結果を踏まえ、地域の医師会等とも連携しながら、多職種協働による在宅医療・介護を一体的に提供できる体制の構築を図っていきます。

⑧生活支援体制整備事業

高齢者の地域の社会的な活動への参加は、活動を行う高齢者自身の生きがいにつながり、また、介護予防や閉じこもり防止ともなることから、積極的な取り組みを推進することが重要です。住民主体の地域の支え合い活動が広まることを目標として、生活支援コーディネーターが住民の中に入って地域の様々なニーズを把握し、担い手を掘り起こすことで、住民相互の助け合いをマッチングしていきます。

		第7期 実績値			第8期 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
協議体	開催回数 (回/年)	0	1	2	2	2	2
コーディネーター活動	地域に出向いた回数 (回/年)	0	0	2	5	5	5
研修会	実施回数 (回/年)	0	0	1	1	1	1

3 任意事業

①家族介護支援事業

- ・家族介護教室（だれでもワクワク介護教室）

引き続き「健康フェスタ」において開催していきます。今後は住民のニーズ調査結果（運動に関する事業の利用希望が多いこと）を踏まえながら、実施方法・内容等について検討していきます。

- ・家族のつどい（言いっぱなし聞きっぱなしカフェ）

平成 28 年度から毎月開催しています。個別相談を受けられる体制を工夫したり、平成 30 年度に養成したボランティア（カフェサポーター）はニーズに応じた傾聴を心がけています。また、参加しやすい雰囲気づくりのひとつとしてミニ講座の開催を盛り込んだりして、家族介護者同士の交流はもちろん、地域住民、ケアマネジャーをはじめとする介護サービス事業所スタッフなどの情報交換の貴重な場となっています。「来ると何となく身体が軽くなるんだよね（80 代男性）」、「アドバイス通りにやってみたら、認知症の母が変わりました（50 代女性）」という参加者の声もあり、介護者が日常をふり返ったり、看取った後の想いを癒す場となっています。また、町内のサービス事業所においても、カフェが立ち上げられており、今後も多くの人に参加できる場づくりにも注力します。

②成年後見制度利用支援事業

認知症や高齢者虐待の相談数の増加に伴い、需要も多くなることが考えられるため、福祉介護課の要綱に沿って対応を検討していきます。中核機関等の整備についても検討をしていきます。

第3章 高齢者福祉サービス

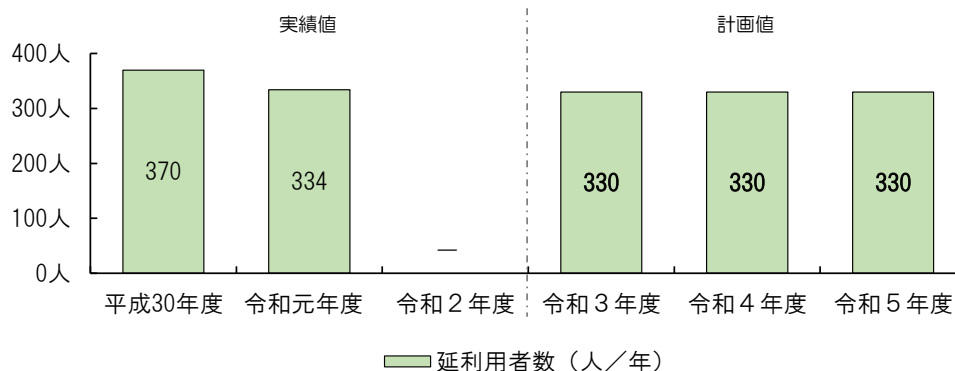
1 高齢者等の生活支援事業

①外出支援サービス

事業内容

65歳以上の人を対象に、毎週火・木曜日の総合会館までの温泉利用者等のため、福祉バスにヘルパーが同乗し、乗車している利用者の安全を確保しています。

		第8次 実績値			第9次 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
外出支援サービス	延利用者数 (人/年)	370	334	新型コロナの影響で未実施	330	330	330



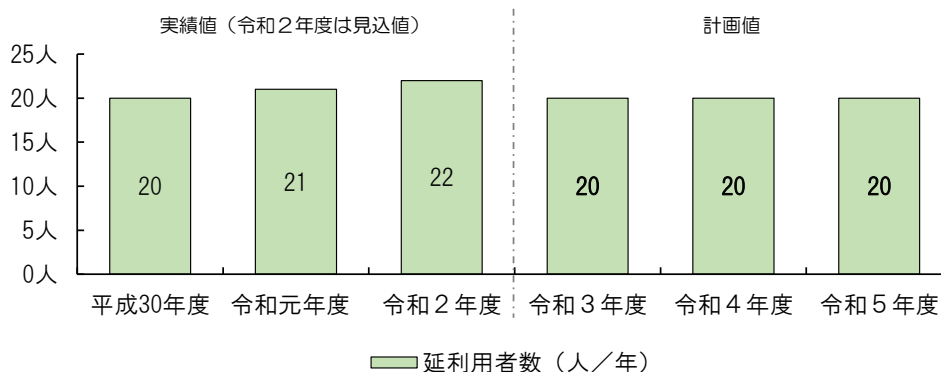
※新型コロナウイルスの影響により、令和2年3月3日より運休のため、第9次の計画値は、令和元年度までの実績により見込んでいます。

②軽度生活支援事業

事業内容

介護認定を受けていない65歳以上の人で、ひとり暮らし等により家事援助が必要な人を対象に、ヘルパーを派遣し、掃除等の日常生活におけるサービスを提供します。このサービスにより、要介護状態への進行を抑制することが期待されています。

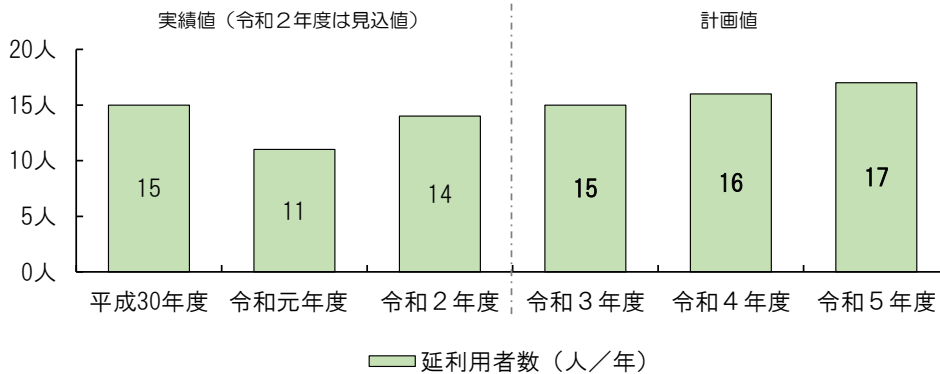
		第8次 実績値			第9次 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
軽度生活支援事業	延利用者数 (人/年)	20	21	22	20	20	20



③社会福祉法人等利用者負担額軽減制度

事業内容	低所得で特に生計が困難である人を対象に、社会福祉法人等により行われる介護保険サービスの利用者負担の軽減を図る制度です。
-------------	---

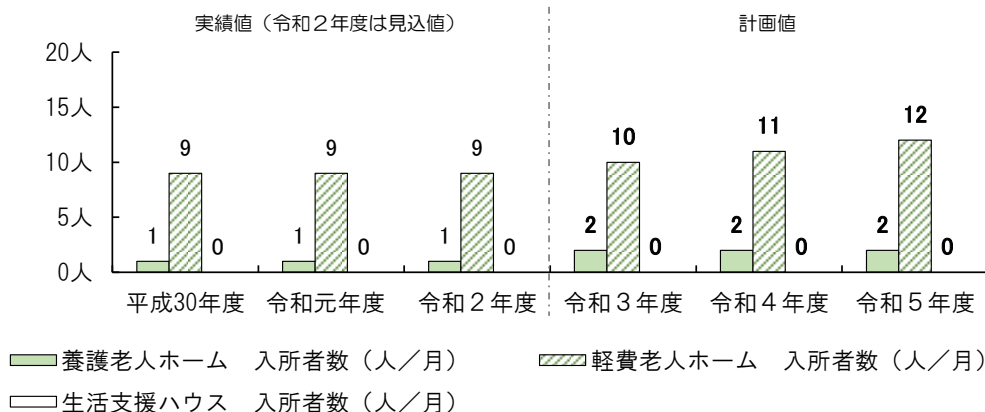
		第8次 実績値			第9次 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
社会福祉法人等利用者負担額軽減制度	延利用者数 (人/年)	15	11	14	15	16	17



④老人保護措置事業等

事業内容	生活環境上の理由及び経済的理由、虐待等により、在宅において養護を受けることが困難な高齢者を養護老人ホーム等へ入所措置等を行います。養護老人ホームの入所のほか、虐待により一時的な保護を要する者の短期間の施設入所、町長申立による成年後見、生活保護制度等と連携し、状況に応じて対処しています。
-------------	---

		第8次 実績値			第9次 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護老人ホーム	入所者数 (人/月)	1	1	1	2	2	2
軽費老人ホーム	入所者数 (人/月)	9	9	9	10	11	12
生活支援ハウス	入所者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0



<高齢者等の生活支援事業の今後の展開>

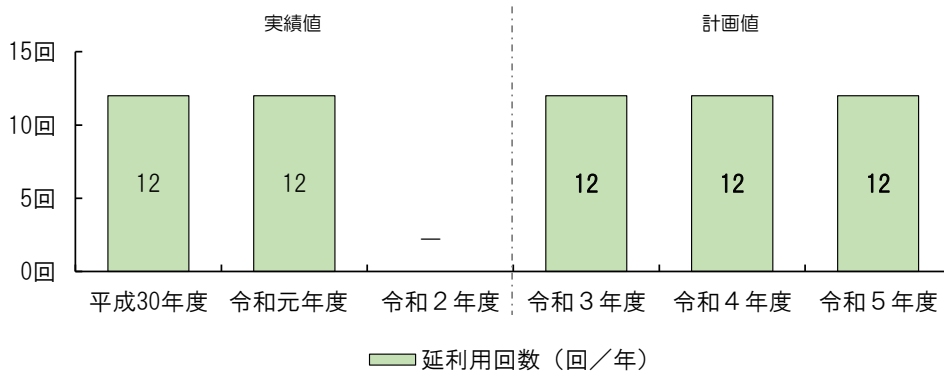
- 町のホームページや広報紙等で、事業内容に関する情報提供を定期的に行い、サービスを必要とする人が必要な時に利用できるよう利用促進につながる啓発を行うとともに、窓口において詳細な説明を行い、サービスや制度の利用時の不安等の解消を図ります。
- 利用実績が減少しているサービスについては、減少の要因等を分析し、必要に応じてサービス内容を検討します。
- 今後、増加が見込まれるひとり暮らしの高齢者や要援護高齢者を対象としたサービスについてはサービス内容の充実を図ります。
- 老人保護措置が必要な場合には、その方の心身や生活の状況、経済的状況を勘案し、成年後見制度や生活保護制度の利用を検討するとともに、必要とする支援が受けられる県内の適切な施設への措置を行います。

2 介護予防・生きがい活動支援事業

①地域住民グループ支援事業

事業内容	ひとり暮らしや虚弱等の高齢者を対象に定期訪問し、安否確認をする友愛訪問事業として実施しています。いきがいクラブ連合会に高齢者友愛訪問事業として委託して、毎月実施しています。
-------------	--

		第8次 実績値			第9次 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域住民グループ支援事業	延利用回数(回/年)	12	12	新型コロナの影響で未実施	12	12	12

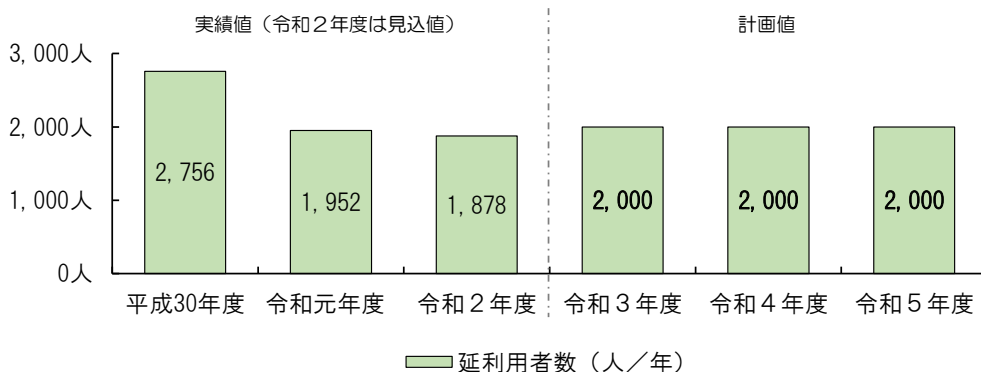


※新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は実施されていないため、第9次の計画値は、令和元年度までの実績により見込んでいます。

②配食サービス（「食」の自立支援事業）

事業内容	65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみの世帯であって、老衰、心身の障がい及び傷病等の理由により、調理することが困難な人を対象に、食事援助、安否確認を行っています。
-------------	--

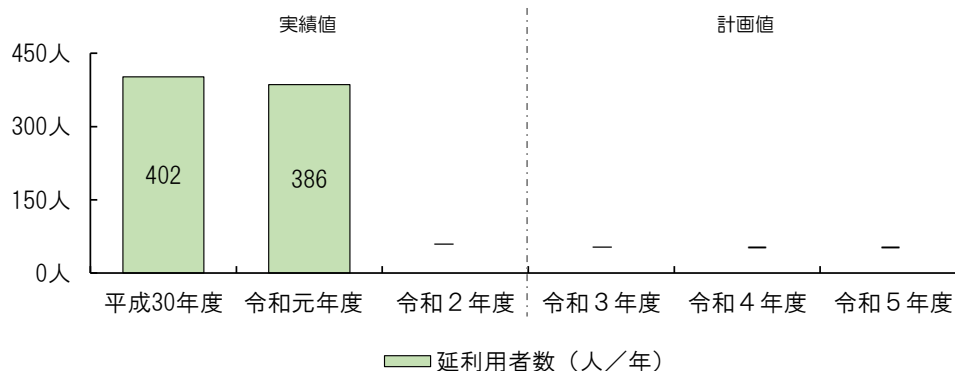
		第8次 実績値			第9次 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配食サービス	延利用者数(人/年)	2,756	1,952	1,878	2,000	2,000	2,000



③会食サービス：ふれあいランチ

事業内容	ひとり暮らしの高齢者を対象に、高齢者が健康で生きがいのある生活が送れるように、社会福祉協議会が赤い羽根共同募金事業として年3回実施しています。
-------------	---

		第8次 実績値			第9次 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
会食サービス (ふれあいランチ)	延利用者数 (人/年)	402	386	新型コロナの影響で未実施	—	—	—

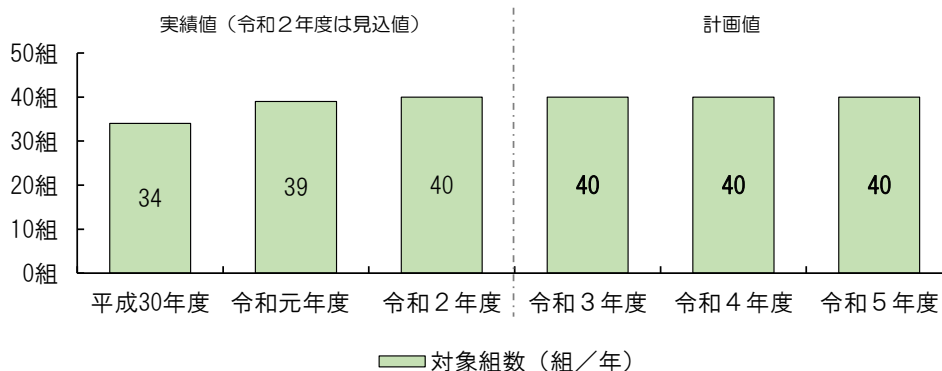


※新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は実施されていません。社会福祉協議会による外部事業のため、計画値については記載しません。

④金婚記念祝金支給事業

事業内容	10年以上の住民登録があり、金婚記念（結婚より50年）を迎えられる夫婦に対し、夫婦で協力し、社会貢献したことを慰労する目的で金婚祝金を支給しています。
-------------	---

		第8次 実績値			第9次 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
金婚記念祝金 支給事業	対象組数 (組/年)	34	39	40	40	40	40

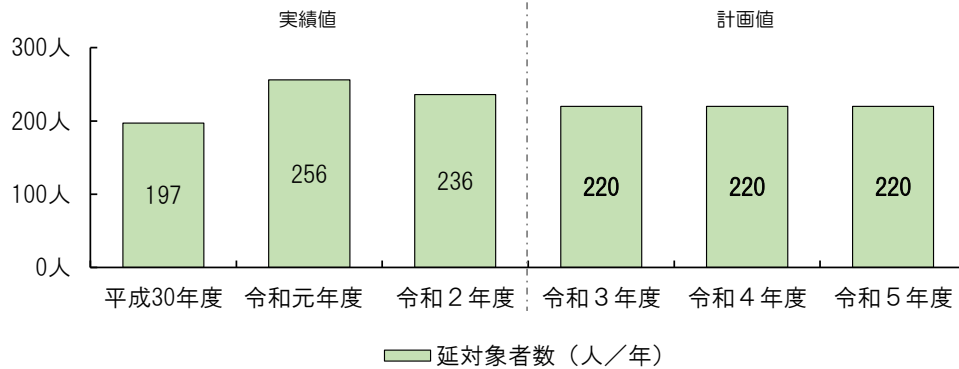


⑤敬老祝金支給事業

事業内容

町内に在住する9月15日現在で77歳・88歳・99歳・100歳の人を対象に、高齢者の長寿をお祝いし、家庭や地域等での敬老意識の高揚を図り、生きがいのある生活を送れるよう、祝金を支給しています。

		第8次 実績値			第9次 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
敬老祝金支給事業	延対象者数 (人/年)	197	256	236	220	220	220

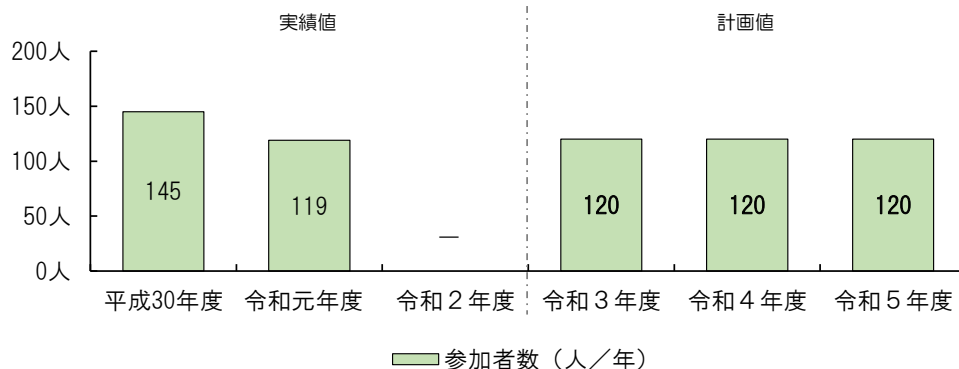


⑥高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（生きがいバス）

事業内容

65歳以上の人を対象に、老人生きがいバス旅行（1泊2日）を実施しています。

		第8次 実績値			第9次 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
高齢者の生きがいと健康づくり推進事業（生きがいバス）	参加者数 (人/年)	145	119	新型コロナウイルスの影響で未実施	120	120	120



※新型コロナウイルスの影響により、令和2年度は中止したため、第9次の計画値は、令和元年度までの実績により見込んでいます。

<介護予防・生きがい活動支援事業の今後の展開>

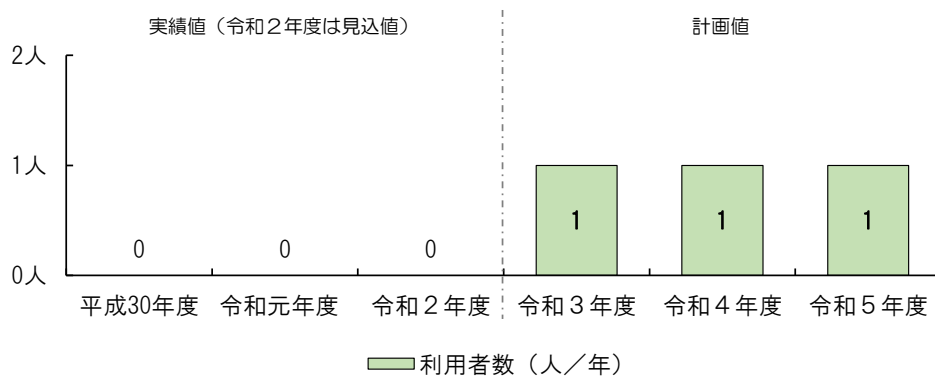
- 町のホームページや広報紙等で、事業内容に関する情報提供を定期的に行い、サービスの利用促進の周知に努めます。
- 今後、増加が見込まれるひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯を対象としたサービスについてはサービス内容の充実を図ります。
- 他機関・団体との連携が必要な事業については、定期的に情報共有を行うなど、連携強化に努めます。
- 新型コロナウイルスの影響や高齢者自身の生活様式の変化に伴い、新たな生活様式に対応した事業が求められていることから、参加者の増加のためには先を見据えた新たな事業や参加方法等を検討していく必要があります。

3 介護家族支援事業

①家族介護者ヘルパー受講支援事業

事業内容	高齢者の家族介護者が、その介護の経験を生かして、研修を受講し、資格を取得した場合、受講料の一部または全部（実費を除く）を助成することにより、ホームヘルパーとして社会で活躍するための支援を行っています。
-------------	--

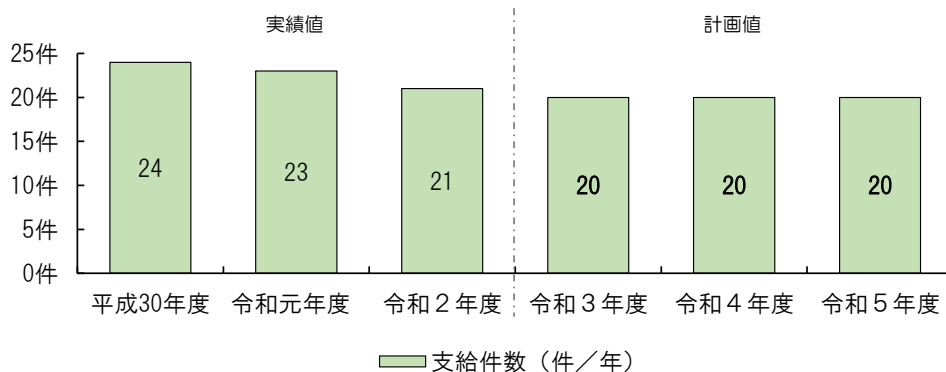
		第8次 実績値			第9次 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族介護者ヘルパー受講支援事業	利用者数(人/年)	0	0	0	1	1	1



②家族介護慰労事業

事業内容	毎年4月1日現在、町内に在住する要介護4・5に相当する状況、または認知症の高齢者を居宅において常時介護している人を対象に、介護保険サービスの受給状況や入院日数等から介護状況を確認し、その程度に応じて慰労金の支給を行っています。
-------------	---

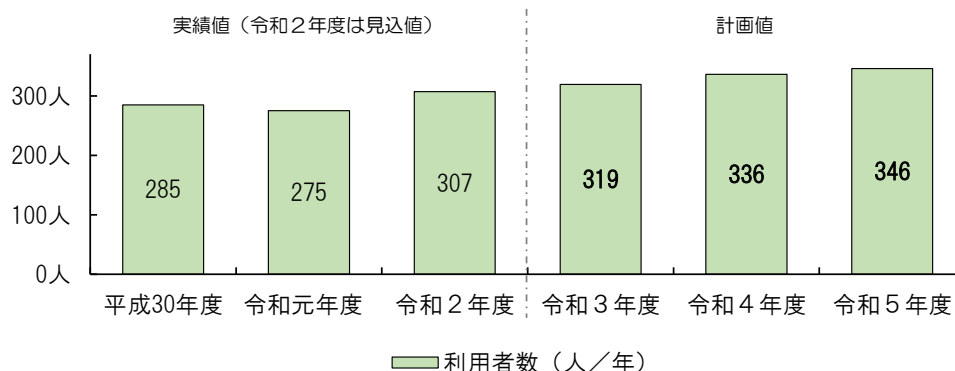
		第8次 実績値			第9次 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
家族介護慰労事業	支給件数(件/年)	24	23	21	20	20	20



③介護クーポン事業（家族介護用品支給事業）

事業内容	要介護1～5の認定者で、在宅で介護を受けている人を対象に、介護用品購入のためのクーポンを交付しています。要介護認定者や在宅介護の増加に伴い、利用者は増加し続けており、事業費も1千万円を超えています。利用件数・費用とも今後も増加していくことが見込まれます。令和2年度は、対象者の見直しや対象商品の適正化を行ったことで、利用者から不満の声も聞かれましたが、今後も支援を必要としている方が利用できる事業として継続できるように、町民の理解を求めていきます。
-------------	--

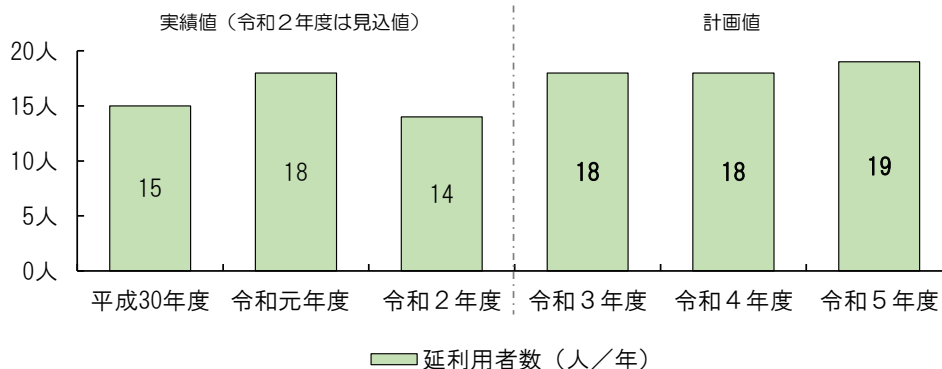
		第8次 実績値			第9次 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護クーポン事業	利用者数(人/年)	285	275	307	319	336	346



④布団乾燥サービス（寝具類等洗濯乾燥消毒サービス）

事業内容	要介護4以上に認定された人のうち、在宅で介護を受けている人の衛生管理を目的として、寝具の水洗い、乾燥消毒を実施しています。
-------------	---

		第8次 実績値			第9次 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
布団乾燥サービス	延利用者数(人/年)	15	18	14	18	18	19

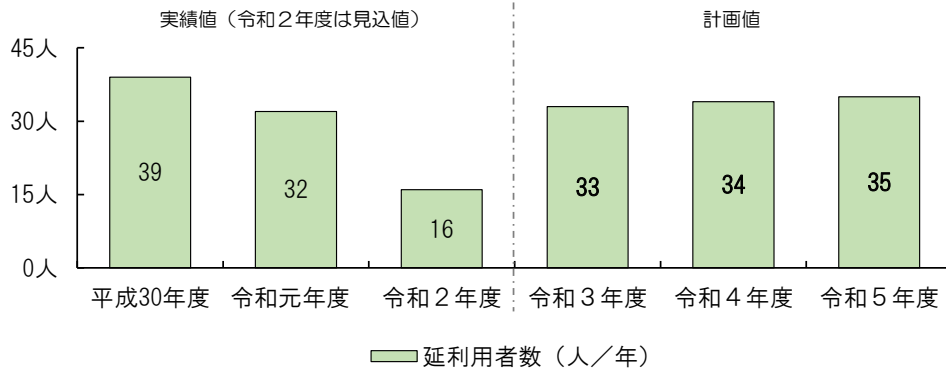


⑤理美容サービス（訪問理美容サービス事業）

事業内容

要介護4以上に認定された人で、在宅で介護を受けている人を対象に、寝たきり高齢者等の居宅を訪問し、理美容を提供するサービスです。

	延利用者数 (人/年)	第8次 実績値			第9次 計画値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
理美容サービス		39	32	16	33	34	35

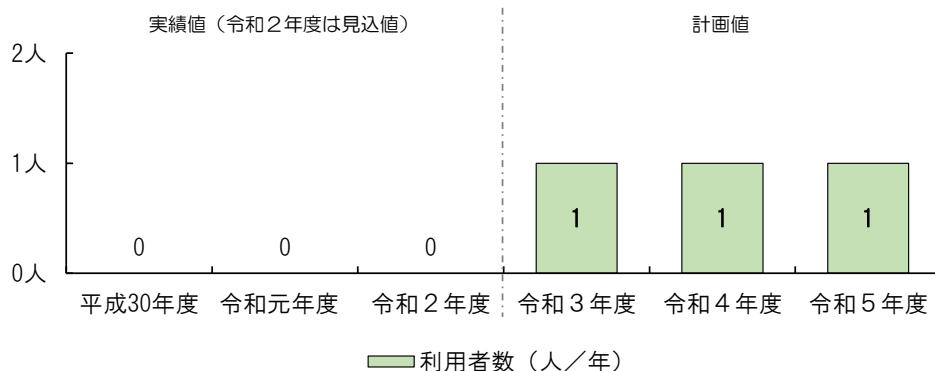


⑥徘徊高齢者等探索サービス助成事業

事業内容

町内在住の60歳以上で、探索サービスが必要と認められる在宅の認知症徘徊者及び障がい者等の徘徊者を介護している人を対象に、探索機による探索システムが運用可能な民間業者と利用者が契約した場合、費用の一部について助成を行っています。

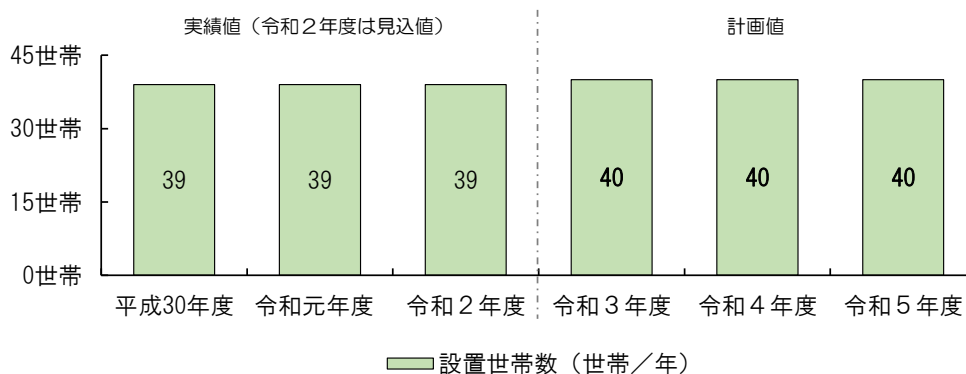
	利用者数 (人/年)	第8次 実績値			第9次 計画値		
		平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
徘徊高齢者等探索サービス助成事業		0	0	0	1	1	1



⑦緊急通報システム体制等整備事業：ふれあいペンダント

事業内容	65歳以上の虚弱高齢者でひとり暮らし、または、高齢者のみの世帯でどちらかが虚弱高齢者の人を対象に、ペンダント型の発信機により、親戚や近隣者、NPO法人山梨県安心安全見守りセンターに緊急事態を知らせるサービスを実施しています。
-------------	--

		第8次 実績値			第9次 計画値		
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
緊急通報システム体制等整備事業	設置世帯数 (世帯/年)	39	39	39	40	40	40



<家族介護支援事業の今後の展開>

- 介護保険制度以外の町単体でのサービスとなるため、町のホームページや広報紙等で、事業内容に関する情報提供を定期的に行い、サービスの利用促進の周知に努めます。
- 今後も在宅で介護を受ける人の増加が見込まれるため、限られた財源の中で、サービス内容の精査及び充実を努め、介護者の精神的・経済的負担を軽減して、在宅介護存続の向上を図ります。
- 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を前に、地域医療構想の中では病床数が減り、在宅療養者が増えることが見込まれていることから、今後はますます在宅での療養・介護を受けやすい環境を整える必要があります。この観点からも、介護クーポン事業は有効であると思われませんが、利用者のニーズを把握しながら、財政面も考慮し、運用の仕方を見直しつつ継続していきます。

第4章 高齢者が安全で生き生きと暮らせるために

1 社会参加の促進

高齢者がいつまでも元気で生活するには、健康な心身に加え、生きる喜びや生きる意味を持ち続けることが必要です。生きることに関心ややりがいを感じることは、心身の健康への関心を高めることにもつながり、総じて高齢者の生活を豊かにします。

しかし、一般的に、高齢者は定年退職や子どもの独立等を理由として、気分が落ち込んだり、閉じこもりがちになったりしやすい傾向にあると言われていています。また、加齢による身体機能・認知機能の低下も重なることから外出を控えることが多くなり、社会とのつながりが急激に薄くなることも高齢者によくみられる特徴です。けれど、閉じこもりになったり、社会とのつながりが薄くなったりするほど、他者に感謝されたり、誰かの役に立っていると感じたりする機会が減り、自己肯定感は低下していきます。人によっては、その影響でうつ状態やそれに近い状態になってしまう場合もあります。

このように、高齢者は社会とのつながりが薄くなりやすい状態にあるものの、心身の健康を維持するためには、他者と関わる機会や生きる喜び・生きる意味を持ち続けなければなりません。そこで、本町では高齢者が社会参加できる機会、また、生きる喜びや生きる意味を見つける機会として、いきがいクラブ活動や生涯学習講座、スポーツ活動等、生涯を通じて活躍できる場の確保や高齢者相互の支え合いを促進するための支援等を行っています。

①いきがいクラブ活動への支援

いきがいクラブ活動では、会員を対象とした様々な内容の事業や、町内の高齢者を対象としたいきがいクラブ主催の軽スポーツ大会などを開催しています。

平成29年度まで会員数は増加傾向にありましたが、平成30年度以降は減少に転じており、特に令和元年度は、男性の会員が大幅に減少しています。多様化している生活様式の中で、高齢者が興味をもち、生きがいづくりの場となるような活動内容を支援していきます。

＜施策の展開＞

- 山梨県老人クラブ連合会主催の研修会等、他市町の老人クラブとの情報交換を含む交流会等を実施し、現在の事業内容の再検討を行い、要望にあった新しい活動がなされるよう支援を図ります。
- ボランティア活動や地域活動等への参加を促進し、リーダーシップのある新たな人材の育成に努めます。
- いきがいクラブの地区ごとに実施している環境美化活動や児童の見守り活動を継続し、地域の一員であるという意識を養います。
- 新規加入者が増えるよう、町広報紙の社協だよりや暮らしの情報ページ等において会員募集やいきがいクラブ主催の活動内容等に関する情報を提供していきます。

②生涯学習・スポーツ・レクリエーションの推進

高齢者が心身ともに健やかに、充実した暮らしを送るために、本町では誰もが気軽に参加できるスポーツ活動、レクリエーション活動への支援を行うとともに、公民館などの高齢者が集いやすい場での生涯学習講座の開催など、高齢者の活動の場の充実を図ります。

今後も多くの方に参加してもらえるよう、大会やイベント等の情報提供に努めます。

<施策の展開>

- 多様化する学習活動に対応するため、文化協会の活動や文化講演会等の機会を活用します。
- 様々な分野の講師を招いて講義を開くとともに、豊かな知識、経験、技術、生活の知恵等を備えた高齢者の協力を要請することで、指導者の育成・確保につなげていきます。
- いきがいクラブやいきいきふれあいサロン、文化協会主催の学習の場として、書道、陶芸、絵画、コーラス、社交ダンス等の活動に公民館等の地域の施設を利用することで、より身近な場での生涯学習の機会の提供に努めます。
- イベントチラシの全戸配布を行ったり、4月には広報紙で部員を募集したりする等、参加者の増加を図ります。
- 活動の成果を発表する場として、「ふるさとふれあい祭り」での作品紹介や広報紙での活動報告を通じて、グループ団体や活動についての情報提供の充実を図ります。

③就労支援

就労を希望する高齢者にとって、長年培ってきた知識や経験を生かし、年齢に関わりなく働くことができる就業環境づくりは非常に重要なものとなります。就労を通じて社会的役割を担うことは、収入の確保だけではなく高齢者の生きがいにもつながるため、高齢者の雇用促進に向けた普及啓発を行うとともに、シルバー人材センターの活動の支援をするなど、就労の機会の確保に努めます。

<施策の展開>

- 公共職業安定所や商工団体との連携を強化し、高齢者への就労情報の充実を図るとともに、職場での安全性の向上を啓発します。
- 就労を希望する高齢者を公共職業安定所の巡回相談につなげることで、詳細な情報の提供や就労に対する不安の解消を図ります。
- 仕事量や人材の確保、職種の拡大等、働くことを通じて社会参加を助長し、地域社会に貢献するシルバー人材センターに負担金を出資し、センターの機能強化に努めます。

④社会活動への参加の支援

団塊の世代が退職する中で、高齢者の健康寿命の延伸や地域活性化のためには、年齢にとらわれることなく、地域社会の主要な一人であることを認識できる社会活動が必要になります。

そのために、世代を超えて高齢者が経験や能力を発揮できる場や、高齢者同士の見守り活動、ボランティアグループの結成の促進など、高齢者の地域・社会活動を推進する環境づくりに取り組みます。

＜施策の展開＞

- 高齢者ボランティアグループの結成を促進し、既存ボランティアグループ等の社会活動団体の情報提供を充実します。
- ボランティアサロンコーディネーター講習会の開催やボランティア団体への助成を行うことで、団体の活動を支援していきます。
- 地域と高齢者のつながりを深めるために、いきいきふれあいサロン活動への支援を行い、町内すべての12地区においていきいきふれあいサロン活動が継続できるように努めるとともに、高齢者が参加できる地域行事を開催していきます。
- 高齢者の経験や知識、技能を活かせるよう、子育てボランティアや児童館祭り等の機会を活用したり、児童館や公民館、保育園等と協力したりして、伝統文化や遊びを教える等しながら、高齢者と若い世代との交流の機会を確保する取り組みを行います。

2 介護予防と健康づくりの推進

高齢期に、できる限り介護を必要としない生活を送るためには、若い頃からまたは元気なうちからの健康づくりが重要となります。このため本町では個別センター検診（75歳以上の施設検診の導入）、もの忘れ検診、ロコモ予防事業、おたっしや出前講座、はつらつ栄養教室等の介護予防の取り組みに力を入れており、介護予防・フレイル予防を意識した地域活動を展開しています。

特に力を入れている部分としては、介護を必要としない期間（健康寿命）の延伸のため、平成28年度から「いきいき百歳体操」の普及に努めており、住民主体の取り組みである利点としてグループ独自の自由さがあり、運動継続の効果がロコモとなって実施グループが増えています。令和3年1月現在、9地区10グループが活動しています。

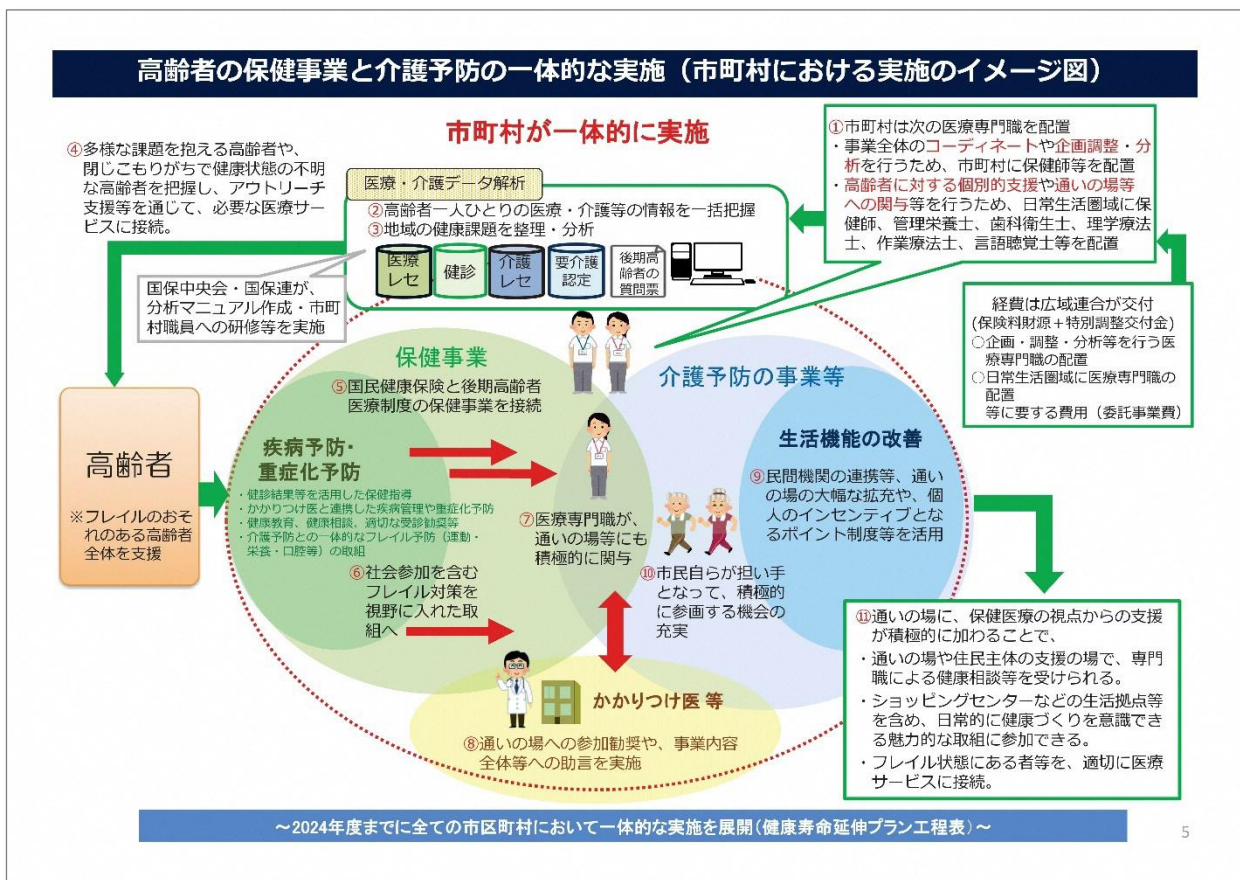
また介護予防の通所型事業「はなまる運動教室」については、令和2年度より試験的に自立支援型個別ケア会議を連動させ、参加者にとって効果・有効性が目に見えるような取り組みを開始。今後、介護予防の効果を客観的に示し、より意識的に周知していくことで、早期から介護予防・フレイル予防を意識してもらえるよう努めます。

＜施策の展開＞

- 介護予防の事業については、継続的に続けることの大切さを元気な高齢者を対象とした施策の中でも繰り返し周知しながら、その受け皿となる教室等を整備していきます。
- 各種教室等は、いきいき健康課、社会福祉協議会、カメラリア等と連携をとって、内容の検討や日程の調整を図る等、住民が参加しやすい形を検討していきます。
- 会場までの送迎に関する問題があるため、今後歩いて参加できるよう身近な公民館などの活用を検討します。
- いきいきふれあいサロン、いきいき百歳体操世話人等の地域のリーダー等が地区での介護予防の取り組みを先導して進めているものの、その負担が重くなることも想定されることから、他地区との情報交換の場の確保や地域のリーダーの育成を推進し、一人ひとりにかかる負担の分散に努めます。
- いきいき健康課と連携し、特定健診・後期高齢者健診等の充実や有効活用について、町民に対して呼びかけていくとともに、受診条件等に変更があった場合には広く情報を提供し、多くの方が受診できるように努めます。

- いきがいクラブ連合会や愛育会、食生活改善推進委員会等の各種団体と連携することで、介護予防や健康に関する情報提供、栄養教室等の健康づくり活動を支援します。
- いきいき百歳体操は、参加者がその必要性を理解しており、継続的な実施が可能となっています。これからも、相談の機会や各種教室、介護保険係からの送付物、広報紙等の様々な場面で積極的にPRし、長く続けられる事業として普及啓発に努めます。
- 介護認定を受けている方でも、地域の行事に参加できるための仕組みづくりを検討していきます。
- 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施していくため、後期高齢者医療広域連合と連携し、介護保険の地域支援事業を国民健康保険等の保健事業と一体的に実施していく体制を整えていきます。

＜ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施のイメージ図 ＞



資料：『高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について』（厚生労働省）（令和2年）

3 認知症高齢者対策

国は、介護保険制度の改正に伴い、介護の分野においても認知症施策推進大綱に準じた認知症施策を進めていく方針を示しました。これは、高齢化の進行に伴い増加している認知症高齢者への対策であり、認知症高齢者の地域での「共生^{※1}」や「予防^{※2}」を促進するものでもあります。

認知症は、記憶や行動等に影響を与える病気の特長上、本人・介護者ともに負担が重くなりがちな病気です。そのため、認知症高齢者を対象としたサービスが提供される等、介護保険制度上でも認知症高齢者やその介護者の負担軽減のための支援が進められてきました。また、地域包括ケアシステムの構築や「認知症ケアパス」の整備を進めることで、認知症や介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できる体制が整いつつあります。

しかし、認知症高齢者が地域で生活を送るためには、これらの行政によるサービスやシステムだけでは十分ではありません。地域住民による認知症の理解が進み、地域として認知症高齢者を支えていく体制が整うことが重要です。

そこで、本町では、キャラバンメイトと協働で認知症サポーター養成講座等を開催し、地域住民が認知症についての知識や理解を深めたり、実際に認知症高齢者と交流したりする機会を設けています。また、住民健診に「もの忘れ検診」を取り入れたり、地域包括支援センターで毎月「もの忘れ相談」を実施したりしており、早期の認知症の発見に役立っています。

※1 「共生」……認知症になっても住み慣れた地域で生活し地域住民と同じ社会でともに生きること、
尊厳と希望を持って病気とともに生きること

※2 「予防」……認知症になることを遅らせること、病状の進行を遅らせること

① 認知症サポーター養成講座

認知症サポーターは何か特別なことをする人ではなく、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り応援する人です。本町でも各地区や組織からの要望に応じて講座を開催しており、新たな認知症サポーターが誕生し、令和2年12月末現在、延べ1,223人が認知症サポーターとなっています。

今後は、認知症施策推進大綱に示されているチームオレンジの活動を見据え、認知症サポーターが地域で活動していくイメージをもった養成講座の実施や、サポーターバンクの整備等を計画的に行う必要があります。

また認知症サポーターになるためには、養成講座を受講する必要があります。養成講座はキャラバンメイトによって実施されますが、そのキャラバンメイトが少ないことが課題となっており、今後計画的に増やしていく必要があります。

また、認知症の人を含む高齢者への理解を深めるため、平成25年度より中学生対象の養成講座を行っていますが、今後も継続して開催していきます。

＜施策の展開＞

- 認知症に対する正しい知識の普及啓発や、地域で暮らす認知症の人とそのご家族の理解を広めるため、各地区や組織、団体等にも普及啓発を行い、キャラバンメイト及び認知症サポーターを計画的に増やしていきます。
- 令和元年度に初めて開催したキャラバンメイト連絡会を定期的で開催できるよう、取り組んでいきます。
- 中学2年生対象の養成講座については、期待以上の反響があることから、今後も継続して開催をしていきます。また、キャラバンメイトの参加等、地域の人材の活用も検討していきます。

②認知症サポーターステップアップ講座

地域密着型介護施設が主導で、認知症サポーターの人を対象にもう一步進んだステップアップ講座を開催し、認知症への理解をより深め、実践的な対応を学びます。地域密着型介護施設を訪問し、利用者の人とコミュニケーションを図り、養成講座の内容の確認や、改めてサポーターとしてできることを考えてもらう機会としています。

＜施策の展開＞

- 一般住民や町内企業の職員等に認知症サポーターステップアップ講座を受講してもらい、あらゆる世代の人が高齢者や認知症について理解できるよう努めます。
- 認知症サポーターバンクを有効に活用し、認知症サポーターステップアップ講座の受講につなげます。

③認知症サポーターバンク

認知症サポーター養成講座の受講者のうち、希望のあった人を対象に登録を行い、登録者にはステップアップ講座・フォローアップ講座等の情報を提供。またステップアップ講座受講者には地域で活動してもらえる機会を提供できるよう、地域密着型介護施設とともに、新たな参加者の獲得に向けた支援の充実を図ります。

＜施策の展開＞

- 認知症サポーターバンク登録者を増やし、ステップアップ講座の受講対象者を明確にしていきます。またステップアップ講座受講者へは、地域密着型介護施設等、町内にある様々な介護施設へも訪問をしてもらい、認知症で介護が必要になっても地域とつながりを持ちながら生活ができるような体制づくりを検討していきます。
- 認知症サポーターバンクの登録を徹底するため、認知症サポーター養成講座やキャラバンメイト連絡会の機会に登録制度を周知します。

4 地域包括ケア体制の整備

高齢化の急速な進行により高齢者支援のニーズが高まっていることで、サービス提供側の負担は増すばかりです。このままニーズが高まり続けることを想定すると、サービス提供側は十分な対応ができなくなることが懸念されており、ニーズの高まりを抑制すること、また、地域の特性に応じたサービス提供体制を確立することが、喫緊の課題となっています。

その課題解決の1つの策として、平成23年（2011年）の介護保険制度の改正によって地域包括ケアシステムという体制整備が始まりました。このシステムは、高齢者が介護を必要としても必要としなくても住み慣れた地域での生活をできる限り長く継続することを目的としており、地域で住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供できる環境を整えるものです。また、日常生活圏域ごとに設置されている地域包括支援センターが中心的な役割を担うとともに、医療・介護・福祉・保健分野から構成されたネットワークで成り立っており、そのネットワークを最大限活用することで、元気な高齢者から寝たきりの高齢者までを地域で支えていくこととしています。

本町でも、地域包括支援センターの機能強化や在宅医療介護連携推進協議会の立ち上げ等により、地域包括ケアシステムの構築・充実に取り組んでいます。今後も高まるニーズに応え続けられるよう、関連分野との連携を強化していきます。

＜施策の展開＞

- 年々増加する介護保険給付費を抑えるためにも、今ある地域の課題を把握し、課題解決を図る必要があります。現在は、自立支援の視点から総合事業対象者や要支援認定者のケアプランをチェックしていますが、要介護認定者のケアプランのチェックも重ねていく必要があります。
- 保健・医療・福祉の関係機関をはじめ、広く地域住民の意見を取り入れ、地域の実情に応じた見守り体制（ネットワーク）が確保されるよう、地域での見守り・支え合いの意識の向上や、「地域のこれからを考える会」での見守り等を行う人材育成・資質向上に向けた取り組みを行います。
- 「地域のこれからを考える会」には、高齢者支援だけでなく防災等の様々な分野や生活支援体制整備事業等への協力を仰ぎ、住民力の向上を図るとともに、住民の貴重な声を聴く機会としても良好な関係を築いていきます。
- 住民主体のいきいき百歳体操も地域の支えあい、見守り等の役割を担っているため引き続き継続支援していきます。
- 自治会や民生委員等の地域住民と連携し、高齢者の見守り体制の充実を図ります。
- 多岐にわたる問題を抱える利用者やその家族については、ケアマネジャーの協力のもと地域包括支援センターが主体となって、多職種スタッフと連携体制を構築する個別のケア会議を開催します。それぞれの個別課題を地域の課題につなげながら、庁舎内の地域ケア会議の中で必要に応じて施策へ結びつけていく仕組みをつくっていきます。
- 地域包括ケア体制の充実のために欠かせない地域住民の自助・共助の意識の向上を目指すとともに、生活支援コーディネーターと連携しながら住民の声を聴いて共に考える機会を持つことでニーズに即した体制の構築に努めていきます。

5 住みやすいまちづくり

ユニバーサルデザインという考え方は、ここ数十年で広く周知され、多くの建物や施設に活かされてきました。ユニバーサルデザインは、行動に制限が課されている特定の方の利便性を高めることを目的としているのではなく、できる限り多くの方の利便性を高めることを目的としているところに、日常的に他者の立場に立って考えることの大切さを表現していると言えます。

ユニバーサルデザインに配慮した施設や設備は、人々の利便性を高めることに留まらず、人々の外出や活動を支援することにもつながります。特に高齢者は、歩行の不安や転倒・事故の危険等を理由に外出を控える傾向にあることから、ユニバーサルデザインに配慮した施設や設備が増えることで不安等が解消されれば、外出意欲がわく方もいるかもしれません。

また、高齢者の転倒や交通事故が起きやすい道路についても、転倒の原因や車椅子等の障害となる段差の解消や車道から分離された歩道の設置等に努めることで、高齢者の外出意欲は向上すると思われれます。

そこで、本町では、ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の設置や、設備の整備を進めています。また、高齢者の買い物等の利便性を高めるため、外出支援として移動支援事業を行っています。

＜施策の展開＞

- 住みこちランキング 2020 では、県下で静かで治安が良く、生活利便性の高さで1位となりました。今後もこの評価を維持できるよう、今まで以上に住みやすいまちづくり取り組んでいきます。
- 昭和町公共施設等総合管理計画に基づき、誰もが利用しやすいと感じられる公共施設の整備を設計段階から計画的に進めます。
- 町としての高齢化率は低いものの、特定の地区では高齢化率が高く、高齢者の移動に関する問題は深刻となっており、早急な対策が求められています。
- 社会福祉協議会が実施している移動支援サービスの周知徹底を図るとともに、利用条件の緩和や利便性の向上等を目指して協議していきます。
- 生活支援体制整備事業の推進等、地域での助け合い体制を構築することで、さらに住みやすいまちを目指します。

6 交通安全・防犯防災対策

社会的弱者とは、社会において他の大多数と比較した場合に不利な立場にある者を指し、これに高齢者も該当します。高齢者の場合は、身体的に虚弱傾向にある、認知機能が低下して物事の判断ができなくなる等、加齢による身体機能や認知機能の低下が社会的弱者と呼ばれる主な理由となっています。また、高齢者のような社会的弱者が地域で安全・安心な生活を送れるよう、住民や行政は日常生活において様々な配慮をしていく必要があります。

高齢者の最も身近な危険は、交通事故です。歩行速度が落ちていることや判断能力が低下していること等を理由に、高齢者が交通事故の被害者となるケースが多くあります。また、高齢ドライバーによる交通事故が全国的に問題となっているように、高齢者は被害者・加害者のどちらにもなりやすい立場にあります。

さらに、高齢者が詐欺被害者となる事件が多発しています。それは高齢者の低下している認知機能を利用した悪質な犯罪であり、周囲の人々がどのように気が付いて防いでいくかが課題です。

また、地震大国である日本では災害対策が不可欠です。災害発生に際し、住民がパニックになることが想定される中、避難時に支援が必要となる高齢者等を落ち着いて支援できるか、避難所でどのような支援ができるか等、事前にできる備えを十分に検討・実施しておく必要があります。

そこで、本町では、交通安全設備の設置や警察、交通安全協会、防犯防災アドバイザー等との連携を進めると同時に、地域における防犯防災に対する意識を高め、地域の住みやすさの向上を図ります。

＜施策の展開＞

- 歩道や信号機、カーブミラー等の交通安全設備の整備を計画的に実施します。
- 県民生活センターや警察、自治会等と連携し、高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、広報紙やホームページ等を通じて防犯に関する情報を周知します。また、必要に応じて、防災無線を活用して注意喚起を促す等、状況に応じた情報提供に努めます。
- 地域と協力し、自主防災組織の強化に努め、防災マニュアルの活用や避難行動要支援者の支援体制整備を推進します。
- 避難時に支援が必要な町民について掲載した避難行動要支援者名簿は、自主防災会や警察、消防等と共有することで、有事の際のスムーズな連携に備えます。また、民生委員ともこの名簿を共有し、日頃の見守り体制に活用します。
- 自治会や民生委員等との連携を強化し、災害時対策の土台となる近所づきあいを大切にする相互扶助精神の普及・充実に努めます。
- ひとり暮らしの高齢者や要介護者等を地域住民やボランティア等が協力して避難を援護する組織づくりに努めます。

7 介護者支援対策

高齢者が増えることで、要介護者（介護を必要とする高齢者）が増えることは容易に想像がつくと思います。しかし、増えるのは要介護者だけではありません。介護者も増加することになります。確かに家族介護から介護サービスを中心とした時代へと移り変わってはいますが、それでも要介護者が在宅生活を続けるためには介護者による介護が必要不可欠なことには変わりありません。

要介護者が増えることで懸念されることの1つに、介護者の負担増があります。介護者の中には、初めて介護をする方や、仕事・子育てと介護を両立しなければならない方、1人で複数人を介護しなければならない方等もあり、その戸惑いや苦労は計り知れません。そうでなくても介護は心身の負担が大きいことから、介護者の負担を少しでも軽減するための取り組みが必要とされています。

また、介護負担が重くなり過ぎることで、介護者が要介護者を虐待してしまうことも懸念されています。介護によるストレスが重くなり過ぎないように、要介護者と介護者の双方を気かけ、必要に応じて相談やサービス利用を勧奨する等して対応する必要があります。

そこで、本町では介護者の負担軽減を目的として、言いつぱなし聞きっぱなしカフェや物忘れ相談等の機会に、情報提供や相談等を行っています。

＜施策の展開＞

- 相談に訪れる人の中には、自立度が高く、介護保険の対象にならない人もおり、介護予防事業や日常生活支援総合事業、町独自の福祉サービスでも十分対応できるケースもあるため、各種制度や事業を紹介したり、十分な聴き取りをしたりしながら一人ひとりに合わせた支援をしていきます。
- 医療機関等と連携しながら、入院中の方やその介護者に、介護保険制度や介護保険申請等の情報や安心して療養できる方法についての情報を提供することで、切れ目のない支援をしていきます。
- 権利擁護事業に関することも含め、多岐にわたる内容の相談にもスタッフが各事業所との連携をとって対応できるよう、研修に参加するなど、さらなる資質向上を目指します。
- 権利擁護事業の対象となる場合でも対象者本人が支援の必要性を感じていないケースが多いことから、広く町民へ啓発することで、一人ひとりの権利を守れる環境としていく必要があります。
- 「言いつぱなし聞きっぱなしカフェ」の開催や、認知症ケア上級専門士の配置による個別相談体制の整備等、引き続き家族介護者の支援を行います。
- 「言いつぱなし聞きっぱなしカフェ」の運営に携わるカフェサポーターを養成することで、地域住民との協働による介護者支援を進めていきます。
- 介護クーポン事業等の内容を見直し、効率的な事業運営を目指します。

第5章 計画の推進にむけて

1 計画の推進体制

①情報提供

この計画を推進する上で最も重要なのは、高齢者や要支援・要介護認定者、その介護者が適切にサービスを利用できる環境が整っていることです。その環境整備の方法の1つとして、情報提供体制の整備・充実があります。

情報提供が適切なサービス利用につながる理由としては、高齢者等がサービスについて知らないことには、そもそも利用につながらないという根本的な理由があります。また、サービス利用につながらないということは、必要としている支援を受けることができずに、高齢者本人や介護者の負担がどんどん重くなるという悪循環にもなってしまいます。

そのため、高齢者等に利用できるサービスや利用条件や利用方法、自己負担額等についての情報を提供することで、利用するサービスを取捨選択できる環境を整える必要があります。

そこで、本町では、町の広報紙やホームページ、町役場、地域包括支援センター、社会福祉協議会の窓口、保健師や民生委員の訪問等において、介護保険サービスや介護予防事業、健康づくり事業、認知症予防事業等、高齢者の健康や生活を支える事柄について積極的に情報提供を行っています。また、広報紙やホームページで情報提供をすることにより、高齢者等だけでなく、若い世代や転入者等に対しても高齢者支援についての知識を浸透させ、将来のサービス利用のための基礎を整えます。

<施策の展開>

- 介護保険制度やサービスの内容、地域包括支援センター等に関する情報について、広報誌等を利用して、住民に分かりやすいよう周知していきます。
- 平成30年度には、希望する地区で、民生委員会やおたっしや講座等と連携し、介護保険制度等についてのミニ講座を開催する等、情報提供手段の多様化を進めています。
- 地域包括支援センターでは、毎年「虹のかけはし」を全戸配布して活動の様子などを広報しています。SNSやブログ等による情報提供も検討しつつ、今後も定期的な周知活動に努めます。
- 町の広報誌に、高齢者にも分かりやすいように、もの忘れ相談医の紹介や「いきいき百歳体操」の普及や実施グループの紹介等、様々な記事を定期的に掲載し、組回覧や全戸配布にて情報を発信していきます。
- 若い世代や実際に介護を行う年代の方にも情報の共有化を促進するために、インターネットを有効活用するなど、新たな情報提供手段の提供を図ります。また、介護予防や認知症への興味・関心へとつなげるためにも、情報提供の仕方の工夫も検討します。

②相談体制

人間は年を重ねることで徐々に身体の動きに制限が課されるようになり、それまで簡単にできていたことでも困難を伴うようになっていきます。それは、高齢者が将来に大きな不安を抱えるには十分な理由となります。また、他にも、高齢者は社会とのつながりが希薄になりやすいことから、困った時に頼れる人がいない、緊急時に助けを求められない等といったことで不安となることもあり、加齢に伴う変化に不安を感じる方が多いのが特徴です。

そこで、国は介護予防の拠点としていた地域包括支援センターに、高齢者の総合相談窓口という役割を追加しました。この結果、相談内容に関わらず、地域包括支援センター1か所で高齢者やその家族からの相談に対応できるようになりました。また、地域包括支援センターには介護や福祉の専門職である主任ケアマネジャーや保健師、社会福祉士が所属していることから、介護や福祉、保健についてはその場で最適なアドバイスやサービスの紹介を受けることができるとともに、他分野についても地域包括支援センターの持っているネットワークを活かして関係機関につなげてもらうことができます。

地域包括支援センターでは、相談者の状況に応じて電話や自宅訪問による相談にも対応しています。引き続き、この相談体制について広く周知して利用を促進するとともに、地域包括支援センターの機能強化を図っていきます。

③連携体制

高齢者や要支援・要介護認定者を対象としたサービスの多くは、行政が主導・管理しているものの、実際にサービスを提供するのはサービス提供事業者や社会福祉協会等となります。そのため、行政としてはサービスを提供する現場の状況を積極的に把握し、適切なサービスが提供されているか、現場の負担が重くなり過ぎていないか等を適宜評価していく必要があります。

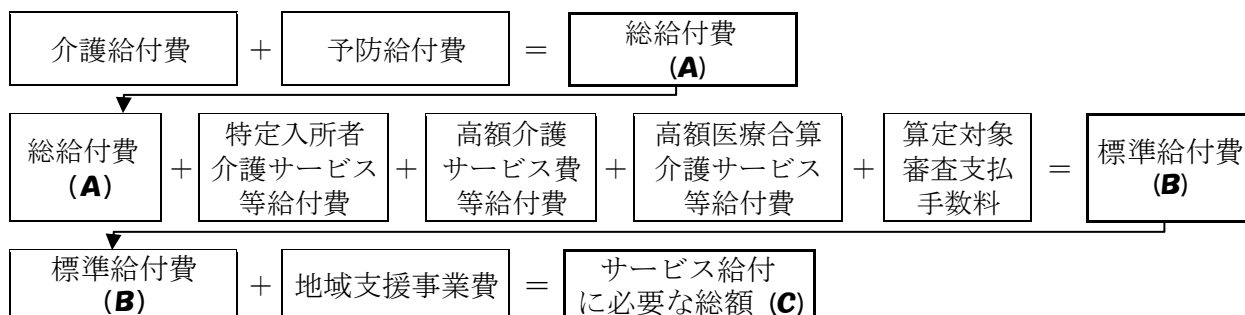
また、地域包括ケアシステムにより地域包括支援センターを中心として築かれているネットワークの有効活用を図り、医療や介護、福祉、保健等の高齢者と関わりの深い分野との連携を深めることで、速やかなサービスの提供に努めます。さらに、感染症の問題等から医療機関の受け入れ体制が限られていることもあり、在宅介護を受けながら生活する方が増えるにつれ、在宅医療のニーズが高まりをみせていることから、医療と介護の連携に注力し、時代に合ったサービスの提供に努めます。

このように、本町ではサービス提供事業者等や医療や介護等の分野との連携を進めていますが、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現のためには、地域住民による協力が欠かすことのできない要素となります。今後は、地域住民に町の取り組みや高齢者支援に理解を求めながら、将来的には地域で住民同士が支え合うことができるまちの実現を目指します。

2 介護保険事業費の算定

(1) 保険料給付費の推計

介護報酬の改定を反映させた介護保険事業に係る給付費の見込みは、以下の算式で算出され、第8期計画期間のサービス給付に必要な総額（C）は、3,312,619,080円となります。



1) 介護給付費

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
居宅サービス				
①訪問介護	57,805,000円	60,369,000円	63,050,000円	181,224,000円
②訪問入浴介護	6,172,000円	7,067,000円	7,958,000円	21,197,000円
③訪問看護	14,237,000円	14,245,000円	15,698,000円	44,180,000円
④訪問リハビリテーション	11,448,000円	11,454,000円	12,508,000円	35,410,000円
⑤居宅療養管理指導	3,284,000円	3,394,000円	3,618,000円	10,296,000円
⑥通所介護	144,169,000円	150,507,000円	158,425,000円	453,101,000円
⑦通所リハビリテーション	64,344,000円	68,359,000円	70,187,000円	202,890,000円
⑧短期入所生活介護	75,368,000円	78,525,000円	80,446,000円	234,339,000円
⑨短期入所療養介護	7,402,000円	8,584,000円	8,584,000円	24,570,000円
⑩福祉用具貸与	25,335,000円	26,440,000円	27,591,000円	79,366,000円
⑪特定福祉用具購入費	1,131,000円	1,131,000円	1,131,000円	3,393,000円
⑫住宅改修費	2,868,000円	2,868,000円	2,868,000円	8,604,000円
⑬特定施設入居者生活介護	1,848,000円	4,140,000円	4,140,000円	10,128,000円
地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2,061,000円	2,062,000円	2,062,000円	6,185,000円
②夜間対応型訪問介護	0円	0円	0円	0円
③地域密着型通所介護	78,951,000円	82,221,000円	88,451,000円	249,623,000円
④認知症対応型通所介護	0円	0円	0円	0円
⑤小規模多機能型居宅介護	29,694,000円	31,651,000円	34,161,000円	95,506,000円
⑥認知症対応型共同生活介護	50,419,000円	50,447,000円	50,447,000円	151,313,000円
⑦地域密着型特定施設入居者生活介護	0円	0円	0円	0円
⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	48,422,000円	48,449,000円	48,449,000円	145,320,000円
⑨看護小規模多機能型居宅介護	0円	0円	0円	0円
介護保険施設サービス				
①介護老人福祉施設	161,949,000円	175,054,000円	178,478,000円	515,481,000円
②介護老人保健施設	88,425,000円	88,474,000円	91,357,000円	268,256,000円
③介護医療院	15,163,000円	20,229,000円	20,229,000円	55,621,000円
④介護療養型医療施設	0円	0円	0円	0円
居宅介護支援	48,353,000円	50,902,000円	52,638,000円	151,893,000円
介護給付費計	938,848,000円	986,572,000円	1,022,476,000円	2,947,896,000円

*給付費は、費用額の90%です。

2) 予防給付費

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
介護予防サービス				
①介護予防訪問入浴介護	0円	0円	0円	0円
②介護予防訪問看護	202,000円	202,000円	202,000円	606,000円
③介護予防訪問リハビリテーション	1,159,000円	1,160,000円	1,160,000円	3,479,000円
④介護予防居宅療養管理指導	52,000円	52,000円	52,000円	156,000円
⑤介護予防通所リハビリテーション	3,457,000円	3,459,000円	3,459,000円	10,375,000円
⑥介護予防短期入所生活介護	0円	0円	0円	0円
⑦介護予防短期入所療養介護	0円	0円	0円	0円
⑧介護予防福祉用具貸与	643,000円	681,000円	720,000円	2,044,000円
⑨特定介護予防福祉用具購入費	0円	0円	0円	0円
⑩介護予防住宅改修費	1,185,000円	1,185,000円	1,185,000円	3,555,000円
⑪介護予防特定施設入居者生活介護	0円	0円	0円	0円
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護	0円	0円	0円	0円
②介護予防小規模多機能型居宅介護	0円	0円	0円	0円
③介護予防認知症対応型共同生活介護	0円	0円	0円	0円
介護予防支援	1,326,000円	1,380,000円	1,433,000円	4,139,000円
介護予防給付費計	8,024,000円	8,119,000円	8,211,000円	24,354,000円

*給付費は、費用額の90%です。

総給付費 (A) (介護給付費+介護予防給付費)	946,872,000円	994,691,000円	1,030,687,000円	2,972,250,000円
---------------------------------	--------------	--------------	----------------	----------------

3) 標準給付費

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
総給付費	946,872,000円	994,691,000円	1,030,687,000円	2,972,250,000円
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	37,470,130円	36,324,661円	37,494,516円	111,289,307円
高額介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)	20,194,005円	20,912,119円	21,574,828円	62,680,952円
高額医療合算介護サービス費等給付額	3,112,455円	3,242,399円	3,335,215円	9,690,069円
算定対象審査支払手数料	1,084,942円	1,130,206円	1,162,596円	3,377,744円
審査支払手数料支払件数	13,231件	13,783件	14,178件	41,192件
標準給付費見込額 (B)	1,008,733,532円	1,056,300,385円	1,094,254,155円	3,159,288,072円

4) 地域支援事業費

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
地域支援事業費	43,048,677円	51,115,001円	59,167,330円	153,331,008円
介護予防・日常生活支援総合事業費	33,747,469円	40,333,799円	46,920,128円	121,001,396円
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費	4,206,006円	4,343,000円	4,466,000円	13,015,006円
包括的支援事業 (社会保障充実分)	5,095,202円	6,438,202円	7,781,202円	19,314,606円

5) サービス給付費総額

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
サービス給付費総額 (C) (標準給付費+地域支援事業費)	1,051,782,209円	1,107,415,386円	1,153,421,485円	3,312,619,080円

*小数点以下を四捨五入しているため、合計値が一致しない場合もあります。

(2) 第1号被保険者の保険料の推計

1) 保険給付費の財源構成

第1号被保険者の保険料の算定基準は、介護保険事業において、法定サービス（介護給付サービス、予防給付サービス、高額介護サービス、地域支援事業等）を実施していく際の標準給付費（総事業費の90%）が、提供されるサービスの水準によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%）を除いた標準給付費について、原則として50%を被保険者の保険料で負担し、残りの50%を公費で負担します。また、被保険者の保険料のうち、原則として23%を第1号被保険者（65歳以上）、27%を第2号被保険者（40歳～64歳）が負担することになります。

【介護保険サービス総事業費の財源構成】

標準給付費(総事業費の90%)						利用者負担 *1 (総事業費 の10%)
保険料 50%		公費 50%				
第1号被保険者 保険料 23%	第2号被保険者 保険料 27%	国		県	町	
				調整交付金 5% (全国標準)	20% (定率)	12.5% (定率)

*施設等給付費に係る公費負担割合は、国が15%(定率)、県が17.5%(定率)、町が12.5%(定率)となります。

*第8期計画期間における第1号被保険者の負担率は、第7期計画と同様、23%のままです。

*1 一定以上の所得のある方(前年の合計所得金額が160万円以上、年金収入で単身280万円以上、夫婦346万円以上)の利用者負担の割合は20%、さらに現役並みの所得のある方(「合計所得金額(給与収入や事業収入等から給与所得控除や必要経費を控除した額)220万円以上」かつ「年金収入+その他合計所得金額340万円以上(単身世帯の場合、夫婦世帯の場合463万円以上)」)3割負担(ただし、月額44,400円の負担の上限あり)となります。

2) 保険料収納必要額の算定

保険料については、計画期間のサービス給付に必要な総額を基に算定します。

本町の第8期計画期間におけるサービス給付に必要な総額（標準給付費＋地域支援事業費）は3,312,619,080円となります。この額に第1号被保険者の負担割合（23%^{※1}）を乗じ、「調整交付金相当額^{※2}」、「調整交付金の見込み額^{※2}」、「財政安定化基金^{※3}拠出見込み額」、「財政安定化基金償還金」、「準備基金取り崩し額」を算出して、保険料収納必要額を計算します。

+	標準給付費見込み額	+	地域支援事業費)	×	第1号被保険者負担割合 ^{※1}
	3,159,288,072円		153,331,008円			23.0%
	調整交付金相当額 ^{※2} (標準給付費額の5.0%)	-	調整交付金見込み額 ^{※2} (交付割合:R3=1.33%、 R4=1.52%、R5=1.53%)			+
	164,014,473円		47,994,000円			0円
+	財政安定化基金償還金	-	準備基金取り崩し額	=		保険料収納必要額
	0円		44,600,000円			833,322,862円

※1 第8期計画期間における第1号被保険者の負担率は、第7期計画と同様、23%のままです。

※2 調整交付金の交付割合(%)の全国平均は5%ですが、市町村の後期高齢者や所得水準により、交付割合(%)が増減します。

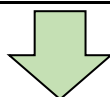
※3 市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加等で赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のことです。このために市町村から徴収する拠出金を「財政安定化基金拠出金」といい、国と都道府県それぞれが市町村と同額を負担することになっています。

3) 第1号被保険者の保険料

人口推計に基づき、本町の第1号被保険者は3年間で延べ12,426人と推計されます。しかしながら、保険料を算出のために、所得段階別にみた補正を行う必要があります、その結果、最終的な所得段階別加入割合補正後の被保険者数は13,275人(D)となります。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
第1号被保険者数	4,052人	4,143人	4,231人	12,426人
前期(65~74歳)	2,100人	2,072人	2,033人	6,205人
後期(75歳以上)	1,952人	2,071人	2,198人	6,221人

	基準所得金額	所得段階別加入者数			基準額に対する割合		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	R3	R4	R5
第1段階		495人 (12.2%)	482人 (11.6%)	469人 (11.1%)	0.50	0.50	0.50
第2段階		315人 (7.8%)	336人 (8.1%)	357人 (8.4%)	0.75	0.75	0.75
第3段階		301人 (7.4%)	318人 (7.7%)	335人 (7.9%)	0.75	0.75	0.75
第4段階		423人 (10.4%)	407人 (9.8%)	389人 (9.2%)	0.90	0.90	0.90
第5段階		610人 (15.1%)	641人 (15.5%)	671人 (15.9%)	1.00	1.00	1.00
第6段階		731人 (18.0%)	760人 (18.3%)	789人 (18.6%)	1.20	1.20	1.20
第7段階	120万円	579人 (14.3%)	615人 (14.8%)	652人 (15.4%)	1.30	1.30	1.30
第8段階	210万円	242人 (6.0%)	240人 (5.8%)	238人 (5.6%)	1.50	1.50	1.50
第9段階	320万円	143人 (3.5%)	154人 (3.7%)	166人 (3.9%)	1.70	1.70	1.70
第10段階	430万円	213人 (5.3%)	190人 (4.6%)	165人 (3.9%)	1.80	1.80	1.80
計		4,052人 (100.0%)	4,143人 (100.0%)	4,231人 (100.0%)			

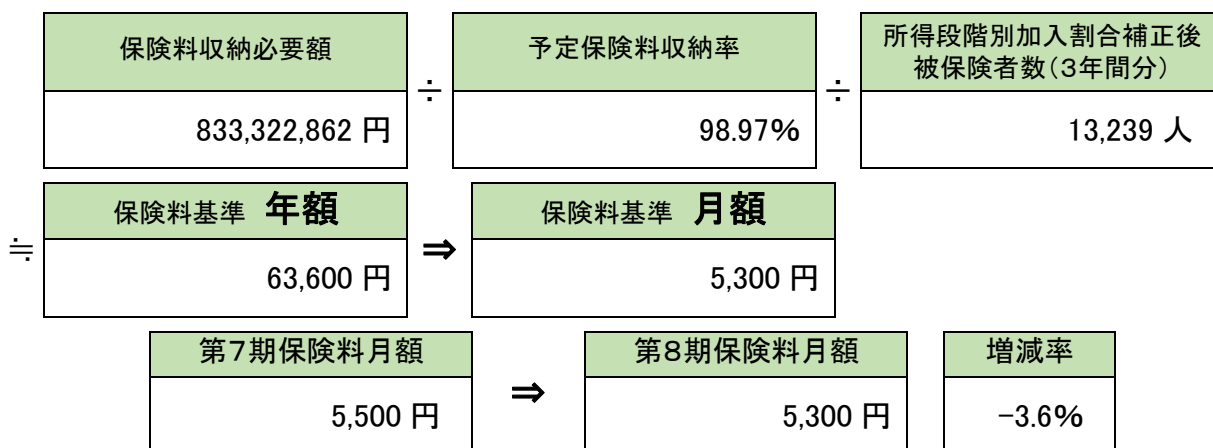


例えば、令和3年度の第1段階の所得段階別加入割合を補正した後の被保険者数は、495人×0.50(基準額に対する割合)=247.5人となります。

所得段階別加入割合補正後被保険者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	3年間計(D)	合計
	4,320人	4,414人	4,505人	13,239人	

算出された保険料収納必要額(833,322,862円)に、これまでの実績に基づき予定保険料収納率を98.97%と見込み、所得段階別割合補正後の被保険者数を用いて保険料基準額を算出します。

第8期計画(令和3年度~令和5年度)においては、第1号被保険者、要支援・要介護認定者、給付費ともに増加していきませんが、準備基金を44,600,000円取り崩すことで、介護保険料基準月額額は200円低下し、5,300円になります。



【第8期介護保険事業計画における第1号被保険者の保険料】

所得段階	対象となる方	保 険 料		
		保険料率	月額	年額
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、または世帯全員が住民税非課税でかつ本人の年金収入が80万円以下の人	0.50	2,650円	31,800円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が120万円以下の人	0.75	3,975円	47,700円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入金額と合計所得金額の合計が年間120万円を超える人	0.75	3,975円	47,700円
第4段階	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	0.90	4,770円	57,240円
第5段階 (基準)	本人が住民税非課税で世帯の中に住民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が年間80万円を超える人	1.00	5,300円	63,600円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の人	1.20	6,360円	76,320円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円未満の人	1.30	6,890円	82,680円
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円未満の人	1.50	7,950円	95,400円
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が430万円未満の人	1.70	9,010円	108,120円
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が430万円以上の人	1.80	9,540円	114,480円

資料編

1 昭和町厚生事業計画策定懇話会設置要綱

平成17年7月1日訓令第9号
改正 平成30年10月1日訓令第7号

(設置)

第1条 昭和町総合計画における基本構想に即し、健康で心かよう福祉の町づくりを目指す施策に関する基本的な方針を策定するため、昭和町厚生事業計画策定懇話会（以下「厚生懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 厚生懇話会は、厚生関係の各種計画の策定に当たり基本構想及び事業計画に関して意見を集約し、町長への提言を行う。

(組織)

第3条 厚生懇話会の委員は、次に掲げる者のうちから委員を選出し、町長が委嘱する。

- (1) 福祉関係団体代表
- (2) 保健関係団体代表
- (3) 学識経験者
- (4) 関係行政機関の代表
- (5) 地域住民代表

2 前項の委員の属する組織の構成に異動があった場合は、速やかに委員を委嘱するものとする。

(会長及び副会長)

第4条 厚生懇話会に会長及び副会長をおき、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 懇話会の委員の任期は、計画策定の完了をもって終了する。

(会議)

第6条 厚生懇話会は、必要に応じて会長が召集する。

(専門研究会)

第7条 厚生懇話会の下に、策定しようとする計画の趣旨に応じて、具体的かつ重点的に検討を行うため、専門研究会（以下「研究会」という。）を置くことができる。

- 2 研究会へ参加する委員の選出に当たっては、すでに設置されている他の研究会に選出されている委員について、できる限り重複を避けるよう配慮するものとする。
- 3 研究会には、専門的意見及び町民の意見等を反映させるため必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 厚生懇話会の庶務は、計画策定を行う主管課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。

(訓令の廃止)

- 2 昭和町高齢者保健福祉・介護保険事業懇話会設置要綱（平成11年昭和町訓令乙第1号）及び昭和町障害者福祉計画策定委員会設置要綱（平成14年昭和町訓令甲第13号）は、廃止する。

附 則（平成30年10月1日訓令第7号）

この訓令は、公布の日から施行する。

2 令和2年度 厚生事業計画策定懇話会委員名簿

(順不同 敬称略)

部会	所 属	役 職	氏 名	備 考
	学識経験者（山梨県立大学）	名誉教授	村松 照美	懇話会副会長
	学識経験者（医師）	町 医	松井 孝道	
高齢者保健福祉計画 専門部会	昭和町いきがいクラブ連合会	会 長	有賀 惠藏	専門部会長
	昭和町区長会	会 長	秋山 正巳	懇話会会長
	昭和町ひとり親家庭福祉会	会 長	井口 初江	
	昭和町民生委員児童委員協議会	副 会 長	名執 明美	
	昭和町社会福祉協議会	事務局長	今澤 幸広	
介護保険事業計画 専門部会	昭和町民生委員児童委員協議会	副 会 長	雨宮 敏明	専門部会長
	介護老人保健施設ひばり苑	所 長	赤池 由希子	
	貢川訪問看護ステーション	所 長	山本 和子	
	特定非営利活動法人昭和ゆらぎの会	管 理 者	相澤 文江	
	介護保険利用者	代 表	長田 文子	
障害福祉計画 専門部会	地域福祉施設みらいファーム	代 表	中村 光輝	専門部会長
	昭和町障がい者福祉会	会 長	望月 藤雄	
	心身障がい児・者親の会ひばり会	会 長	丸山 裕子	
	昭和町民生委員児童委員協議会	副 会 長	中山 恵子	
	相談支援専門員		阿諏訪 勝夫	

	所 属	役 職	氏 名	備 考
事務局	福祉介護課	課 長	今村 圭一	
		係 長	神澤 幸子	
		係 長	清水 敬祐	
		係 長	中込 裕二	
	いきいき健康課	課 長	戸倉 由紀	
		係 長	功刀 朱美	

3 計画策定の経過

年 月 日	会議名 等	会議内容 等
令和2年1月9日 ～ 令和2年3月11日	昭和町 高齢者実態調査の実施	①元気高齢者 774票（有効回収率：77.4%） ②要支援認定者 61票（有効回収率：78.2%） ③要介護認定者 214票（有効回収率：74.3%）
令和2年8月19日	第1回厚生事業計画策定懇話会 第1回高齢者保健福祉計画専門部会 第1回介護保険事業計画専門部会	○第9次高齢者保健福祉計画・第8期 介護保険事業計画の位置づけにつ いて ○第9次高齢者保健福祉計画・第8期 介護保険事業計画の概要について ○今後のスケジュールについて
令和2年10月19日	第2回高齢者保健福祉計画専門部会 第2回介護保険事業計画専門部会	○統計データからみる高齢者の現状 ○第8次高齢者保健福祉計画・第7期 介護保険事業計画施策評価のとり まとめ ○第9次高齢者保健福祉計画・第8期 介護保険事業計画 骨子案の検討
令和2年12月16日	第3回高齢者保健福祉計画専門部会 第3回介護保険事業計画専門部会	○第9次高齢者保健福祉計画・第8期 介護保険事業計画 素案の検討
令和3年1月25日 ～ 令和3年2月8日	パブリックコメントの実施	町のホームページ及び町役場、総合会 館、図書館に素案を置き、意見を募集 意見件数：0件
令和3年2月24日	第2回厚生事業計画策定懇話会	○第9次高齢者保健福祉計画・第8期 介護保険事業計画 素案の承認

4 用語解説

●○ あ行 ○●

NPO

「Non Profit Organization」又は「Not for Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。したがって、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は、様々な社会貢献活動に充てることになる。

●○ か行 ○●

介護医療院

日常的な医学管理が必要な重度の要介護者を受入れ、看取り・終末期ケアの機能と生活の場としての機能を備える施設。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護または要支援の認定を受けた高齢者等からの相談に応じ、その心身の状況に合わせて適切なサービスを利用できるよう、介護サービス計画（ケアプラン）等を作成し、介護サービス事業者や関係機関との連絡・調整を行う者。

介護保険制度

加齢に伴う疾病等により要介護状態となり、医療や入浴、排泄、食事等の介護を必要とすることになった人を対象に、これらの人がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健・医療・福祉サービスの給付を行う制度。

介護予防・日常生活支援総合事業

市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等の人に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すもの。

ケアマネジメント

本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善および開発を推進する援助方法。

●○ さ行 ○●

在宅医療

病院や自治体と連携しながら自宅での治療を目的にした医療体系。病院から医師や看護師が定期的に訪れたり、情報機器を用いて容体を捉え、適切な治療にあたる。

社会福祉協議会

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。誰もが安心して楽しく暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」を進めるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながらともに考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と広く住民の人たちや社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を合わせ持っている。主な活動としては、在宅福祉サービスの実施、高齢者・障がいのある人・児童のための福祉活動、生活福祉資金の貸付け等がある。社会福祉協議会を略して“社協”という。

社会福祉士

社会福祉士および介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。身体上若しくは精神上の障がいがあることまたは環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う。

成年後見制度

認知症高齢者、知的障がいのある人および精神障がいのある人等で判断能力が不十分な状態にある人の財産管理や介護サービス、障がい者福祉サービスの利用契約等を成年後見人等が行い、このような人を保護する制度。

●○ た行 ○●

地域福祉計画

市町村地域福祉計画は、地域福祉を推進する主体である住民等の参加を得て、地域の生活課題を発見し、行政と住民等の協働により解決することを目指している。
県地域福祉支援計画は、市町村地域福祉計画の達成に資するため、各市町村を通じる広域的な見地からのものとなっている。

●○ な行 ○●

日常生活圏域

地域の様々な介護サービスを切れ目なく適時適切に提供するために、利用者の生活圏域を想定して設定したエリア。

認知症ケアパス

認知症の進行に応じて、「いつ」「どこで」「どのような医療や介護サービスが受けられるのか」といったケアの流れを説明するもの。

認知症サポーター

認知症の正しい知識を持ち、認知症の方や家族を応援するボランティア。

認知症初期集中支援チーム

認知症サポート医、看護師、作業療法士、社会福祉士など医療・介護の専門職で構成されたチーム。認知症が疑われる方や認知症の方及びその家族を早期に訪問し、必要な医療・介護の導入や家族への支援など初期の支援を包括的、集中的（概ね6か月間）に行い自立生活をサポートする。

認知症地域支援推進員

市町村や地域包括支援センター、認知症疾患医療センターなどに配置され、医療と介護など地域の支援機関同士の連携を支援し、認知症の方やその家族からの相談支援を行う。

●○ は行 ○●

パブリックコメント

国や地方公共団体等の行政が、新たな行政計画等を作成するときに、その案を公表し一般からのコメント（意見）を求める制度。

バリアフリー

「障がいのある人が社会生活をしていくうえで妨げとなる障壁（バリア Barrier）となるものを除去（フリー Free）する」という意味で、建物や道路等の段差等生活環境上の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く、「社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去」という意味でも用いる。

ボランティア

社会福祉において、個人の意志により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則は「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。ただし、有償の場合もある。

●○ み行 ○●

見える化システム

都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するために国が提供している地域包括ケアに関する情報システムで、介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が本システムに一元化され、かつグラフ等を用いた見やすい形で提供される。

看取り

病人のそばにいて世話をすること。また、死期まで見守り看病すること。看護。

民生委員

厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人で、「児童委員」を兼ねている。

●○ や行 ○●

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、言語等、人々が持つ様々な特性や違いを認め合い、最初からできるだけ全ての人利用しやすい、全ての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしようとする考え方。

要介護認定

介護サービスを受ける状態（要支援・介護状態）となったとき、それがどの区分（介護度）にあたるかを認定する制度のことです。その基準は、全国一律に客観的に定められている。

昭 和 町
第 9 次高齢者保健福祉計画・第 8 期介護保険事業計画

令和 3 年 3 月

<編集> 山梨県 昭和町 福祉介護課

〒409-3864 山梨県中巨摩郡昭和押越 616

TEL : 055-275-8784
